

観光まちづくり学会誌

Journal of the Society of Tourism and Community Design

Vol. 11

March, 2014

- 巻 頭 言 アウトドア・アクティビティからの観光まちづくり
—2020 東京オリンピック開催決定を契機に—
安藤 昭
- 特 別 寄 稿 高田松原の再生めざして
戸羽 太
- 論 文 旅行形態とモバイル I C T を利用した着地情報
提供のありかたに関する研究
—公衆 Wi-Fi とスマートフォンの連携活用に向けて—
細野 昌和
- 市街化調整区域における観光資源有効利用
施設に係る立地基準の運用に関する調査研究
大泉 剛
- 高齢者のための観光施設バリアフリー状況調査及び
広域観光ガイドマップの一提案に関する研究
—青森県三八地域を例として—
安部 信行
- 旅行契約 募集型企画旅行契約における旅行業者の債務
阿部 真也
- 都市の胎生的進化モデルの検証について
—西洋文明圏の都市と日本文明圏の都市を対象にして—
安藤 昭

観光まちづくり学会誌

目次

第 11 号

平成 26 年 3 月発行

巻頭言	アウトドア・アクティビティからの観光まちづくり －2020 東京オリンピック開催決定を契機に－ ……………	安藤 昭	2
特別寄稿	高田松原の再生めざして ……………	戸羽 太	3
論 文	旅行形態とモバイル I C T を利用した着地情報 提供のありかたに関する研究 －公衆 Wi-Fi とスマートフォンの連携活用に向けて－ ……………	細野昌和	7
	市街化調整区域における観光資源有効利用 施設に係る立地基準の運用に関する調査研究 ……………	大泉 剛	17
	高齢者のための観光施設バリアフリー状況調査及び 広域観光ガイドマップの一提案に関する研究 －青森県三八地域を例として－ ……………	安部 信行	27
	旅行契約 募集型企画旅行契約における旅行者の債務 ……………	阿部 真也	36
	都市の胎生的進化モデルの検証について －西洋文明圏の都市と日本文明圏の都市を対象にして－ ……………	安藤 昭	51
お知らせ	活動報告 ……………		68
	事務局だより ……………		73
	投稿規定・執筆要領・投稿整理票 ……………		74
	学会会則 ……………		79
	学会賞表彰規定 ……………		84
	役員名簿・学会委員会 ……………		85
	法人会員名簿 ……………		87
	観光まちづくり学会研究発表会開催校 ……………		88

NPO都市デザイン総合研究センター 理事長
安藤 昭 Akira ANDO
工博 岩手大学名誉教授

アウトドア・アクティビティからの観光まちづくり ー2020 東京オリンピック開催決定を契機にー

近年、我々は多くの危機に直面している。地球生態系保全の危機、社会規範崩壊の危機、社会組織溶解の危機、そして個人の心の空洞化をもたらす高度情報社会の危機がこれである。そして、2011年3月11日発生の東日本大震災は、これらのまちづくりの課題の克服を一層困難なものにしてしまった。西洋文明圏の都市を追って間もなくポストモダンに突入する日本文明圏の都市の重要な課題は上述の「近代化の克復」であると言えよう。

このような中、幸運にも2013年9月8日、7年後の2020年に「オリンピック・パラリンピックの東京開催」が決定した。わが国においては2度目のオリンピックの開催であるとは言え、現在は日本中において歓びで沸き返っている。そのため、ここでは2020年の「オリンピック・パラリンピックの東京開催」を、わが国の近代におけるまちづくりの課題克復のための好機として捉え、中でも少子高齢化・人口減少の著しい東北地方の市町村の今後の7年間は、東日本大震災後の「新しい東北の創造」「成熟社会」「スポーツ」「健康福祉」「ゆとり・安らぎ」をキーワードにアウトドア・アクティビティ (Outdoor activity) からの観光まちづくり、特にスポーツ・ツーリズムによる観光まちづくりを図ることを提案したい。ここに、アウトドア・アクティビティとは、野外活動のことで、アウトドア・スポーツとアウトドア・ライフ (Outdoor sports and outdoor life) の総称を言う。環境教育や野外学習さらには自然体験を含むとされる。

具体的には、対象領域 (テリトリー) が10,150Km²と、現在、世界最大の規模であるスウェーデンのバルクスラージェンエコミュージアムの7,500Km²を上回る規模を有する北上川博物館 (エコミュージアム) に注目し、これにアウトドア・スポーツとアウトドア・ライフを含むサチライトを随所に導入して新たな北上川博物館として再構築することが考えられる。この観点から、盛岡の市街地を貫流し、背景に秀峰岩手山を随所に戴く北上川上流域の観光ラフティングによる盛岡・北上川の地域ブランド化事業等のスポーツ・ツーリズム事業の今後の展開は大いに期待されると言える。

(2014. 1. 17 受理)

高田松原の再生めざして

陸前高田市長 戸羽 太

高田松原と市民生活のかかわり

陸前高田市のシンボルであった「高田松原」は、リアス式海岸としてはめずらしく、約2kmにわたる砂浜にクロマツやアカマツの美しい松林が映える白砂青松の美しい松原でした。また、日本百景をはじめ国指定文化財や名勝などに指定され、日本でも有数の景勝地であり、文化遺産でもありました。

年代	指定・選定
1927年（昭和2年）	日本百景
1940年（昭和15年）	国指定文化財
1958年（昭和33年）	都市公園 新日本百景
1964年（昭和39年）	陸中海岸国立公園
1983年（昭和58年）	日本の名松百選
1986年（昭和61年）	森林浴の森百選
1987年（昭和62年）	白砂青松百選
1996年（平成8年）	海と緑の健康地域 日本の渚百選

樹齢300年を超える松も数多くあったといわれるその林の中には、ハマナスやニッコウキスゲなど季節の花々が咲き誇り、林内を散策に訪れる市民や観光客の目を楽しませ、心に潤いを与えてくれました。石川啄木や高浜虚子など多くの文人がこの地を訪れ、その美しい景色に感銘を受け作品を残していることもその表れでしょう。

また、松林は防波、防風や砂防の効果があり、豊かな農地を作り、津波や高潮の被害から私たちを守ってきました。市民もその美しい松林を後世に引き継ぐために、ごみ拾いや草刈りなどの保全活動に取り組んでいました。

高田松原は、年間150万人の観光客が訪れる三陸海岸を代表する観光地でもありました。夏には海水浴をはじめ、ボートやヨット、シーカヤックなどのマリンスポーツが体験できましたし、ジョギングやウォーキングに利用できるウェルネスロード、野球場、サッカー場、体育館、全天候型テニスコートやキャンプ場など市民の健康づくりと観光に対応しており、高田松原を楽しむための環境が整備されていました。

毎年8月14日には、高田松原花火大会も開催されており、高田松原の沖からスターメイン、水中花火、2尺玉など約5,000発の花火が打ち上げられていました。花火が上がると同時に砂浜は幻想的な空気に包まれ、花火の灯りに照らされた松林はまるで日本画を思わせる景色でした。



高田松原の生い立ち

その昔、高田松原は、立神浜（たつがみはま）と呼ばれ、砂浜は荒涼とした不毛の地でした。潮風が絶えず砂塵を吹き上げては、近くの田畑を埋め尽くし、せっかく植えた作物も収穫できないことがしばしばありました。村では、防風、防波、防砂の策を幾度となく講じましたが、効果も無くむなしく時が過ぎていくばかりでした。寛文六年（1666）九月、仙台藩主綱宗公の命を受け、奉行の山崎平太左衛門が立神浜を見聞に来た折、高田村の豪商であった菅野壱之助に、長さ四町（440疔）にわたり松の植栽を命じました。

壱之助は村方と相談して、翌寛文七年に松の植栽に取り掛かり、約半年をかけ6,200本の松を植え付けました。しかし、このとき植えた松苗が山野に自生していたアカマツであったことから、海に面した砂地という悪条件に耐えられず、半分以上が枯れてしまいました。翌年の寛文八年からは、私財を投じてクロマツの苗を買い付け、苦労を重ねながらも植え付けを続けました。

壱之助は、寛文一四年（1671）に志半ばにしてこの世を去りましたが、この植栽事業は、その子七左衛門、孫八三郎に引き継がれ、最終的には18,000本を植え付けるに至りました。こうして壱之助らの努力の末、高田松原の基礎が築かれました。

享保年間（1716～36）に入って、今泉村の松坂新右衛門が気仙川流域の新田を災害から守るため、防潮、防風林の植栽に取りかかりました。高田村の松林が効果を上げていたことを励みに植栽を続けましたが、海水がしみ込んだ砂地と夏の高温、冬の凍結など数々の悪条件のため、20年という苦心の時を経て数千本の松の育成に成功しました。

こうして、荒涼とした立神浜は、緑豊かな高田松原へと変貌を遂げました。



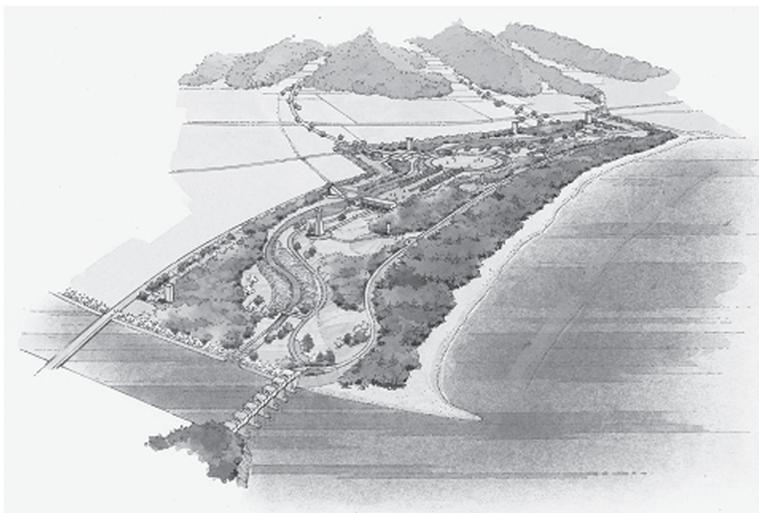
高田松原の再生めざして

陸前高田市は、このたびの東日本大震災により壊滅的な被害を受け、多くの市民の尊い命と貴重な財産を失いました。市のシンボルであり、市民の憩いの場でもあった高田松原も、たった一本の「奇跡の一本松」を残して無残に流されてしまいました。

唯一残された「奇跡の一本松」も関係者の懸命の努力の甲斐なく、残念ながら再生の希望は閉ざされてしまいましたが、接ぎ木や実生によって、次の世代へとその命が引き継がれようとしています。

私たちは、このたびの震災で犠牲になられた方々の思いを決して無駄にしないためにも、恵まれた自然に育まれた歴史や伝統を取り戻し、さらに甚大な被害をもたらした大津波の体験に学び、語り継ぐ「減災のまち」を実現していかなくてはなりません。

そのために、海と緑が織りなす白砂青松の高田松原を再生するとともに、その後背地には、震災で犠牲となった多くの方々を追悼、鎮魂する公園として、防災メモリアル公園を設置したいと考えています。このようにして、大震災の経験や教訓を後世に語り継いでいくことが、残された我々に課せられた使命であると思います。



復興のシンボル「奇跡の一本松」

今や「陸前高田市」という地名よりも有名かもしれない復興のシンボル「奇跡の一本松」、「枯れてしまった木に大金をかけるなんて・・・」と全国の皆さんからご批判も頂きましたが、世界中の方々からたくさんの応援も頂いております。

私は、全国の皆様にあの木を保存することが被災地に住む人間にとってどのような意味を持つのか考えて頂きたいと思っています。

陸前高田市は、東日本大震災により文字通り壊滅し、たくさんの市民が犠牲となり、すべての人々が絶望の中で呆然としていた時、私たちの目に飛び込んできたのがたった一本残った松の木でした。

高田松原には7万本の松の木があったと言われていますが、その中で奇跡的に唯一生き残った一本。

瓦礫の山と化したまちを見て、復興など不可能だとあきらめていた人々の心に「もしかしたら奇跡は起こるかもしれない」と勇気と希望をくれたのがあの松の木だったのです。

奇跡の一本松は「希望の一本松」とも呼ばれています。私たちはこれから長い年月をかけて一步一步復興を

進めていきますが、その道のりは長く険しいものになります。

それでも私たちは立ち止まることなく、犠牲になられたたくさんの仲間たちの悔しい思いに応え、子供たちの未来のために復興を果たさなければなりません。

その為の「勇気」と「希望」を与えてくれるのが「奇跡の一本松」なのです。皆さんもぜひ一度、一本松を見に来てください。きっと不思議な力をもらえるはずです。

私たちは一本松に見守られながら、「世界に誇れる美しいまち陸前高田市」を目指してこれからも頑張っています。

(2013.12.2 受理)



旅行形態とモバイル ICT を利用した着地情報 提供のありかたに関する研究

～公衆 Wi-Fi とスマートフォンの連携活用に向けて～

細野 昌和

正会員 博士 (情報科学) 北海商科大学 商学部教授 (〒062-8607 札幌市豊平区豊平 6 条 6 丁目 10 番)

E-mail: hosono@hokkai.ac.jp

近年、観光目的地における観光振興、いわゆる着地型観光の重要性に視点が向けられている。従来のように発地からの視点ではなく、受入れ側の地域が観光客の視点から観光振興を進めようという立場といえる。その立場からは、着地において観光客が求める情報を提供することは、観光行動を支援するために重要な課題と考えることができる。本研究では、個人・グループ旅行および団体旅行といった旅行形態の違いによる求める情報の違い、およびそれらを提供する手段であるモバイル ICT として、公衆 Wi-Fi とスマートフォンの活用の可能性と留意点について確認した。

Key Words: destination community-based tourism, on-site information, public Wi-Fi, smartphone

1. はじめに

着地型観光振興において、観光客への情報提供は彼らの行動支援に欠かせないものと考えられる。そのため、着地においては、各地に観光案内所やボランティア観光ガイドなどが設けられるようになってきたが、まだ広く浸透してはおらず、多くの観光地ではパンフレットや標識に頼っているのが現状である。観光行動の支援には、着地において観光客のさまざまな求めに対応できる情報提供が必要である。こうした情報は、旅行形態によって内容や必要の程度が異なると考えられる。

観光情報をモバイル ICT で提供しようとする場合、細野¹⁾が指摘するように、信頼性の高い安定したインフラの整備と端末の普及との両方が必要である。特に、インターネットを介して情報を提供するならば、インフラは人口カバー率が 90%以上である携帯電話のデータ通信か、広く普及し安定した技術である Wi-Fi の活用が選択肢となるだろう。したがって、端末もこのどちらかまたは両者を使える機器に

限られることになる。

スマートフォンでのインターネット利用は、パソコンでの利用に極めて近く、かつその端末の大きさからどこへでも持ち運ぶことができ、移動先で自由にインターネットを利用できるという利点を持つ。また、一般にスマートフォン利用者は、定額のデータ通信プランを契約しており、大量のデータ通信を行っても一定額以上の料金負担は発生しない。このことは、観光情報を画像など多彩なメディアで発信するのに最適である。さらに、無料の公衆 Wi-Fi サービスがあれば、利用者の料金負担なしで、観光情報提供側が利用者へ優先的に提供したい情報を自由に発信することも可能である。

なお、Wi-Fi とは無線 LAN とほぼ同意義で、公衆 Wi-Fi とは人々が公衆の場所で利用できる公開された無線 LAN を指す。しかし、実際には公衆 Wi-Fi とはいえ我が国では会員制のものがほとんどで、誰でもが自由に使える公衆 Wi-Fi は無いに等しいくらい少ないのが現状である。

モバイル ICT の観光面での活用を検討した研究としては、小樽市観光において仮想現実技術 (AR) の活用を検討した深田²⁾らの研究や北上川親水散策観光での活用を想定した細野³⁾の研究があるが、本研究は、より一般的に着地観光におけるモバイル ICT の活用、とりわけ旅行形態の違いとその活用の必要性の関係を明らかにするものである。

以上のような背景から、現在急速に利用者を拡大しているスマートフォンを汎用の観光情報端末と位置付け、一方で情報提供側のインフラとして誰でも使える公衆 Wi-Fi を想定した活用を検討する。

2. 目的

本研究は、札幌市内の宿泊施設利用者を対象にして、まず旅行形態と必要とする情報との関連を確認し、実際にスマートフォンなどの Wi-Fi 通信機器を持参しているか、公衆 Wi-Fi 利用上の障害、また観光情報が無料で公衆 Wi-Fi から提供されるなら対象者は利用の意向を示すか等を明らかにするものである。

3. 調査方法

(1) 調査対象者

本研究における観光の位置づけは、ビジネス目的に対する遊びを意味する狭義の楽しみのための観光だけではなく、楽しみのための観光と兼観光、そしてビジネス旅行も含むツーリズムに相当する広義の観光としている。そのため、調査対象者は、札幌市内のホテルに宿泊している日本人旅行者とした。

(2) 調査手続き

調査は、札幌市中央区内の 9 軒のホテルの協力を得て実施された。調査協力の承諾をいただいた各ホテルへは、それぞれ質問紙を 100 部配布し、フロントにおいて対象者の宿泊客へ手渡しと回答済み質問紙の回収を依頼した。

各ホテルでは、対象者がフロントでチェックインを行う際にフロント係員が調査依頼を行い、質問紙

を手渡した。回答はチェックアウトまでの間に行われ、対象者のフロントへの提出で回収するという留め置き方で調査は実施された。なお、対象者への調査依頼の際に、謝礼として粗品が手渡された。

(3) 調査期間

調査期間は、平成 23 (2011) 年 12 月 26 日から、平成 24 年 2 月 7 日までであった。なお、この調査期間は、一般的な社会調査における質問紙配布から回収終了を意味するのではなく、各ホテルへ質問紙を渡し、全ホテルから回答済み質問紙が最終的に調査者へ返却された時点までを示すものである。実質的な配布は、ほぼ平成 23 年 1 月中に行われた。

4. 結果

今回の調査では、質問紙の全有効回収数は 414 票であった。ホテル別内訳は表 1 の通りである。本調査では、各ホテルに配布を依頼した全質問紙数は 900 票であるが、この数が対象者に配布された実数を意味するものではない。各ホテルへは可能な限り質問紙を宿泊客へ配布し、回収するように依頼した。したがって、他の着地現地での観光調査と同様に、回収率という概念は存在しないことになる。

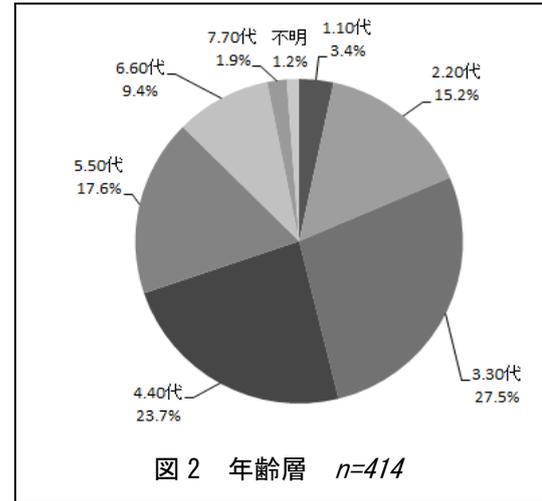
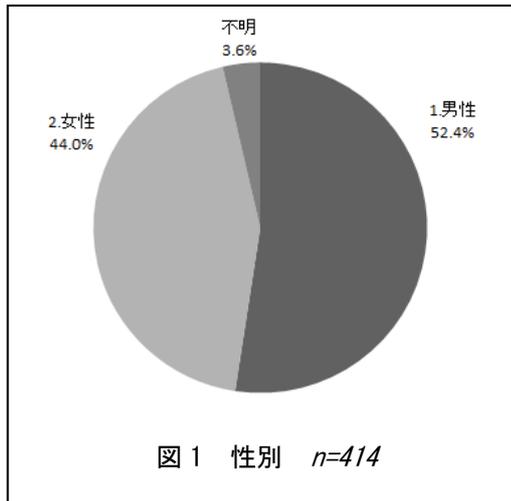
表 1 ホテル別有効回収数

ホテル	PH	EH	NO	KP	GS	OK	HS	DH	RT	合計
有効回数	19	25	53	37	49	87	47	51	46	414

(1) 対象者の概要

性別では、図 1 のように男性が 52.4% に対して、女性が 44.0% であった。男性、女性のどちらか一方への極端な分布の偏りは見られなかった。

年齢層では、図 2 に示すように 30 代が最も多く 27.5%、次いで 40 代の 23.7%、そして 50 代の 17.6% と続く。20 代は 15.2% であった。



30代と40代を合わせると51.2%であり、過半数となる。30代と40代を中心とし、それより年配の層と若い層が続く分布となっている。

(2) 旅行形態

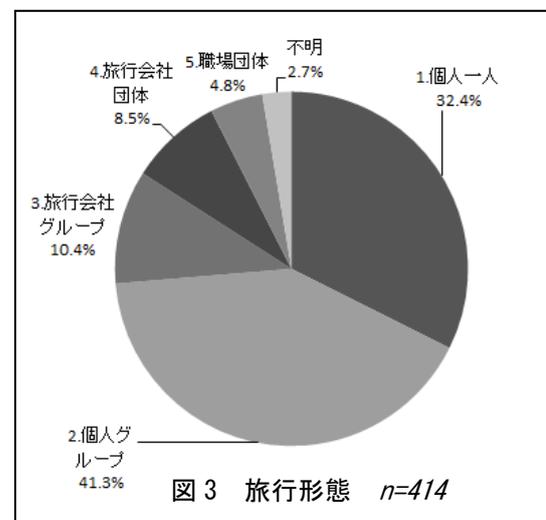
旅行形態によって観光情報の必要性や必要な情報の内容が異なることが想定される。ここでは主に個人・グループ旅行か団体旅行かに焦点をあて、表2のような選択肢を提示して回答を求めた。

表2 旅行形態

1. ご自分で企画したひとり旅行
2. ご自分たちで企画した家族や友人のグループ旅行
3. 旅行会社が企画した家族や友人のグループ旅行
4. 旅行会社が企画した団体旅行に参加
5. 職場や学校の団体旅行に参加

その結果、図3に示すように最も多かったのは『2. 個人グループ（以下、グラフ中の略記で示す）』で、41.3%であった。次いで多いのが、『1. 個人一人』で32.4%であった。個人・グループ旅行である両者の合計は73.7%となる。自ら、あるいはグループのメンバーが企画し行動する旅を行っている対象者が7割強ということになる。

3番目に多いのは、『3. 旅行会社グループ』で10.4%である。これは出発前に旅行会社の企画した旅行であるが、着地での行動はさまざまな形態が考えられる。団体旅行のようにガイドに案内されて行動する



場合や、目的地とそこへの交通手段は旅行会社の企画だが、着地では自由行動の場合、あるいは両者を組み合わせた形態も考えられる。そのため、本調査では旅行会社が企画した旅行に参加したという点のみに着目し、他者が企画した旅行である団体旅行と同等に扱うこととした。

全体としては、『4. 旅行会社団体』8.5%と『5. 職場団体』4.8%に、『3. 旅行会社グループ』の10.4%の合計である23.7%の対象者を団体旅行者とみなすこととした。すなわち、個人・グループ旅行が73.7%に対し団体旅行が23.7%となり、圧倒的に個人旅行が多い結果になった。個人旅行と団体旅行の定義はさまざまに存在するが、個人旅行が圧倒的に多いという結果は、日本観光振興協会⁴⁾が継続して行っている調査結果と同様の傾向である。

表 3 調べた情報・知りたい情報

1. 公共交通機関の乗り方や時刻表, 料金について.	7. 道に迷ってしまったときの自分のいる場所の確認.
2. 訪れたい目的地や施設への道や交通機関について.	8. ATM の場所.
3. 訪れたい施設の営業時間や入場料について.	9. 欲しいものや食べたいもののあるお店.
4. こちらに来てから選んで訪れる場所について.	10. Wi-Fi が使えるポイントや店舗.
5. 気候に適した服装や足回り.	11. ご自分の健康や条件 (年齢, 障害など) に合った設備の場所や内容.
6. 天候や道路状況.	

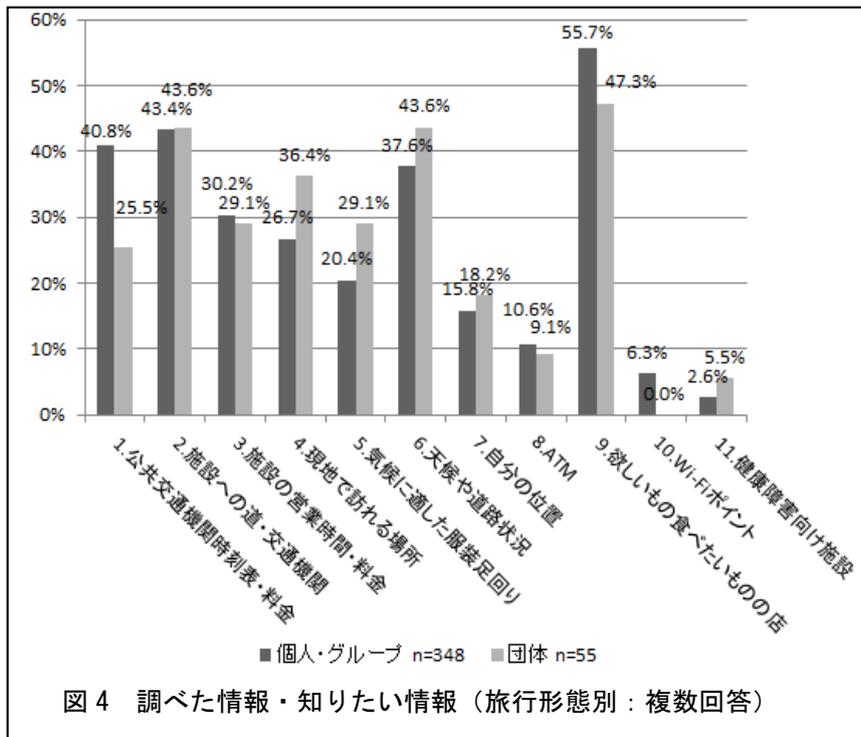
(3) 観光行動で求められる情報

対象者が実際に今回の滞在中にどのような情報を求めたかを旅行形態別に訊ねている。つまり、表 3 にあげた 11 の選択肢を提示し、それぞれについて実際に調べたか、知りたかったかを選択してもらった。この問いへの回答は、該当するものすべてに○を付ける複数回答である。

図 4 の旅行形態別の回答分布の違いに着目すると、個人・グループ旅行と団体旅行で大きな違いが見られたのは、『1. 公共交通機関時刻表・料金』である。これを実際に調べたか、知ろうとした対象者は、個人・グループ旅行の場合は 40.8%と約四割も存在するのに対し、団体旅行では 25.5%であり、15 ポイン

ト以上の差がある。つまり、団体旅行の対象者に対し、個人・グループ旅行の対象者は、1.6 倍もの人びとが公共交通機関に関連した情報を求めている。他に、個人・グループ旅行の対象者の方に要求の多い情報としては、『9. 欲しいもの食べたいもののお店』の情報があり、55.7%対 47.3%で 8.3 ポイントの差がある。また、『10. Wi-Fi ポイント』については、個人・グループの対象者の 6.0%が情報を求めているのに対し、団体旅行の場合は求めている対象者はいなかった。

それとは反対に、団体旅行の対象者の方が多く求めている情報は、ポイント差の大きい方から、『4. 現地で訪れる場所』の個人・グループ旅行 26.7%対



団体 36.4%の 9.7 ポイント、『5. 気候に適した服装足回り』の 20.4%対 29.1%の 8.7 ポイント、『6. 天候や道路状況』の 37.6%対 43.6%の 6.0 ポイントなどとなっている。グラフで略記している『4. 現地で訪れる場所』は、質問紙上の文は『4. こちらに来てから選んで訪れる場所について』であり、着地で空いた時間に予定外の目的地・施設を探したり、その内容の情報について調べたりすることを意味している。

今回あげた 11 の選択肢のうち 1 ポイント以上の差で相対的に個人・グループ旅行の対象者の方が求めているものは 3 件、それとは逆に団体旅行の対象者の方が相対的に求めている情報は 5 件となった。

自らが着地で情報を探索して行動する機会が多いと思われる個人・グループ旅行の対象者の方に比べて、団体旅行の対象者の方が求める情報が多いという興味深い結果になった。これは、どのような旅行形態かに関わらず、旅行者は着地での情報を広く求めていることを表している。また、全体で見ると、提示された 11 の選択肢のうち 20%以上が求める情報として選択した数が 7 件もあり、5 人に 1 人以上がこれらの情報を必要としているということは、観光情報提供の観点からは見過ごせない事実と言える。

(4) 持参 Wi-Fi 機器

ここでは、Wi-Fi との接続を行うための機器を対

象者が持参しているか、そしてそれはどのような機器であるかを旅行形態別に訊ねている。具体的には表 4 のように『8. いずれも持参していない』を含めて選択肢を 8 つ用意した。対象者は持参しているものすべてを選択することを求められた。

その結果、持参 Wi-Fi 機器を旅行形態別にみると、図 5 のように全体で最も持参率の高かった『1. スマートフォン』は、個人・グループ旅行の対象者で 35.6%、団体旅行では 36.4%と事実上差が無く、どちらの旅行形態の対象者においても群を抜いて持参率が高い Wi-Fi 通信機器である。これらの割合は、ほぼ同時期の 2011 年 9 月に行われた調査結果が報告されているスマホ白書 2012⁵⁾ の利用率 22.9% よりかなり高い値である。

(5) 公衆 Wi-Fi 利用の障害

公衆 Wi-Fi で情報案内を利用する場合、どのようなことで使いたくない、使いにくいと思うかなど、何が利用の障害となるのかを表 6 に示した想定される 9 の選択肢を設け、4 つまでを選択する複数回答で訊ねている。ここでは、Wi-Fi 通信機器を持参しているか否かに限らず、全対象者に訊ねている。また、これらの選択肢に含まれない障害に関しては自由回答で記入を求めた。

表 4 持参 Wi-Fi 機器

- | |
|---------------------------------------------------------|
| 1. スマートフォン |
| 2. タブレット PC |
| 3. ノート PC, MacBook, ネットブック PC |
| 4. Wi-Fi 機能付きのゲーム機 |
| 5. Wi-Fi ルーター/アクセスポイント
(有線 LAN を Wi-Fi に変換する機器) |
| 6. ポケット Wi-Fi, モバイル Wi-Fi ルーター
(携帯通信を Wi-Fi に変換する機器) |
| 7. その他 |
| 8. いずれも持参していない |

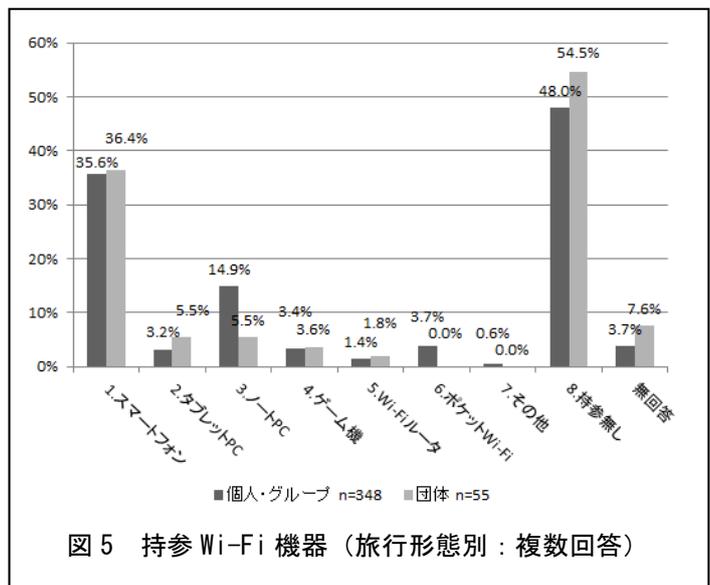


表 6 公衆 Wi-Fi 利用の障害

1. 利用のための専用アプリをインストールしなければならない場合。
2. 接続のたびにパスワードなどを入力しなければならない場合。
3. 適確な情報提供のために、買い物などの行動内容が収集記録されるしくみ。
4. アクセスポイントがどこにあるのか分からないこと。
5. 加入しているサービスによって使える場所が違うこと。
6. 利用前に、表示される内容を丹念に読まなければならない場合。
7. 自分の端末にウィルスなどが感染するかもしれないと思うこと。
8. 自分の端末に外部から侵入されたり、データを覗かれるかもしれないと思うこと。
9. 誰が運営しているか不明なサービスの場合。

この中で最も多くの対象者に選択されたのは、図 6 に示すように『1. 専用アプリ・インストール』の 33.8%であった。次いで『7. ウィルス感染可能性』の 32.9%、『2. つどパスワード入力』の 30.7%、『8. 端末への侵入の可能性』の 29.2%となっている。以下、『4. AP 場所不明』25.4%、『5. 運営主体不明』24.6%と続く。

次に、これを実際に Wi-Fi 通信機器を持参している対象者に限って分布を見たのが図 7 である。全対象者での分布と比較し、各選択肢全体に障害と思われる率が相対的に高くなっているだけでなく、障害と思われる要因の順位も異なっている。

『2. つどパスワード入力』は全体では 30.7%が障害として上げており、最も多い指摘から 3 番目だっ

た。しかし、実際に Wi-Fi 通信機器を持参している対象者のみで集計すると、42.1%と 8 ポイント近く増加し、最も指摘の多い障害になっている。

それに次ぐのは、全体の対象者では最も指摘の多かった『1. 専用アプリ・インストール』の 40.0%である。これも 7 ポイント強、指摘が増加している。

持参者のみの集計から、実際の利用場面で大きく影響する障害として特徴的に指摘できるのが『4. AP 場所不明』である。AP（アクセスポイント）とは公衆 Wi-Fi の接続アンテナが設置されている場所のことであるが、利用する者にとってそれがどこにあるのか、つまりどこで使えるのかが分からないことが切実な問題であることが分かる。全体での集計では 25.4%で、障害となる選択肢の中で 5 番目であったが、

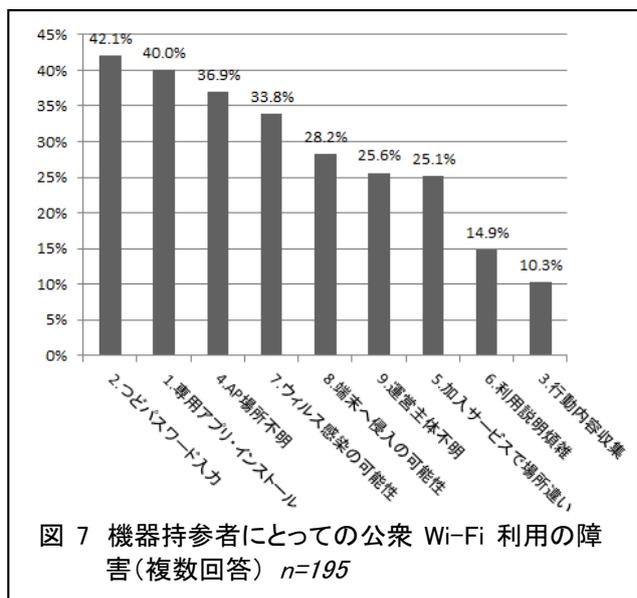
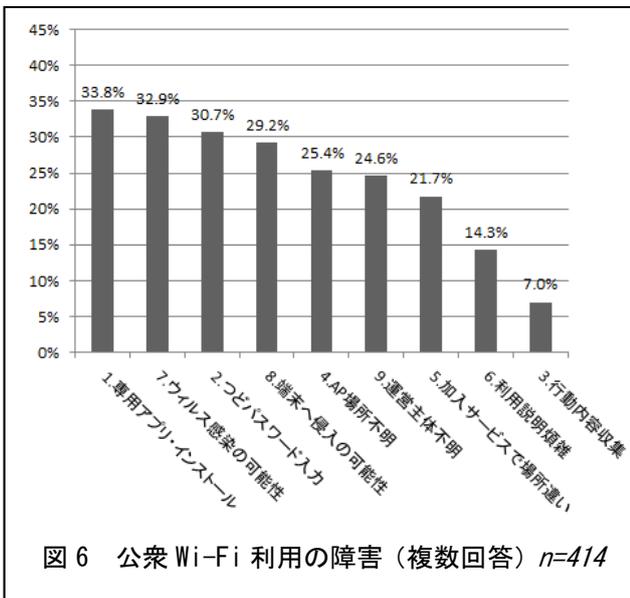


表 7 公衆 Wi-Fi 利用の障害 (自由回答)

- ・料金
- ・使い方がよくわからない
- ・通信が混雑し過ぎて、速度が落ちたり、不安定になるのではないかと心配。
- ・加入せずに使える無料 or プリペイドのサービスが少ない

現実の利用者では 36.9%が障害として選択しており、3 番目に多い指摘となっている。

セキュリティに関する不安は、『7. ウィルス感染の可能性』33.8%，および『8. 端末への侵入の可能性』28.2%とも、実際の利用者に特徴的な分布ではなかった。

表 7 に示すように自由回答は 4 件あり、すべて Wi-Fi 機器持参の対象者からのものだった。

(6) 公衆 Wi-Fi 観光案内の利用意向と機器

最後に、旅行関連施設や公共施設、駅、道の駅などで、公衆 Wi-Fi が無料で使いインターネットで観光情報案内が行われるなら、どのような Wi-Fi 通信機器を持参してそれを利用するかを具体的にあげて回答を求めた。

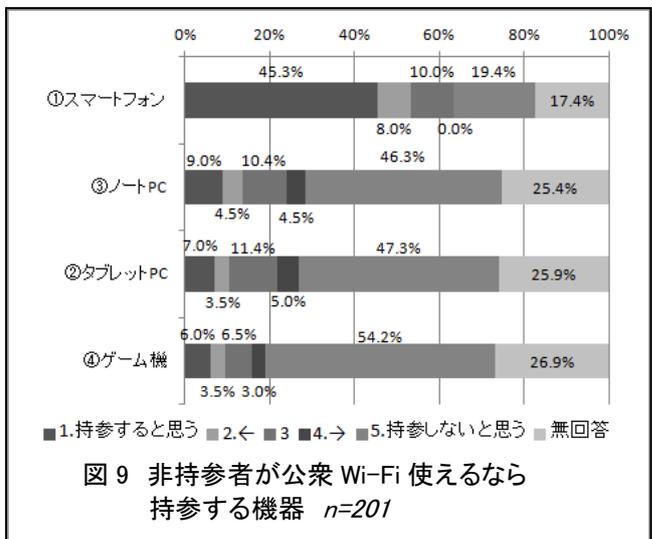
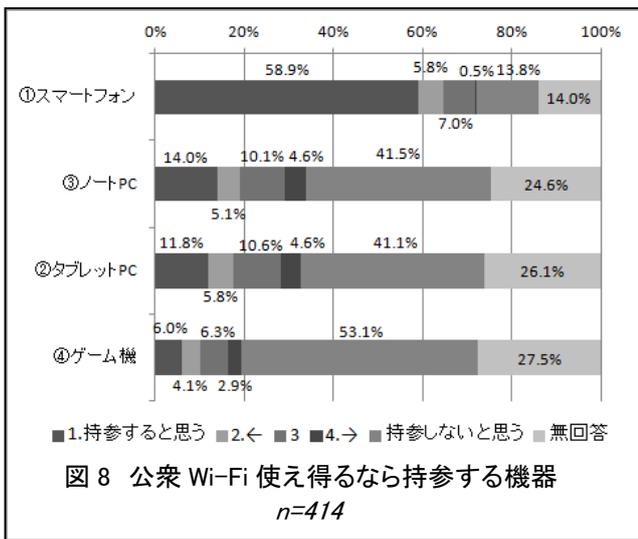
機器としては、直接 Wi-Fi を介してインターネットを利用できるスマートフォンとタブレット PC、ノ

ート PC、ゲーム機を取り上げた。これら 4 種類の機器それぞれに対し、5 件法で「1. 持参すると思う」の積極的肯定から、「5. 持参しないと思う」の積極的否定までの 5 段階スケール上に回答を求めた。その結果を図 8 に示す。

他の機器を大きく引き離して積極的な利用の意向が示されたのは、『①スマートフォン』の 58.9%であった。およそ 6 割が積極的な利用意向を示したことになる。これに、相対的な肯定のスケール「2」の 5.8%，さらに「3」の 7.0%の回答を加えると 71.7%にもなり、7 割を超える。

次いで「1」の選択が多い『③ノート PC』が 14.0%，『②タブレット PC』11.8%の順になる。この両者の分布は互いに似ており、積極的肯定のスケール「1」から「3」までの合計が、それぞれ『③ノート PC』が 29.2%，『②タブレット PC』が 28.2%となっている。

今回 Wi-Fi 通信機器を持参していない対象者のみを抜き出して、Wi-Fi 環境が改善されたら持参する意向があるかを図 9 に示している。すると、『①スマートフォン』の「1」を選択した率が 45.3%であった。今回の旅行では Wi-Fi 通信機器を持参していない対象者でも、サービスが提供されるなら、半数近くがスマートフォンで利用したいと積極的に肯定している。これに相対的な肯定とみなせるスケール「2」までの選択を加えると、53.3%にもなる。



4. 考察

(1) 旅行形態に関わらず求められている 観光行動支援情報

今回の研究では、どのような情報を観光客が求めているかを確認した。提示した選択肢の多くが観光的なトピックではなく、観光行動を支える地域情報とも言えるものであった。すなわち、公共交通機関の時刻表や運賃、利用方法、あるいは施設へのアクセス方法や営業時間などであったが、いずれも4割から3割もの観光客が実際に調べたり、知ろうとしていた。つまり、着地においては、行動を支援する情報が求められていることが明らかになった。観光情報提供というと、いわゆる観光的な華やかなトピックに視点が向きがちであるが、着地において提供する観光情報の内容を再考すべきことを示唆している。

また、観光情報は、添乗員などに案内されることなく自ら情報を探索しながら行動しなければならない個人・グループ旅行の形態を取る観光客こそ必要としていると考えがちである。この傾向は、公共交通機関の時刻表や料金についての情報を求める団体旅行の観光客は25.5%なのに対して、個人・グループ旅行の観光客の40.8%が求めていることで確認できる。

しかし、個人・グループ旅行者に増して、団体旅行の観光客も着地での情報を求めていることが明らかになった。特に、着地に来てから新たに訪れる場所を知りたいとする団体の観光客が36.4%おり、個人・グループ客の26.7%より10ポイント近く多い。団体旅行は予定に沿って行動する場面が多いと思われるが、その予定外の行動に必要な情報が、着地で求められていることがみてとれる。

以上より、着地での観光情報はそれぞれの旅行形態の観光客の観光行動を支援するための情報が求められており、それに対応した情報提供が必要であるということができる。

(2) Wi-Fi 通信端末としてのスマートフォン

今回は普及が進むスマートフォンを汎用の観光情報端末とし、一方、公衆Wi-Fiをインターネットに接続し情報提供するためのインフラと位置付け、その持参の現状と今後の活用と動向を把握することを目的としている。

観光客が持参しているWi-Fi通信情報機器で最も多かったのは、スマートフォンで35.5%もの対象者が持参していた。モバイル・コンテンツ・フォーラム³⁾の調査結果によれば、調査時点の2010年の我が国におけるスマートフォン所有率は9.0%だった。調査方法が異なるので厳密な比較はできないが、急速な普及が進んでいる様子が窺われる。

スマートフォンの持参率は、個人・グループ旅行と団体旅行といった観光客の旅行形態の違いによる相違は見られない。つまり、2012年1月を中心とした調査時点で、旅行形態にかかわらず観光客の3割以上が持参して旅行しており、すでにWi-Fiが使える汎用の観光情報端末としては比較するものがない普及を果たしていることになる。

(3) 障害となる煩雑な利用手順

公衆Wi-Fiの利用を想定した場合、専用のアプリケーションをインストールしたり、利用のたびにパスワードを入力するなどの煩雑な手続きは障害となり、3割以上が望まれないものとして上位にあげられた。実際にWi-Fi通信機器を持参している旅行者の回答をみると、よりその傾向は鮮明になる。つまり、毎回のパスワード入力と専用アプリケーションのインストールの両者とも、4割以上が利用の障害と答えている。

さらには、アクセスポイントの場所の不明を障害とするのは、全体での回答では25.4%が選択し、選択肢の上位から5番目だったが、実際の持参者では36.9%が障害であると答えており、上位から3番目となった。実際に利用している旅行者にとっては、現実的な障害になっている様子が分かる。

一方、セキュリティに関する不安は、全体ではウイルス感染の可能性が上位から2位、端末への侵入が4位であったが、実際の持参者ではそれぞれ4位、

5位となり、障害としては相対的に順位が下がっている。ただし、選択された率は持参の有無でほとんど変わらず、不安があることには変わりはない。

本調査の質問に対する自由回答に、「加入せず使える無料 or プリペイドのサービスが少ない」という指摘があった。まさに、これが旅行者の利用する公衆 Wi-Fi サービスにおける大きな問題であろう。実際に、サービスそのものが不足しているとの指摘である。

これらから、公衆 Wi-Fi で観光情報を提供し旅行者の活用を期待するならば、煩雑な手続きを必要としないことが肝心であると言える。そして、利用可能なアクセスポイントの所在を明確にすることが求められる。

(4) 公衆 Wi-Fi とスマートフォン連携への期待

公衆 Wi-Fi が無料で使え、観光情報の提供が行われることを想定した場合、持参する機器として、スマートフォンが圧倒的な支持を集めた。他方、選択肢にあげたタブレット PC やノート PC、ゲーム機に関しては、スマートフォンに対するような、明確な利用意向の増加は見られなかった。

調査の時点ですでに 3 割強がスマートフォンを持参しており、さらに公衆 Wi-Fi が無料で使えるインターネットで観光情報案内が行われるなど、想定される利用のメリットを提示すると 6 割が利用意向を示し、現時点では持参していない旅行者の半数もが使いたという意向を示していることになる。この大きな数値の背景には、爆発的ともいえるスマートフォンブームがあることは想像に難くないが、そのスマートフォンが Wi-Fi を利用した観光情報端末としての潜在的な有効性を強く示していると言っていだろう。

また、災害時に通常の音声通信が不通になった場合でも、Wi-Fi によりインターネット通信は確保される可能性が高い。携帯電話を利用した防災・減災情報システムとして、各携帯電話会社が提供する緊急速報メール (NTT ドコモのエリアメールなど) が

あるが、これらは災害によって携帯電話回線が不通になったとき、最初に断絶する類のシステムであり、また、日本の携帯電話会社のユーザーではない外国人旅行者には、そもそも携帯メールは受信することができない。情報通信白書⁶⁾でも取り上げているように、東日本大震災でも、電話等による通信が途絶しても、インターネットによる情報交換が頻繁に行われたことは記憶に新しい。つまり、災害時にもインターネット通信が可能なら、単なる緊急情報システムの代替ではなく、Twitter などの SNS をはじめとする双方向のデータ通信、Skype や Line などの音声通信手段としてのいわばライフラインとなるだろう。こうしたことから、情報弱者になりがちな観光客のみならず、住民の非常時の情報提供として、Jアラートとの連携などにより公衆 Wi-Fi とスマートフォンを活用した仕組みは有効である。

5. まとめ

本研究では、旅行形態に関わらず、着地においてさまざまな観光行動支援のための地域情報を旅行者は求めているということが明らかになった。そのため情報通信端末として、現在急速に普及が進んでいるスマートフォンが強く支持された。

このように、着地における情報の重要性とその提供手段の認識からの有望性、そして安全や防災の為の視点も含めた立場からも、スマートフォンと公衆 Wi-Fi の連携による観光情報提供が広く実施されて行くべきだと結論付けたい。さらに、今回の調査では持参率は低かったものの可搬型の Wi-Fi 機器としてタブレット PC の活用にも期待が持てるだろう。

一般にスマートフォンの利用者は、誰でもが使える公衆 Wi-Fi がほとんど存在しない現在、外出時には携帯電話会社のデータ通信でインターネット利用することが多いだろう。しかし、各携帯電話会社は自社の回線への負荷を減らすため Wi-Fi 利用促進事業を展開しており、さらにノート PC の普及によっても家庭での Wi-Fi 利用が広がっていると考えられる。そのため、家庭内でスマートフォンやタブレッ

ト PC をインターネットに接続する際には Wi-Fi を利用するのは常識になったといえよう。この身近になった Wi-Fi が着地観光情報提供に果たす役割への期待は大きい。

なお、こうした認識の普及と情報提供の側の取り組みのありよう、そして今回対象とした北海道のみならず我が国独特の規制など、その実現の妨げになる諸問題についても明かし、それを取り除いていくことが、今後の観光振興の重要な課題である。

謝辞：本研究は一般財団法人北海道開発協会の平成 23 年度研究助成をうけて実施されたものである。同協会の支援に深く感謝するものである。

参考文献

- 1) 細野昌和(2010), 『北海道における無線 LAN 活用による外国人観光客対応情報提供の有効性~中国語圏からの観光客を対象とした基礎調査~』, 観光情報学会誌「観光と情報」, 第 6 巻, 第 1 号, pp.49-62
 - 2) 深田秀美, 舟木達也, 兒玉松男, 宮下直也, 大津晶, 『画像認識型 AR 技術を用いた観光情報提供システムの提案』, 情報処理学会研究報告書 IPSJ SIG Technical Report(2001), 1-8, 2011
 - 3) 細野昌和(2013), 『散策観光における Wi-Fi を活用した情報提供のあり方ー北上川親水散策観光を想定してー』, 観光まちづくり学会誌, Vol.10, March, 2013
 - 4) 社団法人日本観光協会(2013), 『平成 24 年度版観光の実態と志向 第 31 回 国民の観光に関する動向調査』, 公益社団法人日本観光振興協会
 - 5) インプレス R&D インターネットメディア総合研究所(2012), 『スマホ白書 2012』, 株式会社インプレスコミュニケーションズ
 - 6) 総務省(2011), 『平成 23 年度版情報通信白書』, 株式会社ぎょうせい
- 1) 細野昌和(2010), 『北海道における無線 LAN 活用による外国人観光客対応情報提供の有効性~

(2013. 12. 31 受理)

STUDY ON THE TRIP TYPES AND OFFERING ON-SITE INFORMATIONS BY MOBILE ICT -- FOR THE UTILISING OF PUBLIC Wi-Fi AND SMARTPHONES --

Masakazu HOSONO

Recently a viewpoint is applied to the destination community-based tourism. From such a situation the tourism promotion should be applied by the viewpoint of tourist on the destination. It must be important task for host communities to offer on-site information about destinations. In this study, difference in demand for on-site information based on the trip type was compared and the utility and some aspects of combination of public Wi-Fi and smartphones were confirmed.

市街化調整区域における観光資源有効利用 施設に係る立地基準の運用に関する調査研究

大泉 剛¹

¹正会員 工博 川崎市まちづくり局指導部宅地審査課（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）
E-mail : ooizumi-g@city.kawasaki.jp

都市計画には、都市計画区域において市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができる（なお、政令指定都市等においては義務である）。市街化調整区域は「市街化を抑制すべき区域」であるが、これを実際に担保するのが、「開発許可制度」である。市街化調整区域は、同制度によって開発行為などが厳しく制限されている一方、都市中心部の外縁部にあたるため、自然資源等の観光資源が数多く存在する区域でもある。

本稿は、市街化調整区域における開発行為等の制限の例外として許容されている観光資源有効利用施設の立地にあたり、各都市が、どのような運用基準を定めて運用を行っているか調査及び分析を行うものである。

KeyWords: urbanization control areas, development permission system, Item 2 of Article 34 of the City Planning Act, buildings necessary for effectively utilizing sightseeing resources

1. はじめに

(1) 現行都市計画法の成立と区域区分制度

現行の都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号、以下「法」という）は、昭和43年に公布、翌年の昭和44年6月14日に施行され、それ以降、改正を積み重ねたものである¹⁾。それ以前の都市計画法（大正8年4月5日法律第36号、以下「旧法」という）は、法の施行時に廃止された²⁾。

法と旧法との大きな違いのひとつに、都市計画区域内における区域区分制度が設けられたことがある。区域区分制度とは、都市計画区域を、すでに市

街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化をすべき区域である「市街化区域」と、市街化区域を抑制すべき「市街化調整区域」とに区分する制度であり、この作業は通称「線引き」と呼ばれている（図-1）。

(2) 市街化調整区域における市街化の抑制

市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であることから、開発行為、建築物の建築及び第1種特定工作物の建設（以下、「開発行為等」という）は、市街化区域に比べて大きな制約を受けており、原則として、開発行為等ができないことになっている。

これは、後述する「開発許可制度」により、市街化調整区域における開発行為等には、市街化区域における開発行為等よりも厳しい条件が付加されているためである。

(3) 市街化調整区域でも可能な開発行為等

市街化調整区域では原則として開発行為等ができないことになっているが、法第34条各号には、その例外が列挙されている。その中の同条第2号は次のように規定されている。

都市計画法第34条第2号

市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源その他の資源の有効な利用上必要な建築物又は第1種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う

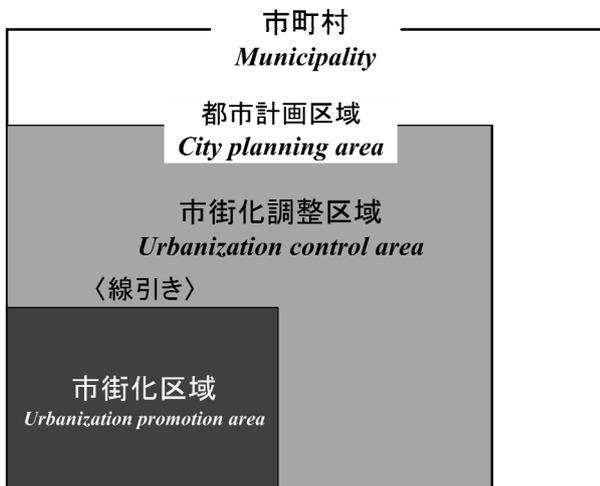


図-1 市町村の区域と都市計画区域の一般的な模式図

開発行為

市街化調整区域は、一般的に市街化区域の外縁部に広く設けられており、都市化が進んでいないため、自然や農山村的な景観や地場産業を活用した観光資源が広く分布していることが多く、都市中心部からの利便性も高い。その観光資源を有効に利用するために必要な建築物（以下、「観光資源有効利用施設」という）の建築等を目的としているのであれば、市街化調整区域であっても開発行為等を認めるというのが本号の趣旨である。

しかしながら、観光資源とは何か、または、観光資源有効利用施設とは何かは法に明示されておらず、その解釈と運用は都道府県知事や指定市長などの開発許可権者に委ねられているのが実態である。

本号の運用について、国は、技術的助言である「開発許可制度運用指針」³⁾の中で「『観光資源の有効な利用上必要な建築物』には、当該観光資源の鑑賞のための展望台その他の利用上必要な施設、観光価値を維持するため必要な施設、宿泊又は休憩施設その他これらに類する施設で、客観的に判断して必要と認められるものが該当するものと考えられる。」と示しているが、これだけでは具体性に乏しく、各自治体が本号を十分に運用できないことは明らかである。

そこで、各自治体には、本号を円滑に運用するための基準が求められる。

2. 開発許可制度の概要

開発許可制度は、都市計画法に定められている都市計画制限のひとつであり、開発行為を行うにあ

たっては、技術的基準（法第33条等）を満たすことにより、工事の着手前に開発許可（法第29条）を得ることを求めている。

さらに、市街化調整区域においては、開発行為だけでなく、土地の区画形質の変更を伴わない単なる建築行為も原則として許可の対象となる。開発行為及び建築行為のいずれも技術的基準（法第33条又は法施行令第36条第1号及び第2号）を満たさなければならないほか、当該開発行為又は建築行為を市街化調整区域で行うことの妥当性が認められなければならない、これを「立地基準」（法第34条、法施行令第36条第3号）と呼ぶ（図-2）。

3. 本研究の目的

本研究は、以上のことを背景とし、政令指定都市を調査対象として法第34条第2号、特に観光資源有効利用施設の立地に係る運用基準等の有無やその内容について調査及び分析を行うものであり、本来、開発行為等が厳しく規制されるべき市街化調整区域において、この規制の趣旨と地域に必要な観光資源有効利用施設の適切な立地の両立を目指した土地利用規制の在り方を論ずるための基礎的研究と位置づけられる。

開発許可制度の観点から市街化調整区域の土地利用について論じた既往の研究としては、荒木の研究⁴⁾のように、法第34条第11号（市街化区域と一体的な日常生活圏を構成すると認められる区域の指定）又は第12号（市街化促進のおそれがなく、かつ、市街化区域で行うことが困難又は著しく不適当な開発行為）の規定に基づく条例に関する制定状況等の調査などが例として挙げられる。

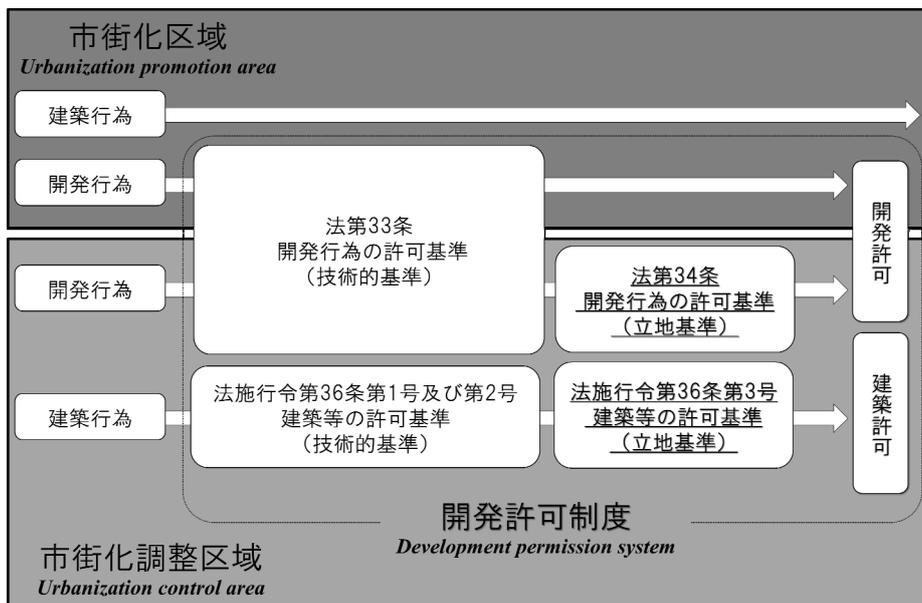


図-2 開発許可制度の概略図

また、小野らの研究⁵⁾、小川の研究⁶⁾のように、区域区分制度制定当初と現在の実態との比較検討を行い、市街化調整区域における居住者の増加を伴う開発許可を柔軟に認めていく方向での研究も挙げられる。

本稿は、これまで論じられることが少なかった市街化調整区域における観光資源有効利用施設の立地に着目して論じたものであり、同区域に存在する観光資源を有効に活用していくための基礎的知見を得ようとするものである。

また、法は都市の土地利用に関する基本的な法令であることから、条文は幅を持った解釈ができる部分もあり、これを実際に活用するには、各自治体が前もって運用基準を定めておくことが必要不可欠であり、今回の調査結果はその一助になると考えられる。

4. 調査対象都市の概要

(1) 調査対象都市

調査の対象としたのは、政令指定都市（熊本市を除く。9都市（以下、「調査対象都市」という）である。

これらを調査対象都市としたのは、政令指定都市の行政区域においては区域区分を設ける義務があるため市街化調整区域が必ず存していること、大都市であることから市街化調整区域への市街化圧力が高く、市街化調整区域に関する規制に比較的長けていると考えられること、また、基礎自治体であることから地域の実情を詳細に把握した上で開発許可制度を運用していると考えられることが理由である。

(2) 調査対象都市の概要

表-1に、平成25年12月時点での調査対象都市の名称、定められている都市計画区域の名称、都市計画区域が複数の自治体にまたがっているか否か、調査対象都市の人口及び市域面積を示す⁷⁾。

表-1 調査対象都市の概要

都市名	都市計画区域名称	都市計画区域の設定範囲	都市の人口(人)	市域面積 (km ²)
札幌市	札幌圏都市計画区域	広域	1,923,162	1,121.12
仙台市	仙塩釜広域都市計画区域	広域	1,052,039	785.85
さいたま市	さいたま都市計画区域	単独	1,230,586	217.49
千葉市	千葉都市計画区域	単独	963,187	272.08
川崎市	川崎都市計画区域	単独	1,431,476	144.35
横浜市	横浜都市計画	単独	3,692,443	437.38
相模原市	相模原都市計画区域 津久井都市計画区域 相模湖都市計画区域	単独	719,840	328.83
新潟市	新潟都市計画区域	広域	812,624	726.10
静岡市	静岡都市計画	単独	714,322	1,411.85
浜松市	浜松都市計画	単独	798,972	1,558.04
名古屋市	名古屋都市計画区域	広域	2,267,374	326.43
京都市	京都都市計画区域	広域	1,473,739	827.90
大阪市	大阪都市計画区域	単独	2,671,929	223.00
堺市	南部大阪都市計画区域	広域	842,675	149.99
神戸市	神戸都市計画区域	単独	1,544,755	552.83
岡山市	岡山県南広域都市計画区域	広域	711,424	789.92
広島市	広島圏都市計画区域 広島湯来準都市計画区域	広域 (湯来は単独)	1,178,798	905.41
北九州市	北九州都市計画	単独	974,399	488.78
福岡市	福岡都市計画区域	広域	1,481,603	341.70

表-2 調査対象都市の区域区分の状況

都市名	都市計画区域名称	市域面積 (km ²)	都市計画区域 (km ²)	市街化区域 (km ²)	市街化調整区域 (km ²)
札幌市	札幌圏都市計画区域	1,121.12	567.95	250.17	317.78
仙台市	仙塩釜広域都市計画区域	785.85	442.93	180.35	262.58
さいたま市	さいたま都市計画区域	217.49	217.49	116.98	100.51
千葉市	千葉都市計画区域	272.08	272.08	128.81	143.27
川崎市	川崎都市計画区域	144.35	144.35	127.26	17.09
横浜市	横浜都市計画	437.38	435.8	331	104.8
相模原市	相模原都市計画区域 津久井都市計画区域 相模湖都市計画区域	328.83	217.06	67.39	42.9
新潟市	新潟都市計画区域	726.10	726.1	128.96	597.14
静岡市	静岡都市計画	1,411.85	234.68	104.38	130.3
浜松市	浜松都市計画	1,558.04	514.55	97.89	416.663
名古屋市	名古屋都市計画区域	326.43	326.45	302.58	23.87
京都市	京都市計画区域	827.90	480.51	149.87	330.64
大阪市	大阪都市計画区域	223.00	224.96	211.45	13.51
堺市	南部大阪都市計画区域	149.99	149.99	109.33	40.66
神戸市	神戸都市計画区域	552.83	553.37	203.65	349.72
岡山市	岡山県南広域都市計画区域	789.92	585.97	103.88	482.09
広島市	広島圏都市計画区域 広島湯来準都市計画区域	905.41	399.29	159.52	239.77
北九州市	北九州都市計画	488.78	488.65	204.35	284.3
福岡市	福岡都市計画区域	341.70	340.08	162.67	177.41

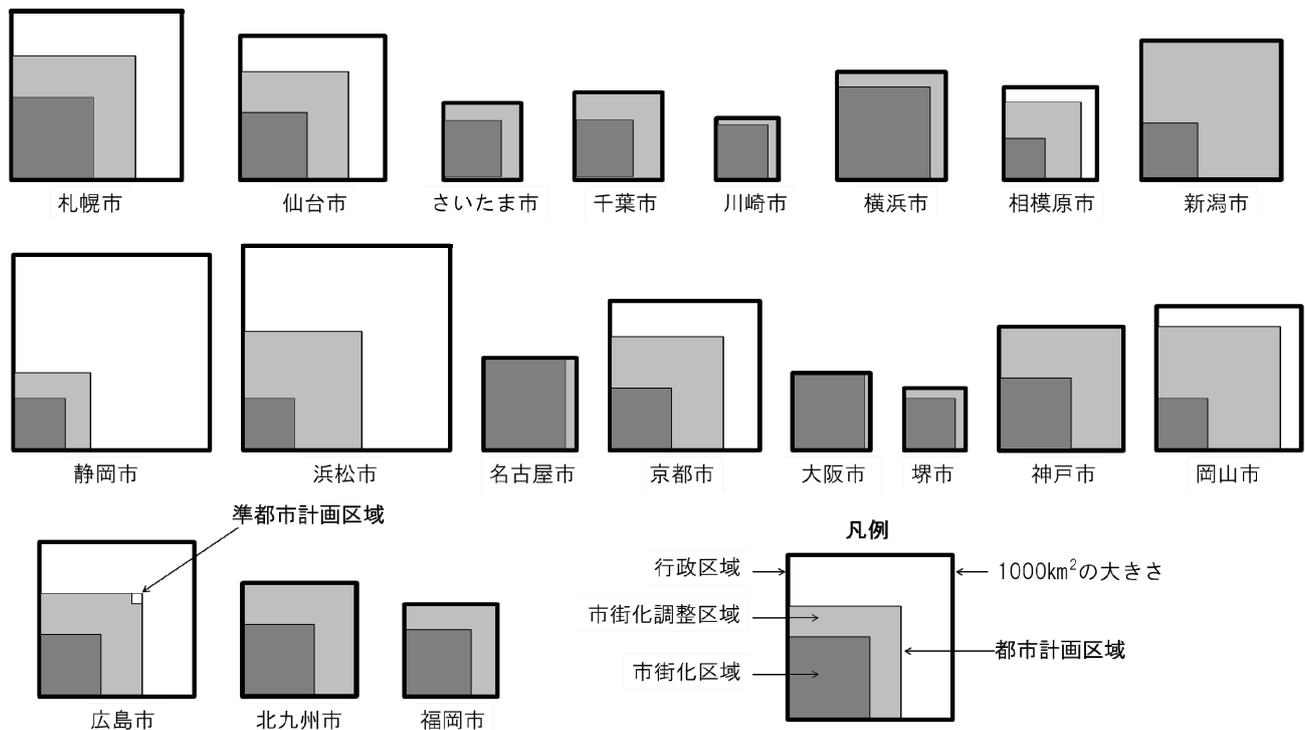


図-3 調査対象都市の区域区分の状況に関する模式図

札幌市、仙台市、名古屋市、広島市、福岡市といった地方の中心都市は広域的な都市計画区域を設定し、それ以外のさいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、北九州市などは単独の都市計画区域を設定している傾向が読み取れる。

人口は横浜市が最も多く、約370万人である。これに、大阪市の約270万人、名古屋市の約230万人と続いている。

(3) 調査対象都市の区域区分等の状況

表-2に調査対象都市の名称、定められている都市計画区域の名称、都市計画区域の面積（複数の自治体にまたがって設定されている場合は、当該調査対象都市の部分の面積）、市街化区域及び市街化調整区域の面積を示す。

また、これを模式的に示したものが図-3である。

特徴的なのは、静岡市と浜松市の市域面積がひときわ大きく、また、都市計画区域外の区域が広大であることも共通している。これは、両都市とも平成の大合併で周辺市町村を取り込み、政令指定都市となった経緯が背景にある。

さいたま市、千葉市、川崎市及び横浜市の首都圏の各都市並びに新潟市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、北九州市の各都市は、市域全域が都市計画区域となっており、都市計画区域外の区域は存しない。

い。

また、市域に占める市街化調整区域の割合を見ると、川崎市、名古屋市、大阪市及び堺市は、極端に少ないことがわかる。

5. 調査結果及び考察^{8)~19)}

(1) 調査対象都市における運用基準等の制定状況

表-3に調査対象都市における運用基準等の制定状況を示す。

運用基準等を定めていたのは、11都市であり、西日本よりも、東日本で定めている都市が多い傾向がある。

また、前章で述べた市街化調整区域の割合が極端に少ない都市の中では、川崎市が唯一運用基準等を定めており、名古屋市、大阪市及び堺市は運用基準等を定めていない。

(2) 「観光資源」の定義

運用基準等を定めている11都市について、その内容に関する調査結果を表-4及び表-5に示す。

前述のとおり、法では、観光資源及び観光資源の有効な利用上必要な建築物とは何を指すのかについて、特に定義をしていないため、法第34条第2号

表-3 調査対象都市の運用基準等の制定状況

都市名	都市計画区域名称	運用基準等の有無 (km ²)	都市計画区域 (km ²)	市街化区域 (km ²)	市街化調整区域 (km ²)
札幌市	札幌圏都市計画区域	○	567.95	250.17	317.78
仙台市	仙塩釜広域都市計画区域	○	442.93	180.35	262.58
さいたま市	さいたま都市計画区域	○	217.49	116.98	100.51
千葉市	千葉都市計画区域	○	272.08	128.81	143.27
川崎市	川崎都市計画区域	○	144.35	127.26	17.09
横浜市	横浜都市計画	×	435.8	331	104.8
相模原市	相模原都市計画区域	○	217.06	67.39	42.9
	津久井都市計画区域				
	相模湖都市計画区域				
新潟市	新潟都市計画区域	×	726.1	128.96	597.14
静岡市	静岡都市計画	○	234.68	104.38	130.3
浜松市	浜松都市計画	○	514.55	97.89	416.663
名古屋市	名古屋都市計画区域	×	326.45	302.58	23.87
京都市	京都都市計画区域	×	480.51	149.87	330.64
大阪市	大阪都市計画区域	×	224.96	211.45	13.51
堺市	南部大阪都市計画区域	×	149.99	109.33	40.66
神戸市	神戸都市計画区域	○	553.37	203.65	349.72
岡山市	岡山県南広域都市計画区域	×	585.97	103.88	482.09
広島市	広島圏都市計画区域	×	399.29	159.52	239.77
	広島湯来準都市計画区域				
北九州市	北九州都市計画	○	488.65	204.35	284.3
福岡市	福岡都市計画区域	○	340.08	162.67	177.41

表-4 運用基準等の内容等について（その1）

都市名	都市計画区域名称	運用基準等の名称	「観光資源」の定義	「観光資源有効利用施設」の定義	備考
札幌市	札幌圏都市計画区域	札幌市開発許可基準	歴史的な経緯、観光客の集客数等から客観的に判断して認められる景勝地、建築物、工作物等のうち、本市の観光振興施策及び方針に適合するものをいう。	次に掲げる施設で、客観的に判断して必要と認められるものをいう。 (1) 当該観光資源のための展望台その他の利用上必要な施設 (2) 観光価値を維持するために必要な施設 (3) 休憩施設 (4) その他(1)～(3)に類する施設	
仙台市	仙塩広域都市計画区域	開発行為・宅地造成工事許可申請の手引き	—	客観的に判断して周囲の環境を著しく損なうものでなく、次のすべての要件に適合するものが該当する。 (1) 仙台市総合計画との整合性があると認められ、本市の観光担当部局との協議が整っているもの (2) 次のいずれかに該当する施設であること ① 観光資源の鑑賞のための展望台その他の利用上必要な施設 ② 観光価値を維持するための施設	
さいたま市	さいたま都市計画区域	市街化調整区域に係る開発行為の立地に関する基準	市街化調整区域内に存する史跡、名勝、天然記念物等の文化財、すぐれた自然の風景地、温泉その他産業、文化等に関する観光資源	自己の業務の用に供するものであり、市街化調整区域内に存する史跡、名勝、天然記念物等の文化財、すぐれた自然の風景地、温泉その他産業、文化等に関する観光資源を利用するために必要な施設であって、次のいずれかに該当するものであること。 ① 観光資源の鑑賞のための展望台その他利用上必要な建築物又は第一種特定工作物。 ② 観光資源の価値を維持するため必要な休憩施設その他これらに類する施設である建築物又は第一種特定工作物。	
千葉市	千葉都市計画区域	第34条第2号審査基準	—	観光資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物で、次に掲げる施設（それ自体を観光資源にしようとする建築物等（遊園地等）を除く。） ア 当該観光資源の鑑賞のための展望台その他の利用上必要な施設 イ 観光価値を維持するため必要な宿泊施設又は休憩施設（別荘を除く。） ウ その他ア又はイに類する施設で、客観的に判断して必要と認められるもの	○開発区域は、観光資源が存する土地と同一又は隣接地を原則とする。 ○予定建築物の規模は、次のいずれかに該当すること。 ① 用途地域の指定のない区域にあつては建ぺい率60%（建築基準法第53条第3項第2号に該当するものは70%）以下、容積率200%以下、高さ10メートル以下（「高さ」とは、建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定するものをいう。）であること。なお、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律による附則第7条が適用された場合は、これによるものとする。 ② 用途地域の指定のある区域にあつては、それに適合しているものであること。
川崎市	川崎都市計画区域	「都市計画法第34条第2号」の運用基準	—	市街化調整区域内に存する観光資源の有効な利用上必要な展望台、宿泊、休憩施設	○ 当該土地は、鉱物資源、観光資源その他の資源が存する市街化調整区域内で、当該土地に立地する合理的な理由があること。 ○ 申請建築物等は周辺の自然環境と調和するものであること。 ○ 当該土地が農地である場合は、農地転用の許可が受けられるものであること。

表-5 運用基準等の内容等について（その2）

都市名	都市計画区域名称	運用基準等の名称	「観光資源」の定義	「観光資源有効利用施設」の定義	備考
相模原市	相模原都市計画区域 津久井都市計画区域 相模湖都市計画区域	観光資源の有効な利用に必要となる建築物に係る「都市計画法第34条第2号」の運用基準	温泉又は神社、仏閣若しくは史跡等で多数人が集中する等観光価値を有するもの	○観光資源の鑑賞のため直接必要な施設（展望台等）、観光価値を維持するために必要な施設、宿泊又は休憩施設その他これらに類する施設 ○相模原市観光振興計画に基づき定められた「取扱基準」に適合する施設	
静岡市	静岡都市計画	開発許可等に関する手引き（立地基準）	史跡、天然記念物、名勝等の文化財、すぐれた自然の風景地、温泉等の観光立国推進基本法第13条に掲げる資源	観光資源の鑑賞のための展望台その他の利用に必要となる施設、観光価値を維持するために必要な施設、宿泊又は休憩施設その他これらに類する施設で、客観的に判断して必要と認められるもの	第34条第2号の観光資源は、当該調整区域内にある資源に限られると解されるほか、有効な利用という観点に立つと、あまり資源の産地から距離のあるものは問題がある。
浜松市	浜松都市計画区域	市街化調整区域における開発許可制度の運用基準	—	○ペンション・民宿（A～C地区） ○観光店舗（A～E地区） ○マリンレジャーに関する専門店（マリン・スポーツショップ・釣具店等）（A～C地区） ○展望台・あずま屋・休憩所・公衆便所等の観光上必要であり軽易な建築物（A～E地区） ○観光協会事務所、観光案内所（A～E地区） ○既存駐車場等の管理施設（A～E地区）	○観光系施設の立地に関しては以下の地区周辺とする。個別に案件ごと立地協議を要する。 <観光施設立地誘導地区> A 館山寺地区（内浦沿岸） B 三ヶ日町大崎地区（大崎半島） C 三ヶ日町尾奈地区（猪鼻湖沿岸） D フラワーパーク E フルーツパーク ○観光地の景観に配慮したデザインとすること。 ○市の観光施策に反するものでないこと。 ※その他、施設ごとに詳細な基準あり
神戸市	神戸都市計画区域	市街化調整区域における開発許可に係る審査基準	観光立国推進基本法第13条に規定する史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉その他文化、産業等に関する観光資源	観光資源を有する地域で行われる次のいずれかに該当し、周囲の環境を著しく損なうことのないものであること。 (1) 当該観光資源の鑑賞のための展望台その他利用に必要となる施設 (2) 観光価値を維持するために必要な施設 (3) 休憩施設（宿泊施設は除く。） (4) 灘区六甲山町における瀬戸内海国立公園第2種特別地域であり、かつ、緑地の育成区域の指定を受けた区域において、六甲山地区における土地利用運用基準（平成13年市長決定）第7条第1項の規定による市長の同意を受けた開発行為又は建築行為等 (5) その他これらに類する施設で、客観的に判断して必要と認められるもの。	
北九州市	北九州都市計画	市街化調整区域における開発許可制度の運用基準	観光立国推進基本法第13条に規定する観光資源	(1) 観光資源の鑑賞のための展望台その他の利用に必要となる施設 (2) 観光資源の観光価値を維持するために必要な施設 (3) 観光資源の鑑賞者が利用すると認められる休憩施設その他これらに類する施設で、客観的に判断して必要と認められる施設	
福岡市	福岡都市計画区域	福岡市開発許可等審査基準	—	当該観光資源の鑑賞のための展望台その他の利用に必要となる施設、観光価値を維持するために必要な施設、宿泊又は休憩施設その他これらに類する施設で、客観的に判断して必要と認められるもの	

を運用するにあたっては、まず、観光資源や観光資源有効施設とは何を指すのかを明らかにしておかなければならない。

「観光資源」についての定義は、札幌市（歴史的な経緯、観光客の集客数等から客観的に判断して認められる景勝地、建築物、工作物等のうち、本市の観光振興施策及び方針に適合するもの）、さいたま市（市街化調整区域内に存する史跡、名勝、天然記念物等の文化財、すぐれた自然の風景地、温泉その他産業、文化等に関する観光資源）、相模原市（温泉又は神社、仏閣若しくは史跡等で多数人が集中する等観光価値を有するもの）、静岡市（史跡、天然記念物、名勝等の文化財、すぐれた自然の風景地、温泉等の観光立国推進基本法第13条に掲げる資源）、神戸市（観光立国推進基本法第13条に規定する史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉その他文化、産業等に関する観光資源）、北九州市（観光立国推進法第13条に規定する観光資源）と6都市が規定しており、そのうち、静岡市、神戸市及び北九州市は観光立国推進基本法第13条に委任している。

ここで、観光立国推進法第13条の条文を確認する。

観光立国推進基本法（平成18年12月20日法律第117号）

（観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成）

第13条 国は、観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図るため、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発に必要な施策を講ずるものとする。

つまり、同法では①史跡、②名勝、③天然記念物等の文化財、④歴史的風土、⑤優れた自然の風景地、⑥良好な景観、⑦温泉、⑧文化、産業等に関する観光資源の八つを観光資源として挙げているが、これらは、都市の中心部だけでなく、その辺縁部にあたる市街化調整区域にも数多く存在するものであり、そのまま準用が可能だったものと考えられる。

（3）「観光資源有効利用施設」の定義

次に、「観光資源有効利用施設」については、運用基準等を定めていた全ての都市が定義を規定していた。

なかでも、最も細分化して定義していたのは浜松市であり、ペンション・民宿、観光店舗、マリネ

ジャーに関する専門店（マリンスポーツショップ・釣具店等）、展望台・あずま屋・休憩所・公衆便所等の観光上必要であり軽易な建築物、観光協会事務所・観光案内所、既存駐車場等の管理施設が限定列挙されていることが特徴的である。

また、その他の都市については、第1章で記した国の技術的助言である開発許可制度運用指針の「観光資源の鑑賞のための展望台その他の利用上必要な施設、観光価値を維持するため必要な施設、宿泊又は休憩施設その他これらに類する施設で、客観的に判断して必要と認められるもの」という表現と同じか、または、類する表現となっている。

当該指針の内容のままでは、観光資源有効利用施設として立地を認めるかどうかの審査は難しいと考えられるが、おそらく、このような都市は、そもそも当該施設の立地そのものが多くなく、難しい判断を求められる場面が少なかったものと推測できる。

（4）観光資源有効利用施設の位置規定

観光資源有効利用施設の位置についての規定は、千葉市（開発区域が開発資源を有する土地と同一又は隣接地）、静岡市（開発資源から距離がないこと）、浜松市（観光施設立地誘導地区）、神戸市（観光資源を有する地域）が定めていた。

観光資源有効利用施設が立地するのは当然市街化調整区域であるが、当該施設が対象とする観光資源があまりにも距離が離れていては、当該施設が市街化調整区域に立地することの妥当性についての説明が困難になるものと考えられる。

（5）観光資源の位置規定

観光資源有効利用施設が対象とする観光資源の位置についての規定は、さいたま市、川崎市及び静岡市がそれぞれ市街化調整区域に存することと定めていた。法第34条第2号の条文から、本号が対象としている観光資源は市街化調整区域内に存するものであることは明白であると考えられるが、それをさらに明確化し、たとえ観光資源有効利用施設であっても、対象となる観光資源が市街化区域や都市計画区域外に存するものであれば認められないことを明確に打ち出しているものと考えられる。

（6）観光資源有効利用施設と観光施策等との整合性

観光資源有効利用施設は、市街化調整区域において立地することが法で許容されているとはいえ、あくまで例外規定であり、その妥当性は地域の実情を勘案して総合的に判断しなければならない。

その判断材料のひとつとして、観光資源有効利用施設が、当該都市において策定している総合計画や観光計画等との整合性が図れていることを基準とし

ていたのが、仙台市（仙台市総合計画との整合性があると認められ、観光担当部局との協議が整っているもの）、相模原市（相模原市観光振興計画に基づき定められた取扱基準に適合する施設）及び浜松市（市の観光施策に反するものでないこと）の三都市であった。

また、札幌市では、観光資源そのものが観光振興施策及び方針に適合するものでなければならぬと規定されている。

(7) その他

その他特徴的な規定としては、川崎市では、観光資源有効利用施設が立地しようとする土地が農地である場合は、農地転用の許可が受けられることという規定を設けている。農地を農地以外の目的で使用する場合は、当然に農地転用の許可が必要であるが、わざわざ明文化して規定しているのは、それだけ農地の違反転用対応に追われたことの表れである。

6. まとめ

本研究で得られた知見をまとめると次のとおりである。

- 1) 観光資源有効利用施設に係る運用基準等を定めていたのは、調査対象都市19都市のなかで11都市であった。
- 2) 観光資源の定義を定めていたのは6都市であり、そのうち3都市は観光立国推進基本法第13条に委任していた。
- 3) 観光資源有効利用施設については、運用基準等を定めている11都市全てが定義を規定しており、浜松市は細分化して限定列挙していたが、多くの都市においては、国の開発許可制度運用指針を活用していた。
- 4) 観光資源有効利用施設が対象とする観光資源の位置に関する規定は、3都市が市街化調整区域内に存することと定めていた。
- 5) 観光資源有効利用施設の立地が、当該都市の総合計画や観光施策等と整合が取れていることを基準としていた都市は3都市であり、札幌市は、観光資源そのものが観光施策及び方針に適合するものでなければならぬと規定していた。
- 6) 川崎市では、観光資源有効利用施設が立地しようとする土地が農地の場合は、当該土地の農地転用の許可が得られることを基準として明記している。

7. 今後の課題

本稿では、都市の性格が比較的共通する政令指定都市を対象として法第34条第2号、特に観光資源有効利用施設の立地に係る運用基準等について調査検討を行った。

市街化調整区域には、自然景観や農村景観をはじめとする観光資源が眠っており、これを活用するための施設を建築し、または開発したいとする向きがあるのは当然であると考えられる一方、そもそも開発行為等を厳しく制限する市街化調整区域にあって、地域振興に一役買うとはいえ、そのような施設を立地させることが許容できるものなのかどうかは、今回の結果を踏まえつつ、地域の実情等もより深く調査研究を進め、今後の課題としていきたい。

また、今回の研究の結果とそれぞれの調査対象都市の観光振興計画の有無との関連や、「観光資源」又は「観光資源有効利用施設」として、具体的にどのような観光資源や建築物が該当したのか、研究を進めたい。

付録

熊本市は平成24年に周辺市町村と合併して政令指定都市となったが、都市計画区域が熊本市の一部及び周辺4市町にまたがっており、熊本市の行政区域内における都市計画区域及び市街化調整区域の面積を正確に把握できなかったため、今回は本研究の調査対象から外した。

参考文献

- 1) 建設省都市局都市計画課編：都市計画法令規定集，pp.38, 1969
- 2) 建設省都市局都市計画課編：都市計画法令規定集，pp.34, 1969
- 3) 開発許可制度研究会編：最新開発許可制度の解説〈改訂版〉，pp.374, ぎょうせい，2008
- 4) 荒木俊之：岡山県内の「市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例」の研究，pp.95-104, 立命館地理学第16号，立命館地理学会，2008
- 5) 小野宏志，大村謙二郎：市街化調整区域における開発規制の実態と整備課題：朝霞市，取手市を事例として，pp.72-77, 都市住宅学第15号，都市住宅学会，1996
- 6) 小川剛志：市街化調整区域における地域振興を目的とした土地利用整除の取り組みについて，pp.144-149, 都市計画報告集No.11, 公益社団法人都市計画学会，2013
- 7) 大都市統計協議会：大都市比較統計年表平成23

- 年, pp.2-5, 2013
- 8) 札幌市都市局市街地整備部宅地課：札幌市開発許可等審査基準, pp.24, 2013
- 9) 仙台市都市整備局住環境部開発調整課：開発許可・宅地造成許可申請の手引き, pp.214, 2013
- 10) さいたま市都市局都市計画部開発調整課：市街化調整区域に係る開発行為の立地に関する基準, 2007
- 11) 千葉市都市局都市部宅地課：都市計画法第34条第2号の許可基準, pp.5, 2013
- 12) 川崎市まちづくり局指導部建築情報課：「都市計画法第34条第2号」の運用基準, 2000
- 13) 相模原市都市建設局まちづくり計画部開発調整課：観光資源の有効な利用上必要な建築物に係る「都市計画法第34条第2号」の運用基準, 2006
- 14) 静岡市都市局都市計画部開発指導課：開発許可等に関する手引き（立地基準）法第34条第1号～第13号編, pp.4, 2013
- 15) 浜松市都市整備部土地政策課：市街化調整区域における開発許可制度の運用基準, pp.22-26, 2009
- 16) 神戸市建設局総務部宅地開発指導課：市街化調整区域における開発許可に係る審査基準, 2010
- 17) 北九州市建築都市局指導部宅地指導課：市街化調整区域における開発許可制度の運用基準, pp.18, 2010
- 18) 福岡市建築局指導部開発指導課：都市計画法による開発許可審査基準, pp.171, 2007
- 19) 熊本市都市建設局開発景観課：開発許可申請の手引き, 第二章pp.10, 2013
- (2013. 12. 31 受理)

RESERCH ON GUIDELINES FOR BUILDINGS NECESSARY FOR EFFECTIVELY UTILIING SIGHTSEEING RESOURCES IN URBANIZATION CONTROL AREAS

Go OIZUMI

The purpose of this study is to research and examine guidelines for buildings necessary for effectively utilizing sightseeing resources in urbanization control areas.

“Urbanization control areas” is defined as “the areas shall be those areas where urbanization should be controlled” by City Planning Act. Development activities in urbanization control areas are highly regulated by development permission system.

There are many sightseeing resources in urbanization control areas, however, there have been few examinations of guidelines for buildings necessary for effectively utilizing sightseeing resources in Urbanization control areas.

高齢者のための観光施設バリアフリー状況調査及び 広域観光ガイドマップの一提案に関する研究 —青森県三八地域を例として—

安部信行¹・工藤沙友美²・沼口真貴子³・長谷川明⁴

¹正会員 博士（工学） 八戸工業大学講師 感性デザイン学部（〒031-8501 青森県八戸市妙字大開88-1）

E-mail:abe@hi-tech.ac.jp

²学生会員 八戸工業大学感性デザイン学部（〒031-8501 青森県八戸市妙字大開88-1）

E-mail:g108019@hi-tech.ac.jp

³学生会員 八戸工業大学感性デザイン学部（〒031-8501 青森県八戸市妙字大開88-1）

E-mail:g108048@hi-tech.ac.jp

⁴正会員 工学博士 八戸工業大学教授 工学部（〒031-8501 青森県八戸市妙字大開88-1）

E-mail:hasegawa@hi-tech.ac.jp

わが国は、急速な人口の高齢化が進んでおり平成27年には4人に1人が65歳以上の超高齢社会を迎えることが予測されており、今後は高齢者観光需要も加速化することが見込まれる。そのような中で、高齢者に対応した観光整備が急務である。更に、地方の観光においては広域的な需要も見込まれるため、広域的な観光の対応策が必要となる。

本研究は、青森県南部の三八地域を例として、観光のハード及びソフト面のバリアフリー化の推進、旅行機会の創出、バリアフリー・ユニバーサル観光窓口の一元化を目的とした観光施設のバリアフリー状況調査を実施した。そして、それらの調査結果を基にしてバリアフリー・ユニバーサルデザインを視点とした観光ガイドマップを作成した。観光施設のバリアフリー状況に関する調査の分析結果とそれを基にして作成した観光ガイドマップ制作の一連の流れから、高齢者の観光まちづくりのための一提案について述べる。

Key Words: *elderly people, tourist facilities, barrier-free, universal design, case research*

1. はじめに

わが国では急速な高齢化が進んでおり平成25年には総人口に占める高齢者人口の割合が25%を超えた。更に、平成27年には4人に1人が65歳以上の超高齢社会を迎えることが予測されている¹⁾。そのような中で、高齢者の観光数が増加傾向にある。以前、筆者らが発表した研究において、年代別による全国の観光動向に関して「高齢者は旅行が好きであるが、実際には旅行できない」という割合が他の年代と比較して高く、最も多い要因として「健康上の理由」であることが明らかとなっている²⁾。また、観光ニーズとしても65歳以上の高齢者では、年齢とともに旅行の希望回数が多くなっており、今後の高齢者は観光参加のニーズが高いことが見込まれる³⁾。

2. 研究目的

本研究では、青森県三八地域広域観光のハード及びソフト面のバリアフリー化の推進、旅行機会の創出、バリアフリー・ユニバーサル観光窓口の一元化を目的として、高齢者の受け入れ態勢に関する観光

施設のバリアフリー状況調査を実施した。健康上の理由で旅行に制約のある高齢者が、少しでも多くの旅行機会を創出できるような環境整備を進めることも本研究の目的の一つである。本研究では、青森県三八地域のホテルや旅館等の宿泊施設、青森県三八地域の各市町村及び観光協会からピックアップされた高齢者向けの観光コンテンツ（三陸復興国立公園にも指定されている種差海岸をはじめ、国宝が展示されている博物館や神社、史跡、飲食店、体験学習サービスなどの観光向けのコンテンツ）の施設内設備等を対象として、車いす利用者をはじめとした移動に支障がある方が観光施設を円滑に利用できるようなハード面でのバリアフリー状況、人的支援や介護・医療サービス、食事への対応など、ソフト面におけるバリアフリー状況に関する調査結果とそれらの分析結果について述べる。そして、以上の調査結果を基にして作成した観光ガイドマップの一提案をする。この観光ガイドマップは「八戸広域観光サポートガイド」として、宿泊施設、交通機関、観光協会及び行政が一体となって意見を集約し作成したものである。尚、本研究におけるバリアフリー観光とは、高齢者観光における障壁を取り除いていくこと

を表し、ユニバーサル観光とは、はじめからバリアを無くし、高齢者も含めて健常者他、できるだけ多くの人が合理的に利用できることを表したユニバーサルデザインの理念に基づき、ユニバーサル観光を目指していくことが最終的な目的である。

3. 研究方法

(1) 調査内容

調査内容は主に以下の3つの内容である。宿泊施設、観光コンテンツのバリアフリーの状況に関する内容について述べ、それらの結果を基に作成した観光ガイドマップの内容について述べる。

1. 宿泊施設のバリアフリー状況調査
青森県三八地域内の宿泊施設に対して、ハード面及びソフト面のバリアフリー状況に関するアンケート調査を実施した。
2. 観光コンテンツのバリアフリー状況調査
本研究における観光コンテンツとは、観光名所や観光関連の飲食店、博物館、史跡や社寺などの観光地、道の駅及び体験学習サービスの施設を指す。これらの施設に対して、ハード面及びソフト面のバリアフリー状況に関するアンケート及び聞き取り調査を行った。
3. バリアフリー・ユニバーサル観光に向けた実践的事例研究～ユニバーサルデザインに配慮した観光マップの作成～

(2) 調査対象

青森県三八地域（八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町）8市町村内の観光施設に対してアンケート及び聞き取り調査を行った。

宿泊施設のバリアフリー状況調査に関しては、青森県三八地域内の全ての「ホテル協議会」及び「旅館・ホテル共同組合」の会員とその他の主要なホテル、民宿など合計71施設を対象として紙面記入によるアンケート調査を郵送で実施した。そのうち、55施設からの回答があった。（有効回答率77%）

観光施設のバリアフリー状況調査に関しては、上記同様8市町村の観光施設を対象に調査を実施した。観光施設に関しては合計36施設を対象として、アンケート及び聞き取り方式により調査を実施した。（有効回答率100%）

(3) 調査期間及び調査手続き

調査期間は平成24年11月～12月である。調査は郵送回答による形式で行った。また、観光コンテンツの調査に関しては、アンケート調査とともに、詳細な内容を調査するために、直接施設を訪問して聞き取りによる調査を実施した。

4. 宿泊施設のバリアフリー状況に関する調査結果

(1) ハード面のバリアフリー状況について

a) 駐車場の状況

表-1に示すように専用・契約駐車場を所持している宿泊施設において、障がい者専用の駐車スペースが整備されている施設は、駐車場が整備されている施設全体（53件）の34%程度に留まっている。その中で、身体障害者標識（以下「車いすマーク」と表記）が記載されている施設は、障がい者専用の駐車スペースを有する施設の殆どで車いすマークに関しては整備が進んでいる。

表-1 駐車場の状況

	あり	屋内	屋外	車いすマークあり
専用又は契約駐車場がある	53件 (96.4%)	11件	46件	16件 (30台)
障がい者専用の駐車スペースがある	18件 (34.0%)	2件	17件	
障がい者専用のスペースはないが、要望に応じて駐車スペースを確保することができる	29件 (54.7%)			

b) 施設出入口までのアクセス状況

表-2に示すように、施設出入口までのアクセス状況に関して、出入口までの段差が2cm未満という施設は21件となっている。段差が2cm以上の施設は26件と多く、自走式車椅子の場合にはアクセスが難しい結果となっている。また、出入口までにスロープがある施設が全体（55件）の約3割で、スロープ自体が無い施設が非常に多い結果である。また、出入口までに手すりの無い施設が約7割と多い結果となっている。更に、視覚障がい者用の誘導用ブロック（点字ブロック）が整備されている施設が2件のみであり、90%近くは整備されていないことが分かった。

表-2 施設出入口までの路面状況

出入口まで平坦又は段差が2cm未満	2cm未満	2cm以上	
	21件	26件	
出入口までスロープがある	あり	緩やか	急
	16件 (29.1%)	10件	1件
出入口までに手すり等の補助設備がある	あり	手すり	その他の補助設備
	10件 (18.2%)	5件	1件
敷地入口より施設出入口まで点字（誘導）ブロックがある	あり		
	2件 (3.6%)		

c) 施設出入口の状況

施設の出入口の状況について、表-3に示す。出入口ドアの種類として、自動ドアが30件と最も多く、引き戸も13件と多いことから比較的アクセスしやすい状況となっている。出入口の有効幅員が80cm以上の施設は42件と比較的多く、自走式車椅子は通過できる開口幅となっているが、それ以外の施設では自走式車いすが通過できないことが予測される。

表-3 施設出入口の種類・有効幅員

	対象施設
出入口に扉がない又は常時開放	4件
引き戸（扉が横方向に引く）	13件
開き戸（扉が前後に開く）	15件
自動ドア	30件
出入口の有効幅が80cm以上	42件

d) 施設内床面・通路のバリアフリー状況

施設内床面段差等のバリアフリー状況について、表-4に示す。施設内に視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている施設は全体のうち、5件のみとなっている。また、施設内床面に段差がある施設も全体の約50%となっており、全てがフラットにはなっていないことがわかる。主要な通路の有効幅員は80cm以上の施設が全体の80%以上を占めている。

表-4 施設内床面・通路の状況

	あり	受付まで	その他
	施設内床面に点字（誘導）ブロックがある	5件 (9.7%)	1件
施設内床面に段差がある	あり	手すり	その他の補助設備
	27件 (49.1%)	1件	スロープ
主要な道路の有効幅が80cm以上	あり		
	48件 (87.3%)		

e) 昇降装置・階段の状況

昇降装置及び階段の状況について表-5に示す。エレベーターが設置されている設備は全施設のうち約50%程度であった。そのうち、半数程度には車いす用操作盤や点字操作盤が整備されているが、音声案内は4件に留まっている。

表-5 昇降・階段の状況

	あり	出入口有効幅80cm以上	車いす用操作盤	点字操作盤	音声案内
	エレベーターがある	27件 (49.1%)	18件	13件	13件
エスカレーターがある	2件 (3.6%)				
階段に手すりがあ	29件 (52.7%)				

f) トイレ設備の状況

多目的トイレの設置状況について表-6-1に示す。車いすで使用可能な多目的トイレが設置されている宿泊施設は全体の3割程度と非常に少ない結果である。多目的トイレ内の設備として、非常ボタンは50%程度で、オストメイト（人工肛門保有者・人工膀胱保有者）対応トイレの整備状況は0件である。

その他、トイレのバリアフリー状況に関しては表-6-2に示すが、洋式トイレの設置状況が48件となっており、和式トイレのみ設置の施設も有る。トイレ出入口に段差が有る施設も30%程度あり、更に、トイレ個室に段差のある施設も2割程度であった。また、トイレ出入口の有効開口幅員が80cm以下の施設が60%以上となっており、多目的トイレの状況と合わせて分析すると、今回、回答が得られた施設では、車いすでのトイレ使用が困難な施設が多数存在していることが分かる。

表-6-1 多目的トイレ設置状況

多目的トイレ	あり	男女別	兼用
	19件 (34.5%)	2件	14件
設置数		設置場所	
22箇所 (平均1.16箇所)	EV横、宴会場（5件）、1階（12件）、その他		
福祉型設備の有無	介助ベッド	車いす用洗面台	非常用呼び出しボタン
	0件 (0.0%)	9件	10件
	オストメイト対応	温水設備	自動洗浄便座
	0件	8件	9件
その他の設備			
ベビーベッド、手すり、暖房器具、自動錠ボタン			

表-6-2 トイレのバリアフリー状況

一般トイレ	あり	男女別	兼用	洋式
	55件 (100.0%)	43件	7件	48件
設置数		設置場所		
119箇所(平均2.16箇所)		ロビー(35箇所)、EV横、宴会場(6箇所)		

トイレで入口に段差	あり	手すり	その他の補助設備
	16件 (29.1%)	1件	0件
トイレ出入口のドアの有効幅が80cm以上	あり		
	22件 (40.0%)		
トイレ個室に段差	あり	手すり	その他の補助設備
	12件 (21.8%)	1件	0件
トイレ個室のドアの有効幅80cm以上	あり		
	13件 (23.6%)		

g) 宿泊室・浴室の状況

宿泊室や浴室のバリアフリー状況について表-7に示す。車いす対応のバリアフリールームが設置されている施設は8件（全体の14.5%）となっており、洋室（ベッド）の客室がある施設も全体の60%程度となっている。車椅子対応の浴室が設置されている施設も6件と全体の約10%という結果である。また、食事などのサービスについて、部屋食に対応している施設は11件と大変少なく、ユニバーサルデザイン対応の食器に対応した施設は0件であった。以下にも示すが、このように、食事などのソフトなサービスについても必要なことから、今後のバリアフリー・ユニバーサル観光の発展に繋がっていくことを期待したい。

表-7 宿泊室・浴室の状況

車いす対応客室がある	対象施設				
	8件 (14.5%)				
洋室（ベッド）の客室がある	あり	電動式あり	電動式なし	高さ40～50cm	高さ51～60cm
	32件 (58.2%)	0件	0件	10件	1件
和室だが簡易ベッドがある	あり				
	29件 (80.6%)				
車いす対応浴室がある	あり				
	6件 (10.9%)				
大浴場がある	あり	脱衣室に手すりあり	段差なし	浴室に手すりあり	シャワーチェアあり
	18件 (32.7%)	2件	6件	3件	10件
家族風呂がある	あり	車いす用			
	7件 (12.7%)	1件			
部屋食に対応している	あり 11件				
ユニバーサルデザインの食器を使用、貸出している	あり 0件				

(2) ソフト面のバリアフリー状況について

a) 人的支援の状況

宿泊施設のソフト的なバリアフリー状況について、人的支援サービスの実施状況に関して表-8に示す。各施設で案内所のある施設が全体の50%となっている。手話対応や筆談対応のサービスを実施している施設は2件である。

表-8 人的支援状況

案内所（受付）	あり	スタッフ常駐
	28件 (50.1%)	14件
手話で対応できるスタッフがいる	あり	
	1件 (1.8%)	
筆談対応の表示	あり	あり（耳マーク）
	2件 (3.6%)	1件

b) 福祉関連のサービス状況

福祉関連サービス状況について表-9に示す。車いすの貸出状況に関しては、サービスを行っている施設が30%程であった。盲導犬などの補助犬の同伴を可能とする施設が22件の40%となっているが、補助犬に関しては、厚生労働省より施行されている身体障害者補助犬法では「不特定多数の者が利用する施設の管理者等は、その管理する施設等を身体障害者が利用する場合、身体障害者補助犬の同伴を拒んではならない。」⁴⁾となっており、補助犬の同伴を認めていない施設に対しては警鐘していかなければならない。

表-9 福祉関連サービス

車いすの貸出	あり	要予約	無料
	17件 (30.9%)	2件	11件
盲導犬、補助犬等の同伴	可	全施設内	飲食部不可
	22件 (40.0%)	14件	3件
	検討中	その他	盲導犬用トイレ
4件	1件	0件	

c) 介護・医療関連のサービス状況

医療及び介護に関するサービス状況について表-10に示す。適正な区域内に往診等の対応を取ることが可能な医療施設があると回答している施設が30%程度に留まっており、特に山間部に位置している施設に関しては医療機関とどのように連携を取るかが今後の課題である。また、施設のスタッフによる介助サービスを有している施設は4件となっており、今後は超高齢社会の対応も踏まえて、施設のスタッフにホームヘルパー等の資格を所持させるなどの対応が必要になる。

表-10 介護・医療関連のサービス状況

適正な区域内に往診等の対応が取れる医療施設がある	あり	
	16件 (29.1%)	
アattend（スタッフ介助）サービスがある	あり	状況に応じて
	4件 (7.3%)	5件 (9.1%)

d) 食事への対応状況

食事に関する対応について表-11に示す。アレルギーなどの食事制限やきざみ食、とろみ、特別な調理方法に対応している施設は全体の25.5%となっていた。高齢者観光においては、今後、食事への対応も重要な課題となるため対策を検討していかねばならない。

表-11 食事に関する対応状況

食事制限（アレルギー、減塩等）やきざみ食、とろみ、特別な調理法に対応している	可能	要予約	無料
	14件 (25.5%)	12件	14件

e) その他のサービス状況

高齢者や障がい者向けのサービス状況を実施している内容について表-12に示す。割引制度を導入している施設は9件であった。また、独自のサービスを提供している施設が4件あったが、具体的には、障がい者宿泊の場合、基本的に1階部屋を用意する、浴室に滑りにくいマットを敷く、玄関にイスを設置するなど、他の施設でも少しの工夫で済む内容である。

表-12 その他サービス状況

割引き制度	あり	障害者向け	高齢者向け	本人のみ	介助者含む
	9件 (16.4%)	4件	5件	0件	1件

その他、独自のサービスや配慮、工夫していること	あり
	4件

5. 観光コンテンツのバリアフリー状況に関する調査結果

(1) ハード面のバリアフリー状況について

a) 駐車場の状況

表-13に示すように専用・契約駐車場を所持している観光コンテンツにおいて、障がい者専用の駐車スペースが整備されている施設は全体(36件)の30%程度に留まっている。車いすマークが整備されている施設は10件程度となっている。

表-13 駐車場の状況

	あり	屋内	屋外	車いすマークあり
専用又は契約駐車場がある	32件 (88.8%)	0件	32件	
障がい者専用の駐車スペースがある	11件 (30.6%)	0件	11件	10件 (22台)
障がい者専用のスペースはないが、要望に応じて駐車スペースを確保することができる	24件 (66.7%)			

b) 施設出入口までのアクセス状況

表-14に示すように、施設出入口までのアクセス状況に関して、出入口までの段差が2cm未満という施設は17件となっている。段差が2cm以上の施設は多く、自走式車いすユーザーの場合にはアクセスが難しい結果となっている。また、出入口までにスロープがある施設が全体の40%でスロープ自体が無い施設が60%と整備されていない施設が多い結果である。また、出入口までに手すりの無い施設が約80%と多い結果となっていた。更に、視覚障がい者用の誘導用ブロック（点字ブロック）が整備されている施設が2件のみであり、約90%は整備されていないことが分かった。

表-14 施設出入口までの路面状況

出入り口まで平坦又は段差が2cm未満	2cm未満	2cm以下	
	17件	19件	
出入り口までスロープがある	あり	緩やか	急
	14件 (38.9%)	13件	1件
出入り口までに手すり等の補助施設がある	あり	手すり	
	8件 (22.2%)	8件	
敷地入口より施設出入口口まで点字（誘導）ブロックがある	あり		
	2件 (5.6%)		

c) 施設出入口の状況

施設の出入口の状況について、表-15に示す。出入口ドアの種類として、引き戸が12件と最も多く、次いで、出入口に扉がない又は常時開放、自動ドアが多いことから比較的アクセスしやすい状況となっている。出入口の有効幅員が80cm以上と整備されている施設は22件と比較的多く、自走式車いすが通過できる開口幅となっているが、それ以外の施設では自走式車いすが通過できないことが予測される。

表-15 施設出入口の種類・有効幅員

	対象施設
出入口に扉がない又は常時開放	10件
引き戸（扉が横方向に引く）	12件
開き戸（扉が前後に開く）	8件
自動ドア	9件
出入口の有効幅員が80cm以上	22件

d) 施設内床面・通路のバリアフリー状況

施設内床面段差等のバリアフリー状況について、表-16に示す。施設内に視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されている施設は全体（36件）のうち、1件のみとなっている。また、施設内床面に段差がある施設は全体の約20%となっており、多くの施設はフラットになっていることがわかる。主要な通路の有効幅員は80cm以上の施設が全体の80%以上を占めていた。

表-16 施設内床面・通路の状況

施設内床面に点字（誘導）ブロックがある	あり	受付まで	
	1件 (2.7%)	1件	
施設内床面に段差がある	あり	手すり	その他の補助設備
	7件 (19.4%)	0件	特に無し
主要な道路の有効幅が80cm以上	あり		
	29件 (80.6%)		

e) 昇降装置・階段の状況

昇降装置及び階段の状況について表-17に示す。エレベーターが設置されている設備は全施設のうち3件であった。そのうち、2件には車いす用操作盤と音声案内、3件全てには点字操作盤が整備されている。

表-17 昇降・階段の状況

	あり	出入口有効幅80cm以上	車いす用操作盤	点字操作盤	音声案内
エレベーターがある	3件 (8.3%)	3件	2件	3件	2件
エスカレーターがある	1件 (2.8%)				
階段に手すりがある	11件 (30.6%)				

f) トイレ設備の状況

多目的トイレの設置状況について表-18-1に示す。車いすで使用可能な多目的トイレが設置されている施設は全体の75%程度と比較的多い結果である。多目的トイレ内の設備として、非常ボタンは19件、オストメイト（人工肛門保有者・人工膀胱保有者）対応トイレの整備状況は1件のみである。

その他、トイレのバリアフリー状況に関しては表-18-2に示すが、洋式トイレの設置状況が21件となっており、和式トイレのみ設置の施設も有る。トイレ出入口に段差がある施設は6件程度であった。また、トイレ出入口の有効開口幅員が80cm以上確保されている施設が70%以上となっており、多目的トイレの状況と合わせて分析すると、今回、回答が得られた施設では、車いすでのトイレ使用は比較的容易である施設が多数存在していることが分かる。

表-18-1 多目的トイレ設置状況

多目的トイレ	あり	男女別	兼用
	27件 (75.0%)	0件	27件
	設置数	設置場所	
28箇所(平均1.04箇所)	駐車場内(8件)、1階(6件)		

福祉型設備の有無	介助ベッド	車いす用洗面台	非常用呼び出しボタン
	2件 (7.4%)	22件	19件
	オストメイト対応	温水設備	自動洗浄便座
	1件	4件	6件
その他の設備			
ベビーベッド、手すり、暖房器具、自動施錠ボタン			

表-18-2 トイレのバリアフリー状況

一般トイレ	あり	男女別	兼用	洋式
	32件 (88.9%)	30件	2件	21件
	設置数		設置場所	
56箇所(平均1.75箇所)		駐車場内(9件)、1階(9件)、2階(4件)		

トイレで入口に段差	あり	手すり	その他の補助設備
	6件 (18.8%)	1件	0件
トイレ出入口のドアの有効幅が80cm以上	あり		
	23件 (71.9%)		
トイレ個室に段差	あり	手すり	その他の補助設備
	1件 (3.1%)	3件	0件
トイレ個室のドアの有効幅80cm以上	あり		
	7件 (21.9%)		

(2) ソフト面のバリアフリー状況について

a) 人的支援の状況

宿泊施設のソフト的なバリアフリー状況について、人的支援サービスの実施状況に関して表-19に示す。各施設で案内所のある施設が全体の約40%となっている。筆談対応のサービスを実施している施設は3件で、手話対応の施設は0件である。

表-19 人的支援状況

案内所（受付）	あり	スタッフ常駐
	14件 (38.9%)	10件
手話で対応できるスタッフがいる	あり	
	0件 (0.0%)	
筆談対応の表示	あり	あり（耳マーク）
	3件 (8.3%)	0件

b) 福祉関連のサービス状況

福祉関連サービス状況について表-20に示す。車いすの貸出状況に関しては、サービスを行っている施設が10件程であった。盲導犬などの補助犬の同伴を可能とする施設が6件（約20%）となっているが、補助犬に関しては、厚生労働省より施行されている身体障害者補助犬法では「不特定多数の者が利用する施設の管理者等は、その管理する施設等を身体障害者が利用する場合、身体障害者補助犬の同伴を拒んではならない。」¹⁾となっており、補助犬の同伴を認めていない施設に対しては警鐘していかなければならない。

表-20 福祉関連サービス

車いすの貸出	あり	要予約	無料
	10件 (27.8%)	0件	10件

盲導犬、補助犬等の同伴	可	全施設内	飲食部不可
	6件 (18.8%)	17件	5件
	検附中	その他	盲導犬用トイレ
7件	1件	0件	

c) 介護・医療関連のサービス状況

医療及び介護に関するサービス状況について表-21に示す。適正な区域内に往診等の対応を取ることが可能な医療施設があると全ての施設が回答しており、緊急を要する場合はドクターヘリを利用するケースが多いという回答が多くみられた。また、施設のスタッフによる介助サービスを有している施設は25.0%の9件となっており、今後は超高齢社会の対応も踏まえて、施設のスタッフにホームヘルパー等の資格を所持させるなどの対応が必要になる。

表-21 介護・医療関連のサービス状況

適正な区域内に往診等の対応が取れる医療施設がある	あり	
	36件 (100.0%)	
アattend（スタッフ介助）サービスがある	あり	状況に応じて
	9件 (25.0%)	8件 (22.2%)

d) その他のサービス状況

高齢者や障がい者向けのサービス状況を実施している内容について表-22に示す。割引制度を導入している施設は8件であった。また、独自のサービスを提供している施設が3件あったが、具体的には、飲食店ではメニューを点字で表記したり、ランチでサラダやドリンクのサービス、車いすのままでの利用の対応、事前予約で刻み食やおかゆ、お肉を柔らかめなどの受付をしている。また、そば打ち体験ができる施設では体験の際に、車いすの方のために足場に台を置いたりする工夫をしている。他の施設でも少しの工夫で済む内容も含まれている。

表-22 その他サービス状況

割引き制度	あり	障害者向け	高齢者向け	本人のみ	介助者含む
	3件 (8.3%)	3件	2件	3件	2件

その他、独自のサービスや配慮、工夫していること	あり
	3件

6. ユニバーサルデザインに配慮した観光ガイドマップの提案

(1) 既存観光マップの課題

青森県内には各々の市町村において、観光名所などのコンテンツを掲載した観光マップやガイドマップは実在していた。それぞれの市町村の歴史、魅力、観光名所、飲食店、宿泊施設、主な交通アクセスなどの魅力満載のマップが多い。しかし、高齢者や障がい者も含めたユニバーサルな視点から既存のマップを見ると、アクセシビリティやバリアフリーに関する情報など、本当に必要な情報が掲載されていないことがわかる。また、市町村各々で作成されているため、市町村限定の観光に限られるので観光の需要には十分に答えきれていなかったことが課題であった。

(2) 広域観光ガイドマップの特徴

従来の観光ガイドマップは観光、食事、体験、行動の4つと大まかに構成されているが、今回の観光マップは従来のものに付加価値をつけたものとなっている。完成したマップを写真-1に示す。このマップの最大の特徴は、高齢者や障がい者のみに限らず、できるだけ多くの人々が利用できるように施設の段差解消などのハード面と、人の心の部分にあたるソフト面が連携したユニバーサルデザインがコンセプトになっている。

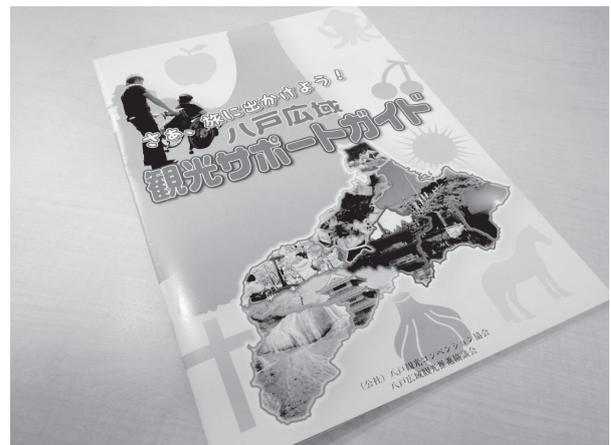


写真-1 完成した観光ガイドマップ

(3) 広域観光マップの構成

観光ガイドマップの構成は、各市町村のマップにコンテンツを加えたものを見開きで閲覧できるよう

参考文献

- 1) 内閣府：平成24年度版高齢社会白書，2012年
- 2) 安部信行・長谷川明：「観光まちづくりのための高齢者観光の実態に関する研究」，pp.27-31，観光まちづくり学会誌vol.4，2007年
- 3) 秋山哲男他：「観光のユニバーサルデザイン」，学芸出版社，2010年
- 4) 厚生労働省：身体障害者補助犬法，2003年
- 5) CUD事務局編著：「カラーユニバーサルデザインの手引き」，pp6-12，教育出版，2012年
- 6) 高橋儀平著：「高齢者・障害者に配慮の建築設計マニュアル」，彰国社，2001年
- 7) 国土技術研究センター編集：「道路の移動円滑化整備ガイドライン」，大成出版社，2004年
- 8) バリアフリー新法研究会編集：「Q&Aバリアフリー新法高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の解説」，ぎょうせい，2007年
- 9) 加藤弘治編著：「観光ビジネス未来白書」，同友館，2009年
- 10) 田中直人・岩田三千子著：「サイン環境のユニバーサルデザイン」，学芸出版社，2002年
- 11) 田中直人著：「ユニバーサルサイン デザインの手法と実践」，学芸出版社，2009年
- 12) 東京商工会議所編：「福祉住環境コーディネーター検定私見2級公式テキスト改訂版」，東京商工会議所，2011年
- 13) CUD事務局編著：「カラーユニバーサルデザインの手引き」，pp6-12，教育出版，2012年

(2013. 12. 31 受理)

RESEACH ON THE TOURIST-FACILITIES BARRIER-FREE SITUATION
INVESTIGATION FOR ELDERLY PEOPLE, AND ONE PROPOSAL OF THE
TOURISM GUIDE MAP OF A WIDE AREA
-LET THE SOUTHERN AOMORI PRIF. AREA BE AN EXAMPLE-

Nobuyuki ABE, Sayumi KUDO and Makiko NUMAGUCHI, Akira HASEGAWA,

Rapid aging is following our country. It counts upon accelerating the demand of elderly-people sightseeing from now on. Maintenance of the sightseeing corresponding to elderly people is pressing need. Moreover, since the demand of broad-based sightseeing is also expected in local sightseeing, the measure is needed. In this research, barrier-free situation investigation of hard and there being tourist facilities of sightseeing aiming at promotion of barrier-free-izing of a soft side, creation of a travel opportunity, and unification of a barrier-free sightseeing window was conducted by making the area of the southern part in Aomori Prefecture into an example. And the sightseeing guide map which made the barrier-free universal design the viewpoint based on those results of an investigation was created. The analysis result of the investigation about the barrier-free situation of tourist facilities and a series of flows of work of a sightseeing guide map are described.

旅行契約

募集型企画旅行契約における旅行業者の債務

阿部 真也¹・米谷 光正²

¹正会員 (〒981-8003 宮城県 仙台市泉区南光台4丁目23-13)

E-mail:rufutoin@yahoo.co.jp

²正会員 東北福祉大学 教授 (〒981-8522 宮城県仙台市青葉区国見一丁目8番1号)

現在、旅行に関する裁判例は多くない。しかし、近年の権利意識向上により旅行における訴訟リスクは高まっていると考えられる。本考察は旅行に関する法的問題を整理し、問題が起こりやすいと考えられる、第一次サービスの提供者が第三者となる場合に関しての法的考察を行った。

結論として、旅行者保護と旅行業者の負える責任のバランスを考慮し旅行業者が一時的に責任を一括してとった後サービス提供者各個に求償を行うという仕組みを提案した。

Key Words: *Travel Agency Law, Terms of travel, Contract law*

1. はじめに

近年、消費者の権利意識軒昂により旅行において発生する多種多様な問題に関し、旅行業者の責任を追究することが増えつつある。このような中で旅行契約に潜む諸問題を明らかにし、消費者及び旅行業者双方にとって不幸にして何らかのトラブルが発生した際の円滑な解決を図る事の一助となる論考が必要と考える。

「旅行契約」とはそもそもなんであるか諸説あるが、一般に、「旅行契約」とは、一方の当事者である旅行業者が、他方の当事者である旅行者に、旅行を実現するための一定のサービス（役務）を有償で提供する役務契約であると定義ⁱでき、その形態は以下の三つのように分けられる。

・募集型企画旅行契約（旅行業法2条1項1号前段・同条4項）

旅行業者があらかじめ旅行計画を作成して、旅行とする契約（いわゆるパッケージツアー）。

・受注型企画旅行契約（旅行業法2条1項1号後段）

旅行者の希望する旅行計画（日程、内容など）を旅行業者が作成して提案する契約（いわゆるオーダーメイドパッケージツアー）。

・手配旅行契約（旅行業法2条5項）

旅行者の希望する運送機関、宿泊機関などを手配する契約。

以上のような契約形態から旅行契約においては第一次サービス提供者が第三者となる点が特徴である

ii。

特に、その役割が代理・媒介にとどまらず、旅行の企画・立案・実施までを行い、旅行における法的責任の性質が最も大きいものが企画旅行契約である。

よって本稿では募集型企画旅行契約における旅行業者の債務を考察していく。

2. 旅行業者の責任としてあるとされる義務

旅行契約は主に旅行業法・約款に則する。旅行業約款は旅行者との契約締結の際、法規的な意味合いを持つと考えられる。それは、旅行業約款は観光庁長官の認可が必要で、一般に標準旅行業約款ⁱⁱⁱが用いられていることによる。（旅行業法12条の2第1項・同条3項。以下単純に「約款」と表記する）。一般の約款は画一的な契約条項として事前に用意されたものであるか、その取引圏内の自治法であるかの争いがあるが、このように監督官庁の認可が必要な本旅行業約款は制定法による特別の授権があり法規的な意味合いを持ちうるものと考えられる^{iv}。

約款によると旅行業者には以下3つの義務があるとされている^v。

1つ目、約款に規定された義務として「手配完成義務」、「手配請負義務」、「旅程管理義務」（約款3条・23条・25条・26条・27条）。

これらは約款に規定された義務である。約款上、特定の故意又は過失のあった時、債務不履行責任があるとされる。尚、民法上の故意過失に関する議論及び債務不履行責任を巡る議論は極めて多岐にわた

るため本稿では詳細な議論は行わず各種参考文献にしたがって以下のような定義で用語を用いる。

「故意」とは、「一定の結果（違法な侵害）の発生を認識しながらそれを容認して行為するという心理状態」^{vi}と定義する。

「過失」とは、「結果の発生することを知らずでありながら、不注意のためそれを知りえないで、ある行為をするという心理状態」^{vii}と定義する。

「債務不履行」とは、「債権が正常に実現せられないこと、すなわち、債務者の責に帰すべき事由によって債務の本旨にしたがった履行がなされないこと」^{viii}と定義する。また、債務不履行の様態はかつて「履行遅滞」、「履行不能」、「不完全履行」の3つにわかれることが一般で有ったが^{ix}、これに対してこの3分類に疑問を示す債務不履行一元論が近時主流になりつつある^x。本稿も近時主流の債務不履行一元論にならい、契約及び法規の内容より「債務の本旨」の内容確定を重視し、確定された内容を債務者が果たしていないことを債務不履行と定義する。

約款内容より債務不履行となる特定の故意又は過失とは次のようなものを指す。

「手配上の故意・過失」。当初約束した旅行サービスの提供が行われなかった責任。

「旅程管理上の故意・過失」。代替サービスを行うところそれを提供しなかった責任。

「旅行サービス上の故意・過失」。旅行サービス提供機関に債務不履行が生じた責任。

「旅行計画作成上の故意・過失」。旅行計画の作成自体に問題がある責任。

2つ目、判例で示された義務として、「安全確保義務」、「保護義務」、「安全調査義務」、「危険回避排除義務」、「危険告知義務」。

これらは判例上で示された義務である。代表例として「安全確保義務」と「保護義務」を挙げる。

「安全確保義務」とは、東京地裁平成元年6月20日判決において判示された義務である。判例によると「主催旅行契約上の付随義務として、旅行業者は旅行者に対し、旅行者の生命・身体・財産等の安全を確保するため、旅行目的地・旅行行程・旅行サービス提供機関の選択等に関し、あらかじめ十分に調査・検討し、専門業者としての合理的な判断をし、また契約内容の実施に関し、遭遇する危険を排除するための合理的な措置をとる注意義務」があるとされている。

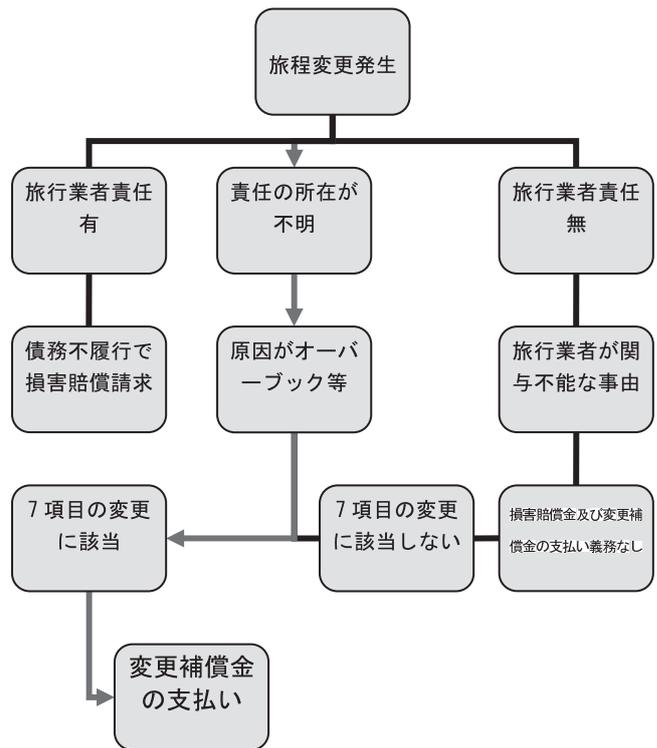
「保護義務」とは、大阪高裁平成7年2月27日判決において判示された義務である。判例によると「旅行主催者には、旅行中、旅行者に急な疾病や負傷が生じた場合などには、これを病院に連れていくなど適切な措置をとるべき保護義務がある」とされている。

以上のように判例によってさまざまな旅行業者の「義務」が提示されている。まとめるならば、これらは契約上の付随義務として旅行業者が旅行者に対して、生命・身体・財産の安全を確保するために必

要な措置をとることを求めているものである。尚、保護措置については2005年の改正により約款26条に定められるようになっている^{xi}。

3つ目、約款により無過失責任とされている義務として「旅程保証責任」。

旅程保証責任は約款29条で示された義務である。旅行業者が無過失であっても、重要な旅程の変更があった場合、変更補償金を支払うというものである。主にオーバーブッキング（予約過剰）、オーバーフロー（過剰定員）、オーバーセル（過剰販売）で、契約書面に記載された7項目についての変更であり、また免責事由として、次にあげるものに該当しないことが要件である。天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、輸送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置。要件を満たした場合変更補償金が支払われる（図1、表1参照）。重要な旅程変更となる7項目の変更とは、「旅行開始日・終了日」、「目的地」、「運送機関の等級・施設」、「運送機関の種類・会社名」、「宿泊機関の種類・名称」、「宿泊機関の客室・設備・景観」、以上に掲げる変更のうち契約書面の「ツアータイトル中に記載があった事項」の変更である。



出所：佐々木（2000、20頁）参考に筆者作成
図1：変更補償金支払義務発生までのプロセス

変更補償金は旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払われる。支払額は、旅行者1名に対して、1募集型企画旅行につき旅行代金に15%以上の旅行業者が定める率を乗じた額をもって限度とする。但

し、1,000円未満の場合は支払われない。
 変更補償金の支払い例については次の表である。

変更補償金の支払いが必要となる変更（契約書面に記載があることが必要）	例	1件あたりの率 [%]	
		旅行開始前	旅行開始後
「旅行開始日」または「旅行終了日」の変更	開始日、終了日の両方とも変更の場合は2件となる。	1.5%	3.0%
入場する観光地または観光施設、その他の旅行目的地の変更	観光地・観光施設に入場する予定ができなくなったもので、車窓や下車は含まず。	1.0%	2.0%
運送機関の等級又は設備の低い料金のものへの変更	ファーストクラス→ビジネスクラス グリーン車→普通車	1.0%	2.0%
運送機関の種類又は会社名の変更	種類：航空機 ⇔鉄道 船舶 ⇔ バス 会社名：JAL ⇔ANA JR⇔私鉄	1.0%	2.0%
本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更		1.0%	2.0%
本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更		1.0%	2.0%
宿泊機関の種類又は名称の変更		1.0%	2.0%
宿泊機関の客室の種類、設備または景観その他の客室の条件の変更	客室の種類：和室⇔洋室 設備の変更：バス・トイレ付き→なし 客室の景観：オーシャンビュー→建物	1.0%	2.0%

出所：東京リーガル（2006、101頁）

表1：変更補償金の率

3. 旅行業者の責任であるか争点となっているもの

以上については約款の解釈および判例によりおお

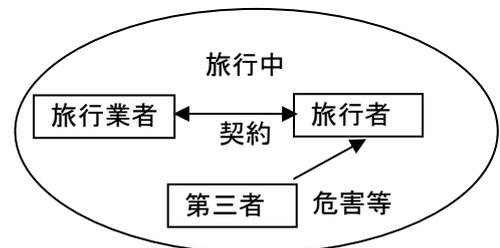
よそ旅行業者の義務として定着しつつあるものである。しかし、旅行業者の責任範囲についてどのような旅行契約をどのように解釈するべきかについて根本的な対立が生じておりいまだ決着をみていない^{xii}。

1つは旅行契約を一種の「請負」^{xiii}とみなすもので民法632条適用の請負契約とする考え方がある。これは主に消費者団体など旅行業者の責任の射程を長くとりとうとする立場の主張である。また消費者保護としてこの立場をとる有力な学説も存在している^{xiv}。

もう一つは、旅行契約を「委任」^{xv}とみなすものであり、民法656条適用の準委任契約とする考え方である。こちらは主に旅行業界からの主張が多く旅行業者の責任の射程を狭く見る考え方である。

もし「請負」とみなすのであれば、民法664条により旅行業者は旅行の全日程の全般にわたって責任を負うこととなり、旅行中に発生した事故についてはすべて責任を負うことになる。一方、「委任」とみなすのであれば民法644条により旅行業者は善良なる注意義務^{xvi}を持って（かなり重い注意義務ではあるが）おればことたり、かつそれ以上の責任は問われない。

この2つの解釈いづれかを用いるかによって旅行業者の責任範囲は特に第三者がかかわった場合に大きく異なる（図2参照）



出所：筆者作成

図2：旅行業者の責任であるか問題となりやすい例

もし、旅行契約を極端に完全な請負契約と解したとする。その場合、請負契約は「結果に対して報酬を支払う」ものである以上結果として約束していた旅行ができなかった際は当然に旅行業者の責任となる。よって、仮に旅行業者に関係のない第三者が旅行中に旅行者に危害を加えた場合であったとし、かつ旅行業者にそれを防ぐ手立てがなかったとしても旅行業者の責任となる^{xvii}。一方もし、旅行契約を有償特約付きの準委任契約と解したとする（尚、本稿では業としての旅行業者について論じているため無償・片務契約の準委任と解する余地はない。また法律行為を行う委任とその他の事務を行う準委任に実益上の区分はないものとする）。その場合、準委任契約は、「善良なる管理者の注意義務をもって委託された事実行為を行う」ものであるためこの注意義務違反が旅行業者に認められない限り旅行業者は

責任をおこうとはしない。そのため無関係の第三者からの危害に関してはあえて旅行者を危険な状況におくなどのようなことを除いて旅行者の責任は否定される。

もちろん、募集型企画旅行契約は複合的要素を持っており、その法的性質を上記のような単純に「請負」であるか「委任」であるかというように一義的に決めて結論を導くことは適切とは考え難い。また上記では簡略化のため無関係な第三者を例としているが、実際は第三者問題としての第三者は旅行者とは旅行契約を結んでいない第三者であり、この第三者は旅行者が旅行契約を履行するための第一次サービス提供者である。(図3参照)

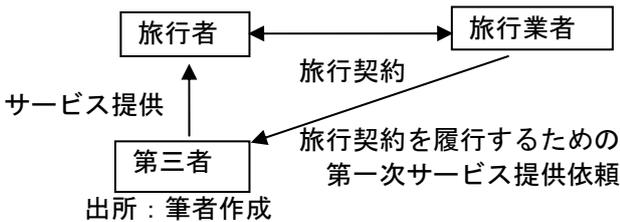


図3：旅行契約における第三者の概念図

以上のように旅行契約においては、第一次サービスの提供者が契約の第三者(他人)であることから、特有の問題が生じている。解決策として契約当事者外の第三者を旅行者の履行補助者とする構成も提唱されている(図4参照)。尚、旅行者の社員が業務遂行中に不法行為を行った場合は民法715条により当然に旅行者も使用者責任^{xviii}を負う。

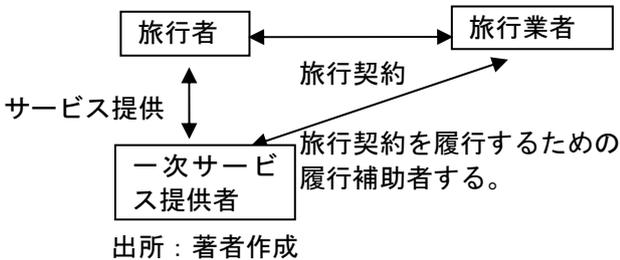
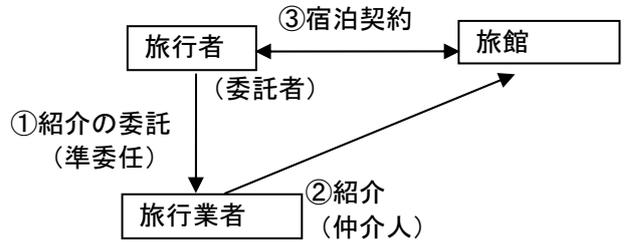


図4：第一次サービス提供者を履行補助者とする概念図

尚、図3はあくまでも概念図であり、実際は旅行者と第一次サービス提供者の間で例えば旅行者の「代理」によって契約が成立していることも多々ある。旅行契約の構成自体はかなり複雑なことが多くこれも考察を複雑化される要因である。ここでは、整理のため旅行業法に規定されている「媒介」「代理」「取次」及び参考として「利用」について簡単な考察を行って行く。しかし、現実の取引はこのような契約類型で説明することは難しく、この構成をそのまま当てはめるには無理があると考えられる^{xix}。

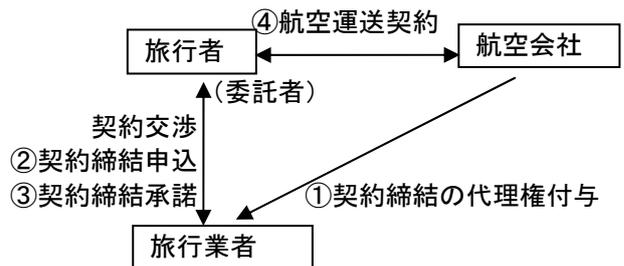
「媒介」旅行者の委託を受けて旅行者と旅館等の間の契約が成立するように尽力すること。たとえば、旅行者が、旅行者から旅館の予約の依頼を受けて、旅館と旅行者のあいだに宿泊契約が締結できるよう仲介することをさす(図5参照)。この契約類型は商法でいう仲立営業(商法543条、544条)に近い形

態であり、旅行者は仲介人として相手方を紹介して契約締結時に仲介料を得るのみとなる。よって紹介以上の責任を旅行者が負うことはないこととなる。尚、他仲立人の義務が商法に規定されているが、いずれも仲立に際しての義務である。



出所：佐々木(2000、4頁) 参考に筆者作成
図5：「媒介」の概念図

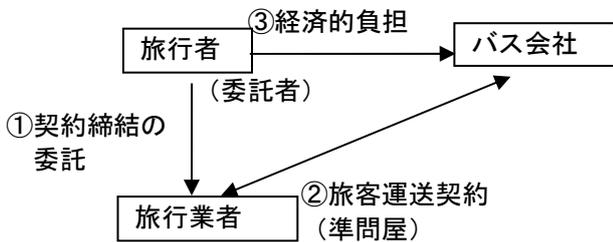
「代理」旅行者が旅行者のために行うことを示して、相手方に対して、意思表示を示し、その効力がごとく旅行者本人に発生すること。たとえば、航空会社から航空券の代売権を授与されている旅行者が、旅行者から航空座席の予約と航空券の購入の依頼を受けて、航空券を予約し発券するような行為をさす(図6参照)。この契約類型は商法でいう代理商(商法27条・会社法16条)に近い形態であり、旅行者は締約代理商または媒介代理商の立場となって航空会社等の独立的補助者として航空会社等の契約行為を代理または航空会社等へ旅行者を紹介し、航空会社等より代理または紹介に対しての報酬を得るのみとなる。よってこの場合も旅行者は直接サービスそのものに責任を取る必要性は無いこととなる。尚、他商法・会社法規定の権利義務はあるがいずれも自らが代理した本人の債務を連帯保証するようなものではない。また、先の仲立人とはあらかじめ特定の業者と契約を結んでいる点異なる。



出所：佐々木(2000、5頁) 参考に筆者作成
図6：「代理」の概念図

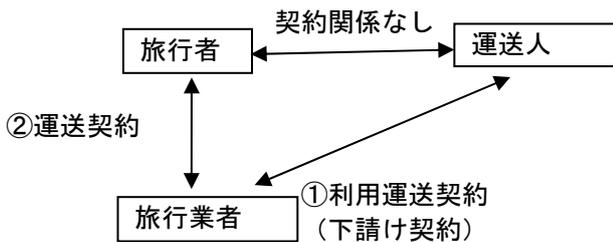
「取次」旅行者の経済的負担の元に、旅行者の名で第三者と契約を結ぶこと。経済負担は旅行者だが、契約は旅行者となる。たとえば、旅行者が自己の名でバス会社と貸し切りバス運送契約を締結するが、経済負担は旅行者が負い、また、運送契約上の実質的な利益は、旅行者が享受するような場合をさす(図7参照)。この契約類型は商法でいう問屋営業(商法551条、552条、尚、世間一般の「とん

や」とは異なる)に近い形態であり、旅行業者は物品・買入れ以外の行為を取次ぐため準問屋(商法558条)としてサービスの取次を行い、取次手数料を得ることとなる。こちらは旅行業者の名で契約しているため運送会社等が債務を履行しない場合は旅行業者自身が債務を履行することとなる(準問屋と解した場合、商法553条により問屋の義務として問屋自らが債務を履行することが定められている。他商法規定の権利義務があるが、基本として商法554条のように委託者の意向に沿うように自らの責任でことを行うこととなる)。ただし、本類型も旅行者より旅行業者が委託を受けるものであるためサービス提供者選定にあたって善管注意義務を満たせばそれでよく、サービスそのものの結果についてまで全責任を負うものではない。



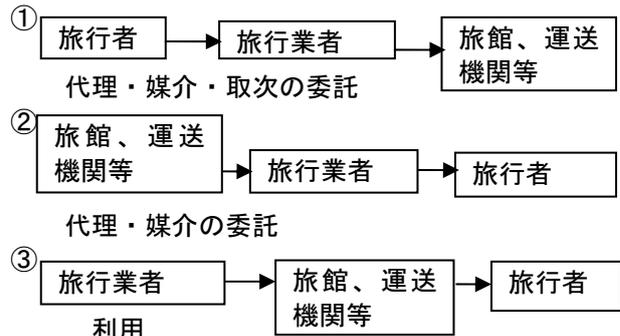
出所：佐々木(2000、5頁) 参考に筆者作成
図7：「取次」の概念図

「利用」わが国では貨物分野においては存在する契約類型であり、旅客分野での実例は無いようである。応用するとなると旅行者のために旅行業者が下請けとして第一次サービス提供者を活用する形態となり、旅行業者が旅行者との契約に関する債権債務すべてを負う事となる(図8参照)。



出所：佐々木(2000、6頁) 参考に筆者作成
図8：「利用」の概念図

以上の行為を並べて図示すると次のようになる(図9参照)。図9はそれぞれの立場からみた行為の流れである。例えば旅行者からみると、代理・媒介・取次の委託はまず旅行業者へ依頼され、旅行業者は依頼に応じて旅館や運送機関など第一次サービス提供者へ旅行者を紹介するというものである。



出所：佐々木(2000、3頁) 参考に筆者作成
図9：旅行契約の様態まとめ

このように旅行業法に規定されている契約類型を整理してゆくと、旅行契約で使われていない「利用」を除き準委託契約に近い契約類型が主体となっていることがわかる。このことから伝統的解釈としては旅行契約を準委託契約に近いものとし、旅行業者は時には手配債務さえ尽くせばそれでよいとする向きもあったようである。また一部判例も旅行契約を準委任契約として旅行業者の責任射程を短く捉え、一次サービス提供者に関する責任を負わせないものもあった(大阪地裁平成17年6月8日判決等)。反面消費者保護の要求に答えるべく損害賠償請求は認めなかったものの、旅行業者の責任は認める判決も登場している(名古屋地裁平成11年9月22日判決)。

以上そもそもの旅行契約自体の法的性質及び契約の構成について考察し特に第三者に於ける旅行業者の責任の射程がいまだ大きな争点となっていることが改めて浮き彫りとなった。そこで、次章で国内の主要判例を整理し旅行業者の責任がどのようにとらえられてきたかについて考察を行う。

4. 国内判例研究と整理

以下国内判例研究を行い国内での判例はどのように旅行業者の責任をみているかを整理してゆく。

例①契約責任が認められ旅行業者の債務不履行とされた事例(尚、本件は受注型企画旅行契約であり、本稿で中心として取り上げている募集型企画旅行契約とは異なるが旅行者の責任を考察するうえで有効な例であるのであえて取り上げる)。

平成18年11月13日東京地裁判決(平成17年(ワ)第7461号)(ウエストロー・ジャパン収録)

「事実の概要」

全体：旅行者Xらが、旅行業者Yらに中欧2カ国をめぐる旅の企画を依頼し、Yがこれを手配した。しかしXらはYが企画内容に沿った手配を行わなかったとして損害賠償を請求。

補足：旅行者は演奏家を含む伝統工芸団体の会員である。

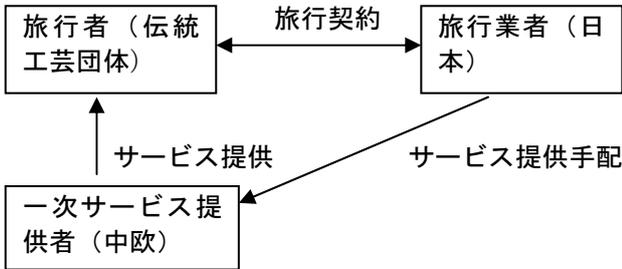
(図10及び図11参考)

「判決」

結論：Xらの損害賠償を認める。

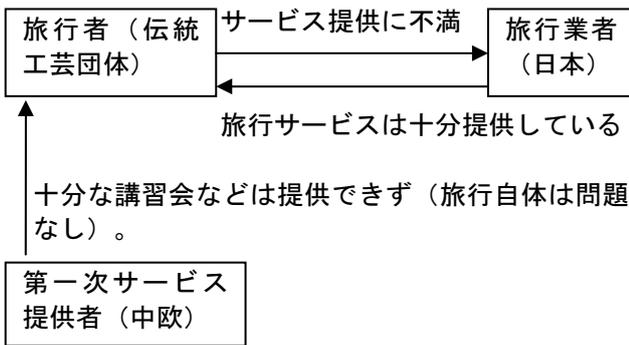
理由：この旅行は伝統工芸団体の勉強と観光をかねたものであり、伝統工芸団体の海外展覧会及び講習会の意味合いもある。したがって、Yは展覧会及び講習会について手配義務があったが十分にされていない。よって債務不履行が認められる。

争点：旅行者の手配とはどのような注意が必要か。



出所：筆者作成

図10：平成18年11月13日東京地裁判決の事実関係概要図



出所：筆者作成

図11：平成18年11月13日東京地裁判決の訴訟関係概略図

「考察」

本件は、受注型企画旅行契約において旅行最中に事故などが起きた事案ではなく、旅行そのものは順調に行われた。しかし、その内容は旅行者が要望していたものと違うということにより訴訟となったものである。契約形態としては受注型企画旅行契約であるので旅行者の希望通り旅行計画を提案することが旅行者の債務となる。本件は提案された旅行計画を旅行者は一度承諾して旅行を行ったが、旅行後、旅行の目的が達せられなかったとして民法415条債務不履行に基づく損害賠償を請求したものである（このような事案のため仮に募集型企画旅行契約であったとしても、「募集の際うたわれていた旅行の目的が達成されなかったとして、旅行者が旅行目的を達成するための手配を怠った」というかたちで同じような争点の訴訟になりうる）。

本件の重要な点は旅行者が伝統工芸団体の会員であり、旅行の目的が明確に当該伝統工芸の勉強会で

あった。そのような場合旅行者は、展覧会や講習会などを十分に手配する必要があり、第一次サービス提供者においても最低限当該伝統工芸についての十分な認識を持つものを手配すべきであった。また旅行者に海外の第一次サービス提供者についての知識を求めることは酷であり、よって提案された旅行計画の是非を判断する能力を求めることは困難と考えられる。その為、旅行者は、旅行者から旅行計画の提案を受けた際には当然旅行目的である当該伝統工芸の展覧会参加及び講習会などの手配もされるものと考えて提案を承諾したと思われる（これは募集型企画旅行契約においても類似したことが考えられる）。

以上を考察するとこの判例は妥当であり、旅行者にとって少々気の毒ではあるが旅行者として債務を全うしていたとはいいたい。

例②契約責任が認められず旅行者の債務不履行とならなかった事例。

平成11年6月10日京都地裁判決（判例時報1703号）

「事実の概要」（図12及び13参照）

Xはワールドカップ日本対アルゼンチン戦を観戦するために、Y旅行会社主催の企画旅行に参加する契約を結んだ（同時に申込金も支払い、その後残額を支払う）。

YはXに対して電話で観戦チケットが入手できない状況及びXに対する今後の対応について以下の通り説明する。

「旅行は予定通り催行する。」「本件旅行に参加し観戦チケットを入手できなかった場合、旅行代金相当額を払い戻す。」「本件旅行に参加しない場合は、無条件で解除を認め旅行代金は全額返還する。」

Yは参加旅行者に対し、電話で観戦チケットは現地で抽選により配布する旨を連絡する。

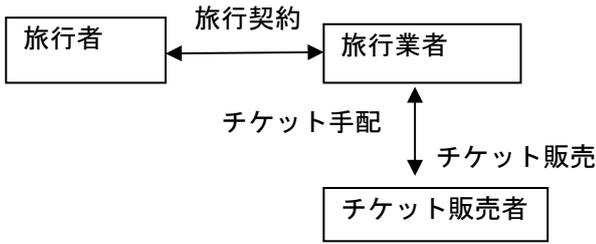
Xは実際に参加し、抽選に当たってワールドカップ日本対アルゼンチン戦を観戦した。

XはYが観戦チケットを人数分入手できなかった点に債務不履行があり、これにより直前まで観戦できるかわからないという精神的不安を感じ、また、観戦できなかった人達に対する気遣いから精神的損害を被ったとしてYに対して損害賠償を請求した。

「判決」：Xの請求棄却。

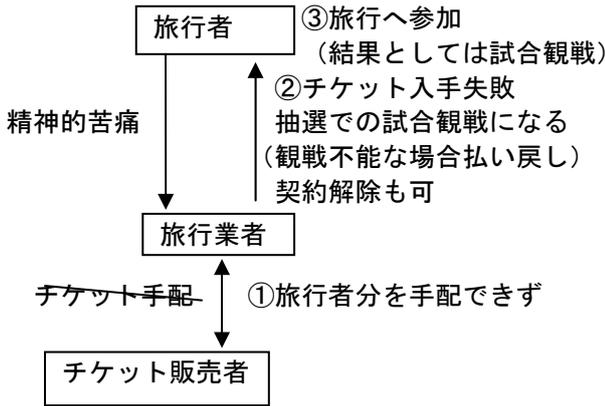
理由：チケットの入手が特殊な態様であり、契約相手方がYの管理下にあるものではないので、Yの手配債務の内容は観戦チケットの購入契約を結び、代金を支払うことで足りる。また、手配業者への適切な調査もなされていることから、債務不履行は認められない。

更に、事前にチケット不足を予測することは困難であり、旅行内容の変更が最小限となるように努力され、Xへのチケット不足の対応策の説明も速やかになされていることから、Xの精神的苦痛以前の問題として請求する理由がない。したがって、Yの債務不履行もXの精神的不安も認められなかった。



出所：筆者作成

図12：平成11年6月10日京都地裁判決の事実関係概要図



出所：筆者作成

図13：平成11年6月10日京都地裁判決の訴訟関係概略図

争点：結果として旅行者は旅行の目的である試合観戦を行うことができたが、その途中において精神的苦痛を伴った。そのような場合旅行業者はその精神的苦痛に対して損害賠償を行うべきか。

「考察」

本件の特徴は、結果として旅行は問題なく行われ旅行の目的も達成したにもかかわらず旅行業者が旅行者より訴訟を提起されたことにある。論点としては試合の観戦チケットを旅行業者が人数分入手できなかった点が債務不履行であるかということがあげられる。判旨ではチケット入手が特殊な形態である事、チケット販売者は旅行業者の支配下でない事、旅行業者のチケット販売者への適切な調査がなされていたことから債務不履行は無いとされている。反対解釈を施すと、一般的な取引で、旅行業者の支配下にあるもの又は適切な調査がなされていなかったと認められる場合は旅行業者にも責任があると認められると判示されたと考えられることができる（事実前出名古屋地裁平成11年9月22日判決は本件と似たような事例ではあったが旅行業者の責任そのものは認めている）。よって、旅行業者の債務としては、十分に調査を行い通常であれば問題が発生することの無いよう手配を尽くしていればそれ以上の責任を負わずことはできないと判例は考えているものにとらえられる。また、本件において旅行業者側はできる限りの対応をしており、にもかかわらず精神的苦痛とした損害賠償を認めることは旅行業者に

とって酷すぎるとの判断が働いたのではと推測される。反面本件と類似した事例にもかかわらず旅行業者への責任が認められた名古屋地裁平成11年9月22日判決はチケット業者への管理や旅行者への対応が本件に比べて少々お粗末でありこの部分が旅行業者に責任があるかどうかの差となったと考えられる。

例③旅行中に実際に事故が発生した事例

以上2例は旅行中に事故は発生しなかった事例である。そこで旅行中に旅行者死亡し、旅行業者の責任が問われた事例において旅行業者の責任がどのように追及されたかを考察する。

(大阪地方裁判所 平成17年6月8日付判決) (平成14年(ワ)12464号)

「事実の概要」

ダイビングのライセンス取得を目的とする旅行中に旅行者死亡した。そこで、死亡した旅行者の相続人が旅行業者らを相手取って訴訟を提起した。

本件は関係者が多いため先に当事者間の事実関係を整理する(図14参照)。

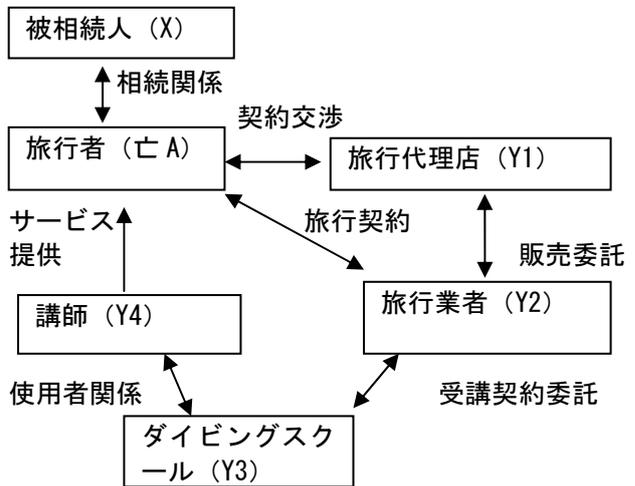
本件被告人Y1は旅行商品の代理販売を業とする旅行代理店である。

本件被告人Y2は旅行業等を営む株式会社であり本件旅行を主催していた。

本件被告人Y3はダイビングスクールを営む株式会社であり本件講習を実施していた。

本件被告人Y4はY3の社員であり、本件講習を担当していた講師である。

Xらは本件旅行中の講習にて死亡したAの相続人である。



出所：筆者作成

図14：大阪地方裁判所平成17年6月8日付判決の関係者関係概略図

次に本件の契約関係をまとめると以下である(図14再参照)。

Y1はY2より契約販売の委託を受け、Y2の代理人として申込者との間で契約を締結していた。

Y2はY3の主催するダイビングスクールの受講契約につき、Y3より委託を受けてその締結を代理して行っていた。

Y4は、Y3の使用者である。

Y4はダイビングの講習を行うに当たって必要な資格を備えた講師である。

本件訴訟に至る過程は以下である。

亡AはY2の配布するパンフレットよりY1に対して本件ツアーを申し込む。

代金支払いをすませる（これにより亡AとY2の間で旅行契約が成立）。

亡Aは学科講習を受けた後Y3による実習をY4の元受講。

亡A、実習中に死亡。

（訴訟へ）。

XらはY1～Y4に対して各以下のように責任を追求。

Y4に対して不法行為責任を追及。

Y3に対して、Y4の不法行為についての使用者責任を追及。さらに、ダイビングスクール実施の過失につき不法行為責任と受講契約上の安全配慮義務違反を理由とする債務不履行責任を追及。

Y2に対して主催旅行契約上の安全配慮義務違反を理由とする債務不履行責任を追及。

Y1にY4の使用者責任を追及。

「判決」：請求一部容認一部棄却

「結論」：現地でダイビング講習を行っていた業者（Y3）には不法行為、現地インストラクター（Y4）にも不法行為が認められたが、本件旅行を主催した旅行会社（Y2）及び本件旅行を販売した旅行代理店（Y1）の責任は認められなかった。

「判旨概要」

Y4の過失は認められるため、Y4には不法行為責任が認められる。

Y3はY4の使用者であるため使用者責任が認められる。

Y2は主催旅行契約に基づき手配義務があり、その中に当然安全配慮義務も含まれる。そのため本件においてはY3に対して、施設・人員構成・講習方法などについて調査・報告を求め、Y3が受講生の安全面に十分配慮しているか確認し、不備があれば是正を求める必要があるとXらは主張する。しかし、サービスを提供するのはY3である。その為Y2の安全配慮義務違反となるには、サービス機関の選定に際して、該当機関を選定することが、旅行者の安全確保の見地から明らかに危険であることが認識できたにもかかわらず、これを漫然と選定して、その危険が該当旅行者に発生した場合などに限られる。

そして、Y2は業者の選定に際して十分な検討を行ったのであるから、Y2にとって本件事故の発生は認識・予見することが不可能。よって、Y2には本件事故の責任はない。

Y1はY4の使用者ではないため、Y1に使用者責任は問えない。よってY1に本件事故の責任はない。

争点：Y2の責任。

「考察」

判例によると、旅行者に手配におけるサービス業者選定に際して安全配慮義務違反が認められるには以下の要件が必要である。

①当該旅行サービス業者を選定することに明らかな危険があること②①を認識できたにもかかわらず、それを漫然と選定したこと③予見できた危険が現に発生したこと。以上である。これによると、旅行者がサービス提供者を選定した際に何らかの危険から事故を予見していない限りは安全配慮義務を問えないこととなってしまいそうである。また、旅行契約を委任ととらえている感がある。しかし、委任と考えても旅行者には善良なる注意義務が課せられるはずであり、判例のように安全配慮義務を狭く解することには少々疑問を感じえない。ダイビング等危険度の高い旅行を主催する旅行者にはもう少し安全配慮義務の範囲を広げて考えても良いのではないかと考える。

以上3例のほか旅行契約に関する判例を整理してゆくと、判例は旅行者が直接に関与不能な第一次サービス提供者の行為について旅行者の責任をあまり認めない方向である。例えば、台湾における運転手のミスによる観光バス事故につき旅行者の責任を認めなかったもの（東京地裁平成元年6月20日判決）があげられ、特にバス事故においては戦前から（大阪地裁昭和12年3月30日判決）一貫して旅行者の債務不履行責任を認めていない。他バス関連として、静岡地裁昭和55年5月21日判決＝主催旅行契約の請負契約性を否定したものや、国のみに責任を認め、旅行者の過失を認めなかった（名古屋地裁昭和48年3月30日判決・名古屋高裁昭和49年11月20日判決）がある。

このようなことから旅行契約は手段債務とみられ旅行者の債務不履行責任が認められるのは第一次サービス提供者選定に故意過失があったと認められる時のようである。尚、第一次サービス提供者を旅行者の履行補助者ととらえると本来第一次サービス提供者は独立履行補助者とみなされるため、（約款4条）選任に故意・過失が無ければ一般としては責任を負わない。しかし、約款27条で履行代行者の故意・過失は旅行者の責任になることが定められている。但し、この規定は主にランドオペレーターに用いられるとされており結局は旅行者の責任とはならないことが多くなっている。

国内判例のまとめとしては、旅行者自身の支配下でない第三者による行為に関しての責任を旅行者へ直接負わせることについては否定的にとらえられてきたとまとめることができる。

5. 海外の状況から

つぎに、海外の状況はどのようになっているか考察をしてゆく^{xx}。

イギリス^{xxi}では、学説上第一次サービス提供者の過失について、旅行主催者の責任を肯定するグラント説や、旅行者の過失は旅行代金に制限するボーダン説もある。しかし、判例の一般的傾向は「旅行主催者は、サービス提供者の活動をコントロールして

いないので、手配において合理的な注意をなせばたり、この点において過失がなければ責任を負わない」としている^{xxii}。

アメリカ^{xxiii}では、ディッカーソンを中心として学説上、旅行主催者による広範な責任を認めている。また、裁判所はほとんどの旅行不履行につき旅行主催者の責任をとにかく認めている^{xxiv}。

スウェーデン^{xxv}では、旅行主催者は旅行者とホテル・運送会社との仲介人に過ぎないとされている^{xxvi}。しかし、旅行主催者は被用者の過失についても責任を負い、運送会社・ホテルについては旅行価値減少の基準の減少分についてののみは責任を負うとされている^{xxvii}。

ブリュッセル協定では、請負契約を原型としてそれにならって責任規定を策定している^{xxviii}。

ドイツ^{xxix}では、主催旅行契約を「請負類似の契約」と規定している。第一次サービス提供者は履行補助者とされ、契約違反については旅行主催者が責任を負っている。但し責任を約款で旅行代金の3倍額までに制限できる（651h）これは「保険によるリスク填補の可能性の有無」という危険分配の考え方であり、イギリスでも見られる^{xxx}。また、オーバブックについても旅行主催者の責任が認められている（ドイツ民法651条a～m）。

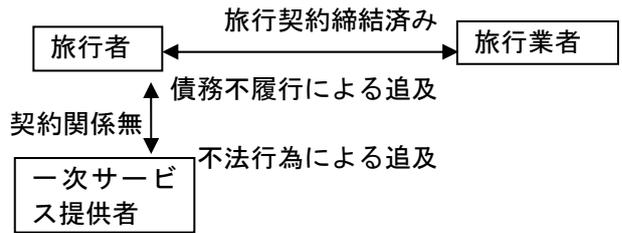
海外の状況概略は以上である。特筆すべきはドイツであり、ドイツ民法は651条に「旅行契約」を定め、賠償金額に上限を設けながら旅行業者に請負的責任を課している。責任追及のしやすさという点から大変評価できるものと考えられる。特に海外旅行の際などは責任追及が難しい場合もあり、旅行業者が旅行に関する全責任を負うということは旅行者保護の観点からは万全である。但し、一律に請負責任を旅行業者に課すことには抵抗も強く、旅行業者が管理外の業者による損害責任は論が分かれている。

6. 検討・考察

国内外の状況は以上である。以上をふまえた上で、事故が発生した際にどの様に旅行者を保護していくか検討をする。

事故が発生した際の法的対応には債務不履行（民法415条）と不法行為（民法709条）による損害賠償請求が考えられる。

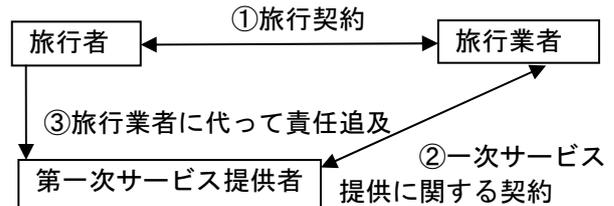
債務不履行と不法行為に関係する議論は非常に多岐にわたるが^{xxxi}、本稿では「債務不履行は、債権債務の関係で結び付けられた者の間の行為に関することであるのに対して、不法行為は、なんら特別な関係の無い者の加害行為である^{xxxii}」という部分のみをとりあげ、端的に契約を締結された者同士での損害については債務不履行を、契約外の者についての損害については不法行為を用いるという考え方を前提とする（図15参照）。



出所：著者作成

図15：債務不履行と不法行為における相手方との関係性の違い。

債務不履行においては、債務者が自らのその責めに帰することのできない事由に基づくことを立証しない限り、責任をまぬがれない。一方不法行為は原則、被害者が加害者の故意・過失及び損害との因果関係を立証しなければならない。よって債務不履行で責任が追求可能であれば債務不履行責任を問う方が責任追及をしやすく、債務不履行責任が問えない場合の事故に関しては不法行為責任を問うことになる。しかし、これでは、旅行契約でありがちな契約外の第三者へは当然ながら不法行為でしか責任を問うことができないこととなる。旅行者側に立証責任を負わせることはケースによっては難しいことも考えられる。そこで、民法423条債権者代位による責任追及という方法を考察してみたい。これは、主に第一次サービス提供者への責任追及方法であり、参考として失火責任法の学説を取り入れた。一部学説では火事が起きた場合、失火責任法により民法709条不法行為による損害賠償請求ができないことに対するの救済手段として、民法423条を転用し債権者代位^{xxxiii}による責任追及という手段が考案されている。これを旅行契約にも取り入れることを考案するというものである。具体的には、旅行者は契約外の第一次サービス提供者へ直接債務不履行責任を問うことはできない。しかし、不法行為による責任追及は立証責任が重い。そこで、旅行者は旅行業者の持っている債権を代わりに用い債務不履行責任を問うというものである。旅行業者が第一次サービス提供者とサービス提供に関する何らかの契約を結んでいるとすると、当然旅行業者はその提供が上手くいかなかった際に第一次サービス提供者にその責任を債務不履行として追及できるはずである。この旅行業者が持っている権利を旅行者が代位することによって債務不履行による責任追及を図るというものである（図16参照）。



出所：筆者作成

図16：債権者代位権を用いた責任追及

しかし、この方法も第一次サービス提供者へ責任追及を不法行為に比べてしやすくなる以上のメリットはない。前出の大阪地方裁判所平成17年6月8日付判決をみてもわかるように旅行においては当事者が複数いることが多い。事故にあった際に多数の関係当事者にそれぞれ別個の理由をもって訴訟を起こさざるおえないことは旅行者にとって負担であり、また獲得した損害賠償債権についても各個別債権というのでは債権回収も大変である。加えて国外旅行などでそもそも第一次サービス提供者に対して訴訟を提起すること自体が旅行者にとって大きな負担となるようなケースにおいてはあまり役にはたさない。

そもそもこのような債権者代位権の転用が可能かどうかについても学説は別れ、法構成の複雑さから単純に不法行為での責任追及の方がかえって簡易となることも考えられる。

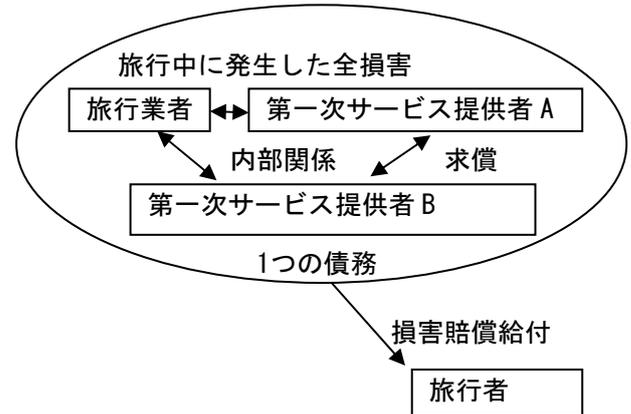
以上を検討考察すると旅行者保護を考えた際に最も大事な点は事故が起こった際の速やかで一元的な救済である。その点、旅行契約を請負として全責任を旅行者と直接契約関係にある旅行業者に負わせることは消費者保護の観点より改めて有効であることがわかる。しかし、それではいかなる問題も全て旅行業者への訴訟提起となり、消費者意識が軒昂してきている今日において旅行業を営むことは弁護士事務所のお得意様になる事となりかねない。

妥当な解決策として旅行業者は第一次サービス提供者と責任を分担あるいは責任を負わない一方で旅行者に速やかかつ一元的な救済を施すことができることである。そのような解決策を探ってゆくと多数当事者の債権債務関係概念を考察することが一番の解決策を生み出すのではないと思われる。この概念に関しての学説・判例は多数にわたるが、本問題を解決するうえでは下記の都合のよい部分を切り合わせた論を展開する。すなわち、「旅行にあたって発生した損害賠償債務」として全債務を一つにまとめてしまう。この債務は、旅行業者及び関連したサービス提供者全て連帯の債務であると構成する(図18参照)。この債務には全部給付義務があり給付の一倍額性により当事者の誰かが弁済をすれば他のものの債務も消滅する。旅行者に対し、あくまでも旅行業者や第一次サービス提供者らの関係は内部関係であるとしてしまい連帯債務とする黙示の合意があったと構成しようというものである。この債務は旅行者の意向に沿うよう一人の債務者に対しての効力が全体に及ぶ絶対的効力は原則排除して(債務者の一人を免除した場合や一部の補償を先に受け取ってしまった際にその効力が全体に及ばないように配慮した)当事者間でしか効力を持たない相対的効力を持つのみとする。しかし、契約当事者である旅行業者へは絶対的効力を認めるなど柔軟な対応もできるよう選択的排除説を用いる。もちろん以上は対外的関係であり、内部においては各負担分に応じた求償権を認める負担部分肯定論、求償肯定論をとる。尚、負担部分がなくとも連帯はできるので旅行業者の負担部分がない場合は全額他者に求償できるかた

ちで旅行業者はこの連帯関係に入ることとなる。加えて、催告・検索の抗弁を認めると旅行業者より先に海外の業者へ執行するよう抗弁される恐れもあるのでこれは認めないこととする。

以上、かなり無理な構成をとりつつも一応は請負的責任を旅行業者に負わずに消費者保護も考えた一元的損害賠償請求方法を考案した。この構成であれば旅行契約を委任的にとらえ責任範囲をある程度制限しつつ、必要な責任を負わせることができると考えられる。

債務を全て合わせて1つにしてしまう。



出所：筆者作成

図17：解決策の概念図

また、今までは主に旅行者が被害者というケースを考えてきたが、旅行者より第一次サービス提供者が危害を加えられることも考えられる。そのような場合、旅行業者はいかなる責任を負うのであろうか。

もちろん、旅行者の有責行為による被害も旅行業者が責任を負うことにもなる。そのため、約款では24条に旅行者が旅行業者の指示に従う旨が規定されている。また約款18条に旅行業者の契約解除を定め、そのうち第1項2号で指示に従わない旅行者の契約解除を規定している。そして約款30条に旅行者の責任を定め、旅行者が旅行業者に損害を加えた場合の損害賠償が1項に規定されている。そこから先ほどの債権者代位を第一次サービス業者から逆に使うこともできる。即ち、第1次サービス業者は旅行業者の持っている債権を代わりに旅行者に対して使う。それにより債務不履行責任を旅行者に問うというものである。この場合、旅行者は旅行業者の履行補助者と構成されるであろう。

そのほか事故に関して旅行業者へ政策的な責任が導入されている。以下その政策的責任の概要を示す。

7. 旅行業者への政策的責任導入について

旅行業者による旅行者の保護が十分ではないとの批判をうけ旅行者保護のために特別の政策的責任が導入されている。これを特別補償という。

特別補償規定(約款28条より)

特別補償責任は企画旅行参加中の旅行者が受ける障害の危険から旅行者を保護することを目的として

いる。旅行業者の無過失責任を定め、企画旅行参加中における旅行者の生命・身体・手荷物に生じた損害について一定の限度の範囲内で保証することを定めた規定である。特別補償規定は、旅行業者の供託した営業保証金や弁済業務保証金分担金によって担保されているものから支払われる。

補償の対象（特別補償規定1条・2条）

補償の対象となるものは①企画旅行参加中②急激かつ偶然な外来の事故③旅行者が生命・身体に被った損害、及び身の回り品に受けた損害の3点に該当するときである。

生命・身体に被った損害における補償金の種類（特別補償規定第4～9条）

補償金の種類は①死亡補償金②後遺障害補償金③入院見舞金④通院見舞金の4種類が挙げられる。

尚、補償の対象外となる場合もあり、それは以下の特別補償規定3条・4条・5条に該当する場合である。

3条：①公益に反する事由②危険性が飛躍的に増大する事由③客観的に関知しえない傷害。

4条：国内の企画旅行のみ適用外となる事由地震、噴火又は津波及びそれに随伴した事故。

5条：①危険性の高い行為及びその運動が企画旅行の日程中に含まれている場合。以上のような場合は補償の対象外となる。

携帯品の補償対象（特別補償規定16条・第19条）

補償の対象は旅行者が企画旅行参加中に携行しているものに限られる。また金額は、特別補償規定第1項にあるように、「損害発生時における補償対象品額」もしくは「補償対象品を損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費に、損害の防止軽減のための必要費・有益費などを加えた合計額」である。携行品についても補償対象外となる場合があり、それは、以下の特別補償規定17条・18条に該当する場合である。

17条：①公益に反する場合②適法な行為を内容とする場合③事故による損害と認められない場合④偶然性の弱い事故⑤危険性が飛躍的に増大する場合。

18条：①損害査定に困難なもの②携帯品の概念から除外されるもの③危険行為用のもの④請求者の道義心を必要とするもの⑤その他旅行業者があらかじめ指定するもの。

営業保証金制度（旅行業法7条・8条・9条）・弁済業務保証金制度について（旅行業法22条の8）

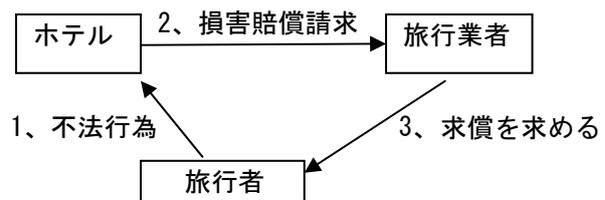
旅行業法では、旅行者の債権を保護するために、旅行業者に営業保証金の供託を義務付けている。例えば、旅行業者の債務不履行によって損害を被った旅行者は、その範囲内で営業保証金から支払いを受けられるというものである。弁済業務保証金制度とは、旅行業協会の「保証社員」になることで、営業保証金の供託を免れる代わりに、弁済業務保証金分担金を供託するという制度である。旅行業者はこの営業保証金もしくは弁済業務保証金分担金を供託した後、登録行政庁に届出をしてからでなければ、と始めることはできない。この制度は旅行中の

旅行業者破産に関しても旅行者保護として大変有効であり、旅行の安全確保に大きな役割を担っている。また、約款31条より旅行者が債務弁済を受けるのに必要な情報が提供される。尚、軽微な変更は国土交通大臣の認可は不要であり、（旅行業法12条2項・施行規則24条）供託所の変更等が認可不要にあたる。

約款における旅行業者の自衛について：旅行業者としても旅行に関するさまざまなトラブルを避けるための項目を約款に盛り込んでいる。先の18条・24条・30条以外にも、契約の締結そのものを拒否する7条、23条と表裏の関係にあるが、契約内容の変更を定めた13条、特殊な場合のみだが旅行代金の変更を定めた14条、また16条に旅行者の解除権を定め17条には旅行開始前の旅行業者側の解除を定めている。そして19条に旅行代金の払い戻しを定めるが、これは27条・30条の損害賠償請求を妨げるものではない旨も規定される。契約解除後の帰路は20条に規定がある。また、15条により旅行者が第三者に契約上の地位を譲り渡すことを認めている。

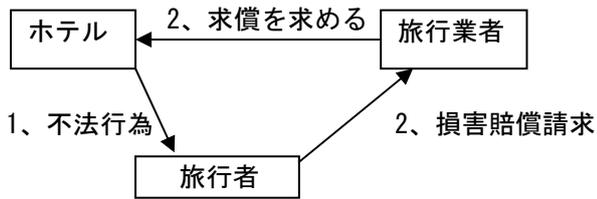
8. 結論

旅行契約において最も問題となる部分が、第一次サービスの提供者が第三者となる点ではないか。その場合に旅行業者はどこまで責任を取るべきかが問われている。旅行業者に、請負的に全責任を負わせる方法が消費者保護という観点からは望ましいが、それでは旅行業者の債務があまりに重くなりすぎてしまう。やはり自らとは別個の第一次サービス提供者についてまでも選任以上の責任を問うことはあまりに旅行業者に酷である。反面、第一次サービス業者を別個に不法行為で旅行者が損害賠償請求をしていくというものはなほだ非効率で、旅行者保護に欠ける。特に海外旅行などとなるとどの業者をどのように訴えるべきか判断が大変難しい。そこで、一時的に全責任を旅行業者が引き受け、旅行者に賠償する。その後、旅行業者は第一次サービス提供者に損害額を求償する。という構成をとることを提案する。また反対に旅行者が第一次サービス提供者に損害を与えた際も、旅行業者が一時的に損害を賠償し、その後、旅行者へ求償する。以下解決策の例を図に示す（図18及び図19）



出所：筆者作成

図18：旅行者がホテルで有責行為をした場合の例



出所：筆者作成

図19：ホテルの有責行為で旅行者がけがをした場合

以上のような仕組みは「三方良し」の結果を引き寄せることができると考える。また多少暴論かもしれないが、損害賠償債務を一種の連帯債務（不真正連帯債務）と捉えることもできるのではないかと考える。

筆者は偶然にも宮城県川崎町にて「平成22年度施行川崎町地域公共交通総合連携計画策定業務委託」（業務期間2011年2月28日から2012年3月31日まで、以下交通業務と略する）及び「平成23年度川崎町観光振興に係る基礎調査」（業務期間2011年11月16日から2012年1月16日、以下観光調査と略する）という交通及び観光行政に関する業務に携わる機会があった。業務内容資料については原則すべて非公開であるが現宮城県川崎町地域振興課課長補佐の佐藤氏のご厚意により筆者がかかわった業務の一部についての記述許可をいただくことができた。交通業務では交通に関しての住民意向把握のため、平成23年3月現在において川崎町内に居住する16歳（高校生）以上の町民から、無作為に抽出した1000名を対象に町内のアンケート調査を行った。アンケートは郵送配布であり、回答期間は平成23年4月から5月末日までであった。回収数は482票（全て有効回答）したがって回収率は48.2%であった。回答者の性別は男性48.5%、女性51.1%であった（他、具体的回答者の属性及び詳細な調査内容は行政の非公開資料につき記述は控えさせていただく）。アンケート結果については、分析考察し、平成23年11月30日に行われた川崎町地域公共交通会議にて会議参加者に発表された（筆者も会議には立ち会っている）。会議参加者はミヤコーバスやタクシー協会等交通事業者、運輸局、宮城県、川崎町等の行政機関であり活発な意見交換が行われた。尚、交通業務においては川崎町地域公共交通会議の運営補助行っており筆者はこの会議以降も平成24年3月27日会議等、本会議には複数回参加して議論内容を聴講させていただいた。

また、交通業務のアンケート調査では住民より観光振興による交通網の維持要望など観光に関しての意見も多かったことにより、アンケート結果も参考にしつつ観光調査を行った（結果報告書は非公開）。この業務の中では、「川崎町観光関連団体意見データ」として川崎町の観光に関連又は直接携わっている団体からご意見をいただいた。ご意見をいただいたのは、「川崎町観光協会役員」、「青根温泉組合」、「川崎町町内観光施設指定管理者」、「川崎町特産センター直売所組合」、「みちのく公園管理財団」、「観光関連町内有識者」である。

どちらの業務も「法的問題点」の検討に関するものではなかったが、観光行政を通じて現場や住民の多様な意見を聞くことができ、本稿作成においても非常に参考となった。特にどちらの業務においても交通・観光全体を通じた一元対応の必要性が痛感させられ、法的にも一元対応が必要だと感じた（例えば町管理施設に旅行に来た旅行者がけがをした場合や町民バスと民間バスとを連結させた場合に双方が利用するバス亭で起きた問題の責任等々である。町の観光発展には交通、観光、行政、町民が幅広く連携する必要があると観光業務においても位置づけたが広範な連携は責任問題が発生した際に責任の所在を不明確とし問題を複雑化させかねない）。

第三者が関係した場合も現実として筆者考案のように旅行業者がまずいったん責任を取って旅行者に対応し、その後可能であれば旅行業者の方から第三者へ金品請求などを行っているとの情報があつた（例：観光まちづくり学会第7回研究発表会にて本研究を発表した際の島川准教授からのご意見）。そのことを考えるに、筆者考案の方法はもし旅行業者が通常行うようなお客様対応をしない場合に、通常実務的対応として行われていることを、法律上及び裁判を通じて実現するということになると考えられる。川崎での業務においても一元化に関しての「雑談」として関係者に考え方を提示したところ好評であり、よって本方法の妥当性は高いと考える。

そのほか、クレーム対応は企業イメージ低下を恐れて内々での処理・示談も多い。その為、不透明な部分が多くなっているというのが昨今の旅行契約である。このようなことから旅行契約においては多種多様な問題が提起されてきている。良し悪しは別として今後さらに日本社会における消費者の権利意識は軒昂していくものと考えられる。それはすなわち訴訟の増加を意味する。このような社会の中では、今まで実務的に解決していた（ある意味日本的解決をしていた）旅行契約に関しても十分な法的考察が求められるのではないかと考える。

謝辞：本研究は観光まちづくり学会第7回研究発表会にて発表の場をいただいていた「募集型企画旅行契約における旅行業者の債務」を論文としてまとめたものである。当時の研究発表は東北福祉大学米谷ゼミ、東洋大学小林ゼミの合同研究会において生み出されたものである。加えてその後、旅行研究ゼミであった東北福祉大学島川ゼミの有志により旅行に関する様々な情報収集等をしていただいた。論文としては筆者がまとめたが調査、議論、論考においては3ゼミ合同の成果であることを付記する。また研究発表会の場において貴重な意見をいただいた島川崇現東洋大学国際地域学部准教授はじめ多くの会員の方々のご支援いただき本稿をまとめることができた。この場をお借りして皆様へ感謝の意を表明いたします。

注釈

i 内田貴・大村敦志編民法の争点254頁（鹿野菜穂子執筆）より引用。

ii 契約の形態、特徴などは前掲書内田254頁に準拠した。

iii 最新の「標準旅行業約款」は観光庁HP（<https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/sangyou/ryokogyoho.html>）より閲覧が可能である。尚、「標準旅行業約款」とは「三浦 雅生著、改正・標準旅行業約款解説」を参考に説明すると以下のようになる。

まず、「約款」とは、一般に定型で（決まりきった内容の）大量かつ反復的に行われる取引について、事業者において、あらかじめ定めておく契約条項をいう。今日の複雑な社会の中ではすべての契約を個別で行うことは実際上困難となっており、旅行以外にも様々な分野で用いられている。また、近時「契約書なき契約」において契約内容が不明確であったために紛争が長期化するという事象も生じてきており、そのようなことが無いようあらかじめ契約条項を定めておくことが重要となっている。

約款は、事業者において、あらかじめ一方的に作成する契約条項であることから、事業者にとって有利に傾くことのないよう、その公平性を図るとともに、その内容の合理性を担保するために、登録行政庁の認可を受けることを必要としている約款も多い。しかし、個別業者でそれぞれ約款を作成して登録行政庁の認可を受けることは非効率的である。そこで、許可権限を有する行政庁において約款モデルをあらかじめ作成しておき、そのモデルと同一の約款を定める時は、個別の認可を受ける義務を免除するという制度が誕生してきた。

旅行業において、旅行業法12条の2の第1項及び施行令第5条第1項に基づき旅行業者は旅行約款を定め、当該旅行業者の登録行政庁の認可が必要とされている。業者個別に約款を作成して認可を受けることは非効率的であるため行政庁があらかじめ作成した旅行約款のモデルとして「標準旅行業約款」が存在している。以上より個別で約款を作成して行政庁の認可を妨げるものではないが実質上「標準旅行約款」が旅行約款として旅行業者と旅行者の契約内容を定めたものとなっている。

iv 前掲書内田219頁（山本豊執筆）参照「約款の効力については契約説が主流であるが、監督官庁の規制を認める規定が存在する場合は約款の法規範性を認めることができる。」とされている。

v 佐々木正人著 旅行の法律学[新版]（2005年改正前の文献の為、以下本書を用いた所は全て条文を新しいものにしていきます。）15頁～41頁に旅行業者の責任についての詳細な検討がありその中より抜粋している。

vi 平井宜雄著 債権各論Ⅱ不法行為70頁より引用。平井教授は通説として本定義を紹介している。

vii 前掲書平井26頁より引用。平井教授は伝統的不論における過失概念をこのようにまとめて

いる。

viii 於保不二雄著債権総論（新版）法律学全集2089頁より引用。

ix 例えば前掲於保89頁など

x 潮見佳男著ブラクティス民法債権総論第3版64頁にて債務不履行一元論が学説の主流になっているとの記述がある。

xi 三浦雅生著改正・標準旅行業約款解説143、144頁（2005年改正より追加。）参照。

xii 前掲書三浦45頁～57頁に旅行業者の責任の射程について詳細な検討があり、請負の立場、委任の立場双方の主張が掲載されているが、決着はついていないとされている。

xiii 民法の「請負」については来栖三郎著契約法447頁～501頁に詳しく解説されているが、その多くを請負とその他の契約の区別に関する問題に考察をされている。例えば、鉱業における「斤先掘」の法的性質において請負契約説と賃貸借契約説が対立したこと、請負と雇用の区別についてなどである。

「斤先掘」については452頁に「（前略）広く斤先掘の名のもとに行われる契約には賃貸借契約類似の斤先掘と請負契約類似の斤先掘がともに存在するというよりも、むしろ斤先掘の名のもとに行われる個々の契約自体に、賃貸借および請負の両面があり、その一面をとりあげる場合には賃貸借、他の面をとりあげる場合には請負とみられるのではないかとし、

（後略）」とあるようにある契約形態の側面だけを切り取って請負契約であると捉えることは適切ではないとしている。また、一番の問題とされた請負と雇用の区別においては453頁に「要するに、請負と雇用の区別は、雇用が労務に服すること自体を目的とするに対し、請負は労務の成果たる仕事の完成を目的とし、その結果、一般的には、雇用では労務に服しさえすれば労働の成果の如何を問わずに報酬が貰えるのに反し、請負では仕事が完成した場合のみ報酬が貰えるので、労務に服しても仕事の完成をみないときには報酬をもらえないのである。換言すれば、請負の場合には請負人が仕事の完成についての危険を負担するのである。雇用と請負の区別は、労働が従属して行われるか独立して行われるかという点に求むべきだという見解もある」とされ、請負契約は仕事の成果に対してのみ報酬が支払われること、独立的に仕事を行うというものであるという特色を浮き彫りにしている。しかし、同時にやはり区別が難しいことも認められ455頁には「しかし、具体的場合に雇用か請負かを区別することは、しばしば、困難である」とされ、例として野球選手契約やラジオ・テレビの放送出演契約を挙げられている。このように歴史的に見ても「請負契約」というものはほかの契約形態との区別がつきにくく、その為請負契約とはなんであるかについては条文通りに「当事者の一方がある仕事を完成することを約し相手方がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約する契約である」というほかない。

xiv加藤教授が消費者保護として提唱している。加藤雅信著新民法大系Ⅲ債権総論159頁～161頁参照。

xv民法の「委任」について前掲書来栖502頁～585頁にて詳細な解説があるが、505頁に「（委託と売買などの区別が具体的にはっきりしないことがある事に言及されたのち）しかし、委任は雇用、請負と同じく広義の労務契約の一つであるとされているが、雇用、請負に対し、どのように区別されるのか、概念上も必ずしも明らかでない」と区別が難しいことを認められている。請負との区別は本文の通りであるが、委託契約とはなんであるかについては条文通りに「当事者の一方が法律行為をなすことを相手方に委託する契約」というほかない。

xvi加藤雅信著新民法大系Ⅳ契約法419頁「（委任契約においていかなる注意義務の水準が必要かについて「善良なる管理者の注意」をもってすること、このことを善管注意義務と呼ぶことを解説したうえで）この善管注意義務違反は、抽象的過失となり、当該状況と同じような状況にある一般人、通常人の払うべき注意を基準に払うものとされている。」ただし、注意義務水準については、行為当事者の能力を基準とした注意義務の水準を考える具体的過失論という考え方もある事が紹介されている。そして、加藤雅信著新民法大系Ⅴ「事務管理・不当利得・不法行為」142頁以降に過失論があり善管注意義務についても当然専門家と全くの素人では課せられる注意義務水準が異なることが論じられている。よって、本文の善管注意義務については「旅行業者」という専門家として旅行の実施時における業界で必要とされているレベルの注意義務を果たすことが必要と考えられる。

xvii本文はもちろん理論的な結論でありかつ極論である。請負説をとられる加藤教授も前掲大系Ⅲ160頁、161頁にて「もちろん、不可抗力、その他履行補助者が無過失の場合には、旅行業者が責任を負うものではない」としている。あくまでも最大まで消費者寄りの姿勢で、請負の規定をそのまま読んだ場合であり、通常そのような解釈はとらないことが一般的である。このように記載したのは、筆者が行った文末参考文献による旅行に関する苦情調査、2008年7月に筆者が所属していた東北福祉大学米谷研究室において社団法人全国旅行業協会へ行った電話取材結果により極論すれば消費者意向として旅行に関して旅行業者に全責任を取らせたいというものがあると感じられる部分があった為である。特に全国旅行業協会への電話取材においては終始先方の警戒感が感じられ苦情の紹介や裁判例の紹介に関しては事実上ご協力をいただくことができなかった。旅行業者側からみた請負契約説というものとはすると、消費者側の無理難題、ほぼ難癖ともいえるような要望をも受け入れなくてはならないという方向へ流れていきかねない容認できない考え方であり、その為請負説に関し本文に近いような印象を持って、反対説の委任説を押ししている部分があると推察される。

xviii前掲書加藤Ⅴ333頁～348頁に詳細な使用者責任について検討がある。使用者責任とは端的には、ある事業のために他人を使用する者の責任として、その事業遂行のために使用していた者が、事業進行中に第三者に損害を加えた場合、その責任を使用者が負うというものである。尚、同書336頁に「従来一般に考えられていた以上に使用者責任の事案は多様であって、具体的に使用者責任についての715条の規定の適用を考えるさいには、具体的要件の内容、求償等の効果それぞれにつき、個々の事案の特性の差異をじゅうぶん考慮に入れる必要がある」とあるように個別案件ごとに適用には慎重な姿勢も必要である。本論では一般的な使用者責任の要件を満たすという意味での記述である。

xix前掲書佐々木6頁にて佐々木氏は一通りの契約類型を解説されたのち「現実の取引はこのようにスッキリした取引の形態ではなく、この契約類型で説明することは難しい」とされている。

xx海外の状況については広島大学の高橋教授が多数の論文を発表されており、特にそれらをまとめた、「講座・現代契約と現代債権の展望第四巻代理・約款・契約の基礎的課題椿寿夫編第7講、161頁～234頁（高橋弘執筆）」を参考とさせていただいた。

xxiイギリスの状況については前掲書椿176頁～190頁（高橋弘執筆）より抜粋・編集を行った。

xxii前掲書椿180頁（高橋弘執筆）より引用。

xxiiiアメリカの状況については前掲書椿190頁～202頁（高橋弘執筆）より抜粋・編集を行った。

xxiv前掲書椿193頁（高橋弘執筆）より引用。

xxvスウェーデンの状況については前掲書椿202頁～203頁（高橋弘執筆）より抜粋・編集を行った。

xxvi前掲書椿202頁（高橋弘執筆）より引用。

xxvii前掲書椿203頁（高橋弘執筆）より引用。

xxviii前掲書椿203頁（高橋弘執筆）より引用。

xxixドイツの状況については前掲書椿204頁～211頁（高橋弘執筆）より抜粋・編集を行った。

xxx前掲書椿206頁（高橋弘執筆）より引用。

xxxi参考として、前掲書内田には関係する争点が27つもあげられている。

xxxii我妻榮・有泉亨・清水誠・田山輝明著我妻・有泉コンメンタール民法総則・物権・債権第2版1284頁より引用。尚、両制度の端的な比較として前掲書我妻コンメンタール738頁～742頁を参照。

xxxiii債権者代位については前掲加藤大系Ⅲ174頁～211頁に詳しい。複雑なため簡単に解説すると以下である。物権には絶対効があるため誰に対しても主張できる。例えばこの観光まちづくり学会誌は自分の持ち物であるため誰に対しても私のものだといえる。一方、債権は原則として当事者同士にしか効力が及ばない相対効しかない。例えば、観光まちづくり学会が学会費の納入を要求できるのは、個々の学会員に対してのみであり他の人に会費納入をさせることはできない。債権の原則はこのような相対効のみだが例外がいくつかある。例えば、先ほどの例で観光まちづくり学会がある会費未納の学会員に対

して会費納入を求めたとする。ところが、この未納学会員（以下Aと称する）は無資力、すなわちお金がない状態であった。これでは会費を払ってもらえないというところ、Aは友人（以下Bと称する）に会費相当分のお金を貸し付けており、返済の時期が来ていたとする。こういう場合、通常であればAはまずBよりお金を回収し、その後観光まちづくり学会に会費を納入するのだが、これでは手続きが煩雑になってしまう。そこで観光まちづくり学会はAを代位して（Aの代わりに）Bより貸し付けていたお金を回収して自己の債権を充当（要するに未納になっていた会費を回収）するというものである。結果としては何も変わらないが、途中の手続きを簡素化でき便利ということで民法このような制度を整備しており制度の名前を債権者代位という。この便利な債権者代位の制度をもっと広く使おうということで、債権者代位権の転用といわれる事例が発生してきており、一部学説では債権者代位権を使ううえで必要な無資力要件は不要であるということも唱えられている。

参考・引用文献

- 1) 内田貴・大村敦志編、民法の争点、有斐閣、2007
- 2) 平井宜雄著、債権各論Ⅱ不法行為、弘文堂、1992
- 3) 於保不二雄著、債権総論（新版）法律学全集20、有斐閣、1972
- 4) 潮見佳男著、プラクティス民法債権総論第3版、信山社、2007
- 5) 佐々木正人著、旅行の法律学[新版]、日本評論社、2000
- 6) 三浦雅生著、改正・標準旅行業約款解説、自由国民社 2007
- 7) 三浦雅生著、改正・標準旅行業法解説、自由国民社 2006
- 8) LEC東京リーガルマインド編、2006年版 出る順旅行管理者 総合・国内完全攻略テキスト、LEC東京

リーガルマインド、2006

- 9) 佐々木正人著、改正旅行業法・約款の解説、中央書院、2005
- 10) 現代消費者法No. 6、民事法研究会、2010
- 11) 来栖三郎著、契約法法律学全集21、有斐閣、1974
- 12) 稲田俊信・道端忠孝著、図解雑学改訂新版商法、ナツメ社、2008
- 13) 加藤雅信著、新民法大系Ⅲ債権総論、有斐閣、2005
- 14) 加藤雅信著、新民法大系Ⅳ契約法、有斐閣、2007
- 15) 加藤雅信著、新民法大系Ⅰ民法総則第2版、有斐閣、2005
- 16) 加藤雅信著、新民法大系Ⅴ事務管理・不当利得・不法行為第2版、有斐閣、2005
- 17) 我妻榮・有泉亨・清水誠・田山輝明著、我妻・有泉コンメンタール民法総則・物権・債権第2版、日本評論社、2008
- 18) 内田貴著、民法Ⅱ債権各論第2版、東京大学出版会、2007
- 19) 廣瀬久和・河上正二編、別冊ジュリスト消費者法判例百選、有斐閣、2010
- 20) 判例・法令検索、法情報総合オンラインサービス ウェストロー・ジャパン株式会社 <http://www.westlawjapan.com/>
- 21) 椿寿夫編、講座・現代契約と現代債権の展望 第四巻代理・約款・契約の基礎的課題、日本評論社、1994
- 22) 廣岡 裕一著、旅行取引論、晃洋書房、2007
- 23) 平成22年度施行川崎町地域公共交通総合連携計画策定業務委託 アンケート結果報告書及び最終報告書、宮城県川崎町非公開行政資料、2011
- 24) 平成23年度川崎町観光振興に係る基礎調査報告書、宮城県川崎町非公開行政資料、2011

そのほか文中にあるもの

(2014. 1. 31 受理)

Travel contract Debt of travel agencies in the recruitment-Organized travel contract

Shinya Abe and Mitumasa Ynetni

There are currently not many court cases related to travel. However, due to the recent rise in awareness of rights among the public, we can deduce that the risk of lawsuits is on the increase. This investigation lays out the legal problems related to travel, and analyzes the legal position of primary service providers, who can be considered to be at significant risk, when they become involved as third parties.

Taking into account the importance of protecting travellers as well as the need to ensure that travel agencies bear an appropriate level of responsibility, the conclusion proposes that the travel agency initially assume full responsibility before later seeking damages from the individual service providers.

都市の胎生的進化モデルの検証について

—西洋文明圏の都市と日本文明圏の都市を対象にして—

安藤 昭

正会員 工博 岩手大学名誉教授 (020-0117 岩手県盛岡市緑が丘3丁目17-13)

E-mail: a.h.ando@titan.ocn.ne.jp

本研究は、梅棹忠夫の「文明の生態史観」の中で、革命による社会秩序の変化の程度が比較的小さく総じて過去の伝統の温存があるとされる西洋文明圏の都市と日本文明圏の都市を対象にして、都市の胎生的進化モデルの検証をしようとするものである。都市の胎生的進化に対して潜在力と駆動力となる人間(集団)の心的機能の発達を念頭に置きながら、本研究では、まず筆者らの先行研究で描出された「都市の胎生的進化モデル」を基に、西洋文明圏の都市と日本文明圏の都市の胎生的進化モデルの時間軸の設定を行った。次いで、ふたつの文明圏の都市について都市の胎生的進化モデルの検証を行ったものである。その結果、都市の胎生的進化モデルは都市進化の内部弁証法を包含していることを検証できた。

Key Words: viviparous evolutionary model, Western civilization and Japan civilization, verification

1. まえがき

ふたつの文明圏の都市の胎生的進化について比較検討しようとする場合には、一般にそれぞれの文化圏内の数多くの都市の歴史をたどる膨大な作業が必要だと考えるかも知れない。しかし、個別の都市の発達論を超えて、それぞれの文明圏の多くの都市に共通で普遍的な都市の胎生的進化について比較しようとする場合にはそのような大作業を行う必要は無い。都市の胎生的進化の時間的な経過をみるとそこには連続的で一定の秩序が見出されるのが特徴である。見たいところを明快にし、見なくてもよいところでひっかからないためにも、むしろそれぞれの時代の都市史の最も象徴的な現象に注目する必要がある。そして、ふたつの文明圏の都市の胎生的進化を刺し貫ける(体系的に説明できる)理論が確立されて、この得られた理論に基づいて都市の胎生的進化モデルを作ることができるなら、ここに比較研究の意義を見出すことができる。

筆者は先行研究において、人間の脳の生物学的進化は既に4万年前には終わり、都市がこの脳機能に根拠をもつ人間の心の潜在力と駆動力を繰り返し、繰り返し利用

して進化する(つまり、都市の進化は人間の心の発達を繰り返す: 反復説; Recapitulation theory) のであれば、そこには自己相似のパターンが現れるのはある意味当然の帰結であると考え、人間(評価主体)(コミュニティープライバシー)と都市の視知覚的環境(空間-景観)の2つの尺度を交差させて都市景観の大略の構成を描き出し、都市はこの「都市景観の構成」¹⁾を初期状態とする時系列的フラクタル原理(自己相似性原理)に従って胎生的に進化するとして「都市の胎生的進化モデル」²⁾を描出している。そのため、都市の進化は人間の遺伝及び適応の心的機能(生理的機能と心理的機能)によって条件付けられていると考えている^{2) 3)}。

以上の考察から、都市の胎生的進化モデルの検証分析に際しては、社会秩序の変化の程度が比較的小さく総じて過去の伝統の温存があるとされる文明圏の都市を取り上げるのが望まれよう。本研究では、梅棹忠夫の「文明の生態史観」⁴⁾の中で、革命による社会秩序の変化の程度が比較的小さく総じて過去の伝統の温存があるとされる西洋文明圏と日本文明圏の記念碑都市⁵⁾(歴史のある時点において記念的な役割を果たし、その痕跡を内に含みつつ生存しつづけた、現存の都市またはその一部をいう)

西洋の「原都市」=20000年×0.00625=125年

日本の「原都市」=12000年×0.00625=75年

また、人間のおよそ11才頃(男女の思春期の平均年齢)の脳皮質に生ずる「脳の刈込み; pruning」のピーク期間を1.5年と仮定し⁸⁾⁹⁾注(2), 「脳の刈込み」と人間の生理的寿命との比率を求めれば1.5年/120年=0.0125となる。ここで、人間の生理的寿命と「脳の刈込み」の時期、都市の寿命と西洋の「イタリア・ルネサンス」の時期及び日本の「戦国時代・安土桃山時代」の時期にはアナロジーがあるとして、西洋の「イタリア・ルネサンス」と日本の「戦国時代・安土桃山時代」の歴史時間を求めれば

イタリア・ルネサンス=20000年×0.0125=250年

戦国時代・安土桃山時代=12000年×0.0125=150年

の値を得る。以上の検討を踏まえて、西洋文化圏における「原都市」と「イタリア・ルネサンス」の時期をそれぞれ図-1に示す。同様に、日本文化圏における「原都市」と「戦国時代・安土桃山時代」の時期をそれぞれ図-2に示す。

3. 都市の胎生的進化モデルの検証分析

(1) 西洋文明圏における都市の胎生的進化の検証分析

図-1において、第3象限の生物的環境は、原始社会における環境、つまり西洋文明圏における都市の結晶化以前の環境を象徴的に表現する空間であると解釈できる。この空間は風土認識の枠組みとなっており、そのイメージの原型は地球上の多様な命を生み出し育ててきたアフリカの熱帯雨林であり、精霊と悪霊の二価性からなる¹⁰⁾¹¹⁾とされる。生物的環境の最後の時期には、従来の原始社会の仕組みの刈込みがなされ、都市誕生のための潜在的な仕組みづくりがなされる。本研究においては、この時期を「原都市」(人間の在胎期に相当する)と呼ぶものとする。

B.C. 750年~550年頃、人口増加に伴う植民地獲得のためにほぼ全地中海・黒海域にギリシャの領土の拡大が行われた。その結果、ギリシャの貴族の間に貧富の差が拡大してポリスが渾沌としてきたことから、ギリシャの7賢人が競ってPolisの社会システム(都市社会の仕組みづ

くり)の知恵を出しあった時期があった^{12)注(3)}。本研では、「ギリシャ民主政治の胎生期」と考えられるこの“ギリシャの7賢”が輩出したB.C. 620頃~民主政治が誕生するB.C. 510年頃⁶⁾までの110年間を西洋文明圏における「原都市」とした。なお、この値を既述の人間の「胎生期」とのアナロジー仮説から求めた値125年と比較すれば125年/110年=1.14となり、類似した値を示すことが知られ興味深い。

第2象限のインフラ機能空間は、原始社会の最初の都市の変容、つまり西洋古代都市のインフラ機能空間を象徴的に表現する空間であるといえよう。

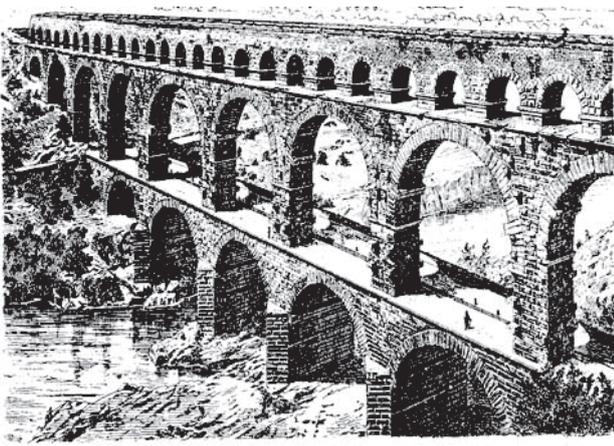
ところで、西洋の古代都市の制度は、古代ギリシャの都市(B.C. 500以降;ペルシャ戦後のアテネは海兵として活躍した無産市民の発言権が増し民主政治が伸長した⁶⁾)に見られるように政治・軍事目的を共通にするシノイクスモス(Synoikismos:集住)による民主政治である場合もあったが、その多くは専制君主制であった。したがって、西洋古代においては専制君主による圧制のもと、生活と生存をかけて、制度化された戦争(戦闘・攻撃・支配・征服)に対応するべく都市のインフラ機能空間を整備する必要があった。ヨーロッパ型都市の原型^{注(4)}となった古代ギリシャの都市の城壁、神殿、アゴラ、野外劇場、競技場や古代ローマ(B.C. 461~A.D. 476年)の都市の城壁、塔、運河、濠、フォーラム、コロッシオ、凱旋門等の公共施設及び当時において、既に技術の頂点に達したといわれる水道、舗道等の遺構はヨーロッパ型都市インフラ機能空間の生きた証拠である(写真-1, 図-1参照)。



注) 古代ローマの道は物流・情報の流動の確保の他に政治的・軍事的な役割が大きかったので、広幅員で直線的に整備された。路側には墓地が散在している。

写真-1 アップピア街道¹³⁾

(ローマ/イタリア, B.C. 312~264)



注) すでに技術の頂点に達していたと言われる土木構造物の遺構

図一 ポン・デュ・ガールの姿図¹³⁾
(ニーム/フランス, B. C. 15)

第1象限の文化現象としての景観は、西洋中世都市の文化表象としての景観を象徴的に表現していると考えることができる。

ところで、西洋中世の都市の本質はキリスト教を除いて考えることができない。つまり、ヨーロッパ中世の都市は古代の専制君主制に取って代わった、キリスト教信仰に基づく友愛と自主統制（自発的な協同及び契約による義務）による自由で平和な市民団の生活と生産の場であった。

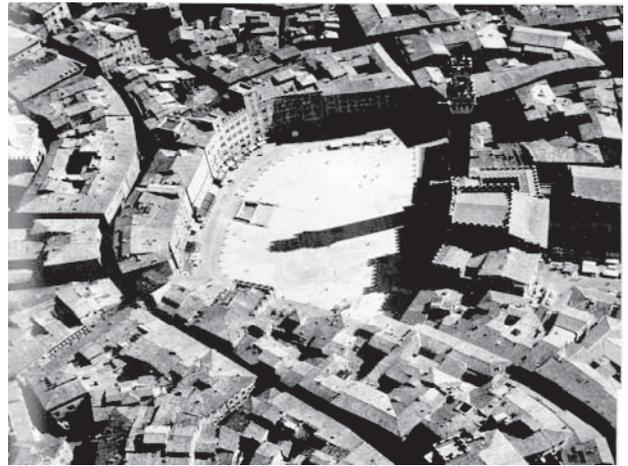


注1) 時間を十分かけて作られた都市の典型である。道路線形は変形し、幅員は場所に応じて不規則的であり、道路が合流するところを拡大して広場にしている。

注2) 住宅は多層階（5～6階）で、2階に吐出部分がある。住宅は道路や広場に対して正面性があり、道路や広場の公共的空間は統一的空间を形成している。

写真一2 サン・ジミニャーノ/イタリア¹⁵⁾

都市規模は、ヒューマンスケール（半径1/2マイル程度、人口2千人～3千人～4万人以下）で、都心部の大聖堂、ギルドホール、市庁舎と町外れの僧院（修道院）が市民の生活文化の鑄型をなし、教会管区（教区）と近隣単位が同じ意味をもった都市もあった¹⁴⁾。そして、“すべての人は神の翼の下に皆兄弟となる”というキリスト教の教えのもと、町の各所に弱者のための病院・療養所・慈善院・養老院等の慈善施設が設けられるようになったのもこの時代である。



注1) 時間を十分かけて作られた市街地の住宅は密集しており、道路網は不規則であるが街や地区に方向性をあたえている。住宅は多層階（5～6階）で道路や広場に対して正面性があり、道路や広場の公共空間は統一的空间を形成している。

注2) 広場の形状は貝殻状を成している。広場は一面に煉瓦敷きであるが、市庁舎の玄関口から放射状に石で縁取られており、しかも広場は市庁舎に向かって緩く傾いているため市庁舎に中心性を与えている。また、市庁舎の高く聳えるマンギアの塔によって広場空間を一層引き締めるとともに、街全体の風景を3次元的に統一している。

注3) つまり、中世時代は城壁に取り囲まれた街を一個の有機体として把握したために、市民階級の絶えざる増加とともに市街地は密集化し都心の住宅は多層化していった。

写真一3 シエナのカンポ広場/イタリア¹⁵⁾

聖堂や僧院からの時を知らせる鐘の音が町中にこだまし、鶏の鳴る声や鍛冶屋、石工、靴屋がもたらす生活音がこれに混じり合い、「自在にして力まず無意識にして巧まず」の風景で、いわゆる、マックス・ウェーバーのいうところのヨーロッパの都市の理念型（中世的原型）が確立された¹⁴⁾（写真一2 サン・ジミニャーノ/イタリア・写真一3 シエナ/イタリア）。西洋の都市は、この中世起源の都市が多く、近世以降の都市建設に、都市構造、豊かな都市コミュニティの形成、地域的個性の面で大きな影を与えている。

第4象限の心理現象としての景観は西洋近代以降（ルネサンス以降）の都市の景観を象徴的に表現する景観であるといえる。

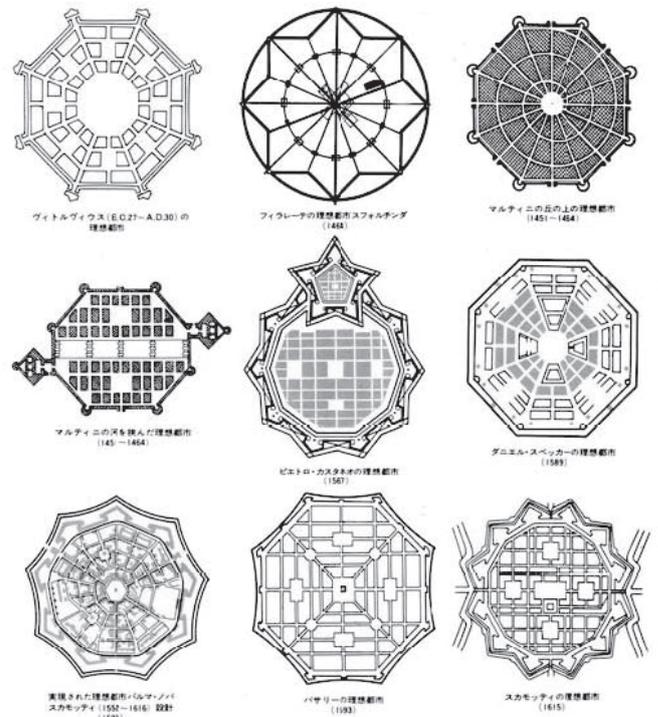
ルネサンス（Renaissance;再び+誕生の意）とはフランス語で、本来“再生”を意味する用語であったが、現在は古典文化の継承の上に人生の真の意義を進展させた芸術文化全般の革新運動を意味するようになった⁶⁾。例えば、広義のルネッサンス期の文学においては、イタリア人文主義（Humanism）の先駆とされるダンテ（Dante, 1265～13212）やイギリス人文主義の創始者トーマス・モア（Thomas More, 1478～1535）、そして人文主義の完成者と言われるフランスのモンテニュ（Montaigne, 1533～1592）が現れて、「新生／1293年頃」や「理想都市（ユートピア）／1516年」、そして「随想録／1580年」を発表し、これらの作品を通して中世以来の人間意識を基に新たな近代精神の基礎を樹立した。また、天文学においては、ポーランド人コペルニクスは（Copernicus, 1473～1543）は1543年に地動説を唱えて中世的宇宙観に革命的転換を与え、ドイツ人ケプラー（Kepler, 1571～1630）は1619年に惑星の軌道が楕円軌道であることを発見してニュートン（Newton, 1642～1727）の万有引力の法則の発見を導き出して近代的自然観の確立に貢献した。このような学問（文学・科学）の発達にはルネサンス期の都市デザインの基礎的方法に大きな変革をもたらした。

ところで、本研究においては、ルネサンス期として「イタリア・ルネサンス」を代表させるものとし、これを既述のフロレンスの天才ダンテの大作「神曲」の創作開始（1,307年）～イタリア・ルネサンス末期のそれまでの小国分立から中央集権国家体制確立の契機となったイタリア戦争完全終結（1559年;カトーカンブレジ条約締結）までとすれば、イタリア・ルネサンスの時期は約252年となる。ここで、「原都市」の場合と同様に、既述の「人間の思春期」における「脳の刈り込み現象」の時期1.5年とのアナロジー仮説から求めたイタリア・ルネサンス期の250年とこの「イタリア・ルネサンス」の時期252年について比較すれば、 $250年/252年=0.99$ となり、極めて類似した値を示すことが知られ実に興味深く思われる。

さて、ルネサンス期になると、芸術家（画家・彫刻家・

建築家・都市計画家）のような個人的な仕事と職人達の集成的な仕事の間で区別が出てきて、市政府から指名されるような著名な芸術家は職人組合の顧問となって（個人の意志で）職人達を指揮できるようになった。

このような社会的背景のもとで、ヴィトルヴィウスが著わした「建築十書」（B.C. 25年ローマのアウグストゥス帝に献上したもの）が発見され、「都市は正八角形でデザインすべし」と書かれていたことを契機に、ヒラレーテ、スカモッティ、バサリー、マルチニ、アルベルティ等のルネッサンス期の芸術家によって「ルネサンスの理想都市」が盛んに提唱されることとなった（図-2 ルネサンスの理想都市参照）。



注) ヴィトルヴィウスを除く。

図-2 ルネサンスの理想都市¹⁶⁾

ルネサンスの理想都市論は ①正多角形と星形の都市デザイン、②土塁または土塁と濠による防御（鉄砲・大砲の発明・発達に対応）、③街路構成（格子型、放射環状型、放射螺旋型等）、④広場（円形、多角形、矩形）のデザインとその配置の提案であり都市形態に関する提案であった。このうち、都市のトータルデザインとして実現したのは要塞都市パルマ・ノバだけであったが、④のルネサン

ス広場としての当時の唯一の例として逆パースペクティブの広場のデザインとして知られるミケランジェロ設計のカンピドリオ広場がある。(写真—4 カンピドリオ広場・ローマ/イタリア・ルネサンス参照)。



- 注1) 広場の正面の建物は元老院、右側の建物はコンセルヴァトーリ宮殿、左側の建物は当時ミケランジェロによって元老院に対し軸対称にデザインされた新宮殿。2つのローマの川神の像を軸対称に元老院前に移設し、広場の軸上・広場の中央にマルクス・アウレウス騎馬像を設置して幾何学的広場の基軸を強調している。広場を取り囲む建物のファサードの意匠、敷石が描く楕円形の幾何学模様、アプローチの昇り階段、広場入口の双子の神像もミケランジェロが構想し設計した。
- 注2) ミケランジェロ設計のカンピドリオ広場は「景；対象(客体)」と「観；視点(主体)」を実証的に区別し、かつ結合した近代遠近法(線遠近法)の概念によってデザインされた唯一のルネサンス広場である。

写真—4 カンピドリオ広場¹⁷⁾
(ローマ/イタリア・ルネサンス)



- 注1) ベルニーニは、サン・ピエトロ寺院のファサードを延長して巨大なコロネード(列柱)によって楕円形に広場を縁取り、シクストゥス5世の建立したオベリスクを広場の中央に移設し、従来の広場の噴水を移設しもう一個の新しい噴水を楕円形広場の左右に置くことによって、サン・ピエトロ広場に調和と統一感を与えた。

注2) 372本のドーリア式の列柱上に140体の聖像が置かれており、古典文化の継承のうえに新たな近代精神の基礎を樹立しているデザインであることが解る。

注3) ベルニーニのサン・ピエトロ広場(楕円形広場)のデザインから、当時の天文学における諸発見が都市デザインに反映していたことが窺える。

写真—5 サン・ピエトロ広場¹⁷⁾
(ローマ/イタリア・バロック)

17世紀~18世紀になると、ルネサンス期に注目された要所の歴史的施設を見通しの良い直線街路、3放射街路または放射状街路で結び、これによって要所の施設をネットワーク化し都市を秩序づけるという都市改造が行われるようになる、これをバロックの都市デザインという。バロックの都市デザインの代表的なものとしてはローマのポポロ広場(楕円形広場と3本の放射状街路;1588年)やバロック・ローマ最大級の広場であるベルニーニ設計のサン・ピエトロ広場(写真—5 サン・ピエトロ広場;1667年 参照)、フランスのヴェルサイユ宮殿(Versailles:市街地—王宮—庭園の一体構成、3放射街路で市街地と王宮を一体化、放射状街路のネットワークで庭園を構成;1661年~1670年)、そしてドイツのカールスルーエ(Karlsruhe:放射環状と1つの接線で市街地—王宮—庭園—森を一体化;1715年)が挙げられる。

西洋文明圏の都市は16世紀~18世紀にかけて中央集権国家体制が確立して首府都市が躍進した(パリ・ロンドン:20万人/16世紀⇒パリ:64万人/18世紀,ロンドン:100万人/18世紀)。このような中、君主(国王または皇帝)は絶対的な権力の下で首府都市の改造と芸術化を断行した。これらの代表的なものには、19世紀前半から約一世紀の間に空前の成長を成して現在の形態と外観を獲得した世界最初の(芸術作品としての)都市である¹⁸⁾ ジョージ四世によって改造されたロンドンのリージェント・ストリート(1811年~1837年)(写真—6参照)、ナポレオン三世によって改造されたパリのリヴォリ通り(1801年~1855年)(写真—7参照)、シャンゼリーゼ通り(1852年~1870年)、フランツ・ヨーゼフ皇帝によって旧城壁を取り壊してその跡地に建設されたウィーンのリックシュトラッセ(1858年~1888年)(写真—8参照)がある。¹⁸⁾



注) 凱旋街路と高級小売店街の二つの役割をもつ街路として計画設計された。宮殿のようなローマ様式の店舗のファサード群には多様性と一貫性が備わっており、四分円弧街路のために街路に沿って次々と新たな光景を楽しむことができる。

写真—6 リージェントストリート¹⁸⁾
(ロンドン/イギリス, 1811~1837)



注) 伝統的なバロックの都市デザインであるビスタ（見通し景観）の焦点に記念物を配した直線街路の一部である。建物のファサードのデザインは規則的・画一的であるが端正で美しい。

写真—7 リヴォリ通り¹⁸⁾
(パリ/フランス, 1801~1855)



注) 旧市街地を取り巻く城壁の跡地に建設された環状道路沿って建てられた壮麗な公共建築物群は多種多様の歴史の様式を誇っており、時間と空間を超えた総合芸術作品を呈している。

写真—8 リンクシュトラッセ¹⁸⁾
(ウィーン/オーストリア, 1858~1888)

このように、ローマのカンピドリオ広場のデザインから

サン・ピエトロ広場のデザイン、そしてロンドン・パリ・ウィーンの市街地のデザインの変遷から、イタリア・ルネサンスに起こった理想都市の提案は 17 世紀~18 世紀のバロックの都市デザインを通して全ヨーロッパに波及し 19 世紀の近代市民社会の成立過程の中で、世界最初の「芸術作品としての都市」という最高のフォルムを獲得したことが知られるのである。

西洋近代以降（ルネサンス以降）の都市景観は「景」；対象（客体）と「観」；視点（主体）を実証的に区別し、かつ結合した近代遠近法（線遠近法他）の概念によって成立する景観である。既述のように、15 世紀~19 世紀までは主として「景」；対象（客体）に関心が持たれたが、20 世紀になって、イギリスに起こった産業革命（1765 年）が西洋文明圏に波及する（1830 年代まで）につれて、都市への産業と人口が集中して工業都市が出現した。

そして、この工業都市の出現に伴う都市環境の悪化を契機に、主として「観」；視点（主体）、つまり市民の主観的な（内在的な）世界を表象する景観に関心が持たれるようになった。これらの代表的なものに、K・リンチ¹⁹⁾、D・アプルヤード²⁰⁾、G・ケペシュ²¹⁾、S.K・ランガー²²⁾等のアメリカの心理学・認知科学・記号論の研究者による都市景観についての新たなアプローチがある。

ここで、古代の都市景観の頂点を古代ローマの水道橋（A. D. 109 年建設）に、中世の都市景観の頂点を中世ゴシック様式の代表的遺構ドイツのケルン大聖堂（1248 年）に、近代の都市景観の頂点をフランス・パリのシャンゼリゼ通り（1870 年）に代表させて、都市景観の変遷を歴史の逆に配列する方法、つまり、倒叙の手法によって佐々木 綱に倣って大略表現するものとすれば、西洋の都市景観は景観百年、風景千年、風土数千年と表現できよう。

さて、これまで図-1 に基づいて、風土の観点から西洋における都市の胎生的進化の過程を検討してきたが、実に古代ギリシャの都市アテナイ（B. C. 5 世紀）建設⁶⁾から 2500 年もの時間の流れの中で、人間の遺伝及び適応の心的機能（生理的機能と心理的機能）によって条件付けられながら、インフラ機能空間、文化現象としての景観、心理現象としての景観という 3 つの段階に沿って都市が形成されてきたことが知られるのである。だからこそ、図-1 の都市の胎生的進化モデルの中に都市の本質と存在

原理を見いだすことができるのである。

(2) 日本文明圏における都市の胎生的進化の検証分析

図—2において、第3象限の生物的環境は原始社会における環境、つまり日本文明圏における都市の結晶化以前の環境を象徴的に表現する空間であると解釈できる。

この生物的環境の最後の時期である「原都市」においては、従来の原始社会の仕組みの大掃除がなされ、都市としての質の高い定住環境へ向けての潜在的な仕組みづくりがなされる。そのため、「原都市」は多様な生物生態系のものであるとともに都市の風土（自然、歴史、文化）認識の枠組みとなっていることを認識する必要がある。とりわけ、地形の起伏が激しく周囲の山並みを象徴化し都市全体が風景に溶け込むようにデザインするのが望ましいとされる日本文化圏の都市においてはこの点からの認識が不可欠である。

ところで、5世紀後半になると地方の豪族が力を得て大和政権が揺らぎ出し、まさに6世紀は激動の世紀であった⁷⁾。本研究では、渾沌とする大和政権の中から最初の女帝推古天皇が即位し甥の聖徳太子を摂政とされ、大和政権に国家的自覚が生ずるまでの約507年～600年を日本における「原都市」としている。

6世紀なかば（538年）には仏教が大陸から伝来し、崇仏排仏論争の後、仏法興隆の詔（594年）が制定され仏教は国家宗教として普及していく。そのため、仏教寺院の建立は国家事業としてすすめられるようになり、ついに聖徳太子によって四天王寺（593年）を難波に、法隆寺（607年）を斑鳩に相次いで建立されることになる。このように、6世紀末以降、王権を中心とした中央集権的政治システムが徐々に整備されて社会制度が確立されていく。

さらに聖徳太子によって、小野妹子を随に派遣する等の大陸との積極的な交流が、国家に国家としての自覚を産みだし「推古」つまり「修史」の事業が行われ国家の紀元が問われるようになった。そして、当時流行っていた讖緯説に従って、たまたま西暦601年（辛酉の年（60年に1度の大変革の起こる時期）にあたっていたことから、国家的自覚の起点を601年おいたのだと言われている²³⁾。ともあれ、古代国家の誕生を西暦601年においたところに意義があると考えられる^{注(5)}。

第2象限のインフラ機能空間は、原始社会の最初の都市の変容、つまり日本の古代都市のインフラ機能空間を象徴的に表現する空間であると言えよう。

聖徳太子の大陸文化摂取政策はその後の新政権に引き継がれて、律令制度の具体化としての新首都の建設、地方への国府の設置そして条里制の施行がある。古代国家成立後わが国では宮は天皇1代毎に移すとする慣行があったので、奈良盆地の東南の隅の要衝の地である飛鳥の里にしばらくの間次々と宮が建設されたが孝徳天皇は難波の長柄豊崎宮（645年）へ遷都し翌年大化改新の詔を出された。これがわが国の計画的都市の最初のものであると言われている²³⁾。しかし、難波長柄豊崎の宮は天皇の居住地に付属する条坊制の集住（京）が整備されていたかどうかその詳細は知られていない。そのため、豊崎の宮は都市と呼ぶべき種類のものではないかも知れない。

日本の都市の最も特徴的な点は城壁を廃し築地風の羅城に代えたことである。その理由としては①わが国には“天皇1代限りの宮の原則”の慣行があったこと、②異民族による侵攻が少なかったこと、さらに③日本人は自然の中に溶け込むようなまちづくりこそ好むという風土的理由等が考えられるが、豊崎の宮の造営から平安京の建設までの約150年の間に城壁を持たない都市が次々と建設されていった。

都市の造営は大津京（667年）、藤原京（694年）の造営を経て、8世紀の律令国家建設期の中で、唐の長安を模したという本格的な条坊制による計画的な首都・平城京（710年）を造営している。そして律令政治再建の中で、奈良盆地から京都盆地へ北上して長岡京（784年）を造営し、程なく長岡京の北東部の水運と陸運の要所で、防御に適した、そして“四神相応の地”に平安京（794年）を造営している²⁴⁾（図—3・4参照）。わが国の歴史の中で都市が計画的に最も多く造営されたのは首都と国府を併せてこの時期である、中でも首都が頻繁に変えられたのはこの時期以外にない²³⁾。そして、豊崎宮から藤原京の造営の展開の中で、日本最初の計画的道路（古代の官道）である難波大道、大津道、丹比道が整備され、7世紀末には藤原京から平城京へ向かって奈良盆地を南北に走る上ツ道、中ツ道、下ツ道と藤原京から東西に走って丹比道に繋がる横大路が整備された（図—4参照）²⁴⁾。



写真—9 法隆寺(斑鳩寺)西院伽藍⁷⁾



写真—10 東大寺大仏殿²⁶⁾



注1) 京は南北9条、東西4坊を基本として(外京を含めると7坊)京域は東西4.3km南北4.8kmで、外京を含めると東西5.5kmである。街路幅員は、朱雀大路で約73.8m、二条大路で約37.1m、通常の大路で約25m、小路で約7.3m及び5.3mである。

注2) 奈良山丘陵(北)・春日山(東)・矢田丘陵(西)によって3方を囲まれた奈良県北部の南傾斜の地に立地する、いわゆる風水思想にかなう選地になっている。宮域は京内の北辺接する小高い所に位置し、官宮の東西市や東大寺・大安寺・薬師寺・興福寺・元興寺・西大寺・薬師寺等の多くの大寺院が造営された。

注3) 人口は最大で約10万人を有したと推定されている。

図—6 平城京⁷⁾

第1象限の文化現象としての景観は、総じて日本

の中世都市と近世都市の文化表象としての景観を象徴的に表現していると考えられる。

保元平治の乱から治承・寿永の乱に至る相次ぐ戦乱と律令国家体制の解体そして末法思想の広まりで古代社会は渾沌となったが、この古代社会を基盤としながら新たな中世社会が再構築(再体制化)されていった。

日本の中世都市の本質は仏教を除いて考えることは出来ない。中でも、古代の仏教には無かった一般民衆の魂の救済を活動の目的とする鎌倉新仏教(浄土宗・浄土真宗・時宗、日蓮宗・臨済宗・曹洞宗)は渾沌とする悪政の中で広く地域社会に広まっていった。

中世になり商業が発達するにつれてさまざまな機能をもつ自然発生的な都市(町)がつくられていったが、このような都市の立地は社寺門前、中州、浜、辻、河原などの特定の場所に立地することが多かった。これらの場所は仏教思想(神仏習合)に基づく聖地空間であり、仏の回路を通した信用と平和と安全の観点から不可侵の場所として選定されたのだという²⁷⁾。そして、この中から商業に適した場所、つまり交通の要所で市や宿が立地しやすく集住可能な場所が都市(町)化していった。中世の都市には市場町・宿場町・港町・門前町・鳥居町・寺内町・屋形(武家屋敷)町など場所の特性を示すものが多い。また、寺社空間はそれ自体が聖地空間であるので、門前町・鳥居町・寺内町は寺社の存在を前提に成立した都市(町)であることは言うまでもない。なかでも、中世後期には一大勢力をもつ大寺院が出現し、寺院が町の中核となった寺内町が建設されていった。寺内町における寺院は中世民衆の精神的な拠り所であったばかりでなく、地域の自治組織としての機能を担っていった。そして、飢えに苦しむ人々への炊き出しなどを行う慈善施設や病人を収容し治療する施薬院・療病院・薬湯院などの医療施設を有して医療・福祉施設の役割も果たしていた(図—7参照)。

商業が発達し都市域が拡大するにつれて、財を成した者を中心に地域を維持し財を守るための座などの自治組織が創られたが、一般の中世民衆は聖域でアジール(Agile)的性格の強い空間である都市を次第に人為的な無縁・公界の原理²⁸⁾、つまり「私的な主従関係を都市内から排除し大いなる愛と礼儀でもって接する」ところの



図—7 極楽寺絵図²⁷⁾

民衆による自治組織を形成することで都市内の自由と平和の維持を図ったという。中世都市の根底に横たわる聖地空間と無縁・公界の原理及び一般民衆の台頭に対する認識は中世自治都市を解釈する上で不可欠である。

戦国時代・安土桃山時代は西洋文明圏のイタリア・ルネサンスの時期に対応し、中世と近世の境に位置して近世を導く時期にあたる。ルネサンスと同様に戦国時代・安土桃山時代は動乱の時期で、下克上や国一揆・土一揆・一向一揆が起り旧勢力の一掃された時期であり、民衆の自覚、つまり近代の自我意識（自分を一個の人間として意識すること）が高まった時期であり、ルネサンス {Renaissance: 新生, 再生 (再構築・再体制化) の意} の時期でもあった。筆者が戦国時代・安土桃山時代を日本のルネサンスと呼ぶのはこのためである。

日本の城郭（人口的防御構造物）に一大変革が生じたのは、室町時代に続く日本の歴史上治安に最も不安のあった戦国時代・安土桃山時代のことである。この時代には各地に勃興した武将の間にまさに新しい秩序が確立されつつあった。秩序の確立にあつては何よりも自国の防衛と治安の維持に意をそそがなければならず、そのため鋭敏な空間知覚を具えた城郭が必然的に要請されることになった。したがって、天下泰平の時代を象徴する固定的、安定的な空間配置はゆるされず、飛鳥、白鳳、天平、平安、鎌倉など各時代の文化景観とはいささか性格を異にするダイナミックで変化に富んだ景観が出現することとなる。城郭景観に非対称的構造物が見られ、画一的な計画が極度に避けられるといった意味ですぐれて個性的

で日本的な特色をもつ構造物が構築されたのもこのためにほかならない²⁹⁾。

ところで、戦国時代当初は平地に居館をかまえ戦時には高山山頂の城郭（城砦）を拠点として戦う山城（写真—11 参照）が多くを占める傾向にあったが、戦乱が長期

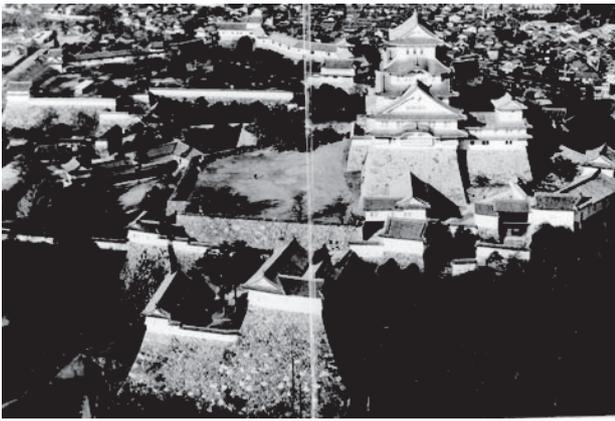


写真—1 1 岩国城（山城）³⁰⁾

化するにつれて平地の居館の壘を高くし、濠を築いて防御する平城（城堅固の城）や、中には領内の比較的高い山の山麓に居館を移し、壘を高くし、濠を築き、戦時には直ちに山上の城郭と連結して戦う平山城（所堅固の城）へと発達していった。特に、戦国時代末期の鉄砲の伝来（1543年）とその急速な普及を契機に、城の①城堡に屈折をつける、②城壁を厚くする、③濠の幅を広くする（約60m～100m）、④山城のような天険主義による戦いは無くなるなど城郭の構造や戦術が著しく変化した。

やがて、城郭を拠点に単独に戦うばかりでなく領内の居城とそのほか多くの支城（城砦）との間で互いに連絡して戦う（国堅固の城）という戦法も行われるようになった。このように鉄砲の伝来に基盤を置き、多くの山城が廃されて武将の居館や政庁をも兼ねた荘重雄大な平山城（写真—12 参照）や平城（写真—13 参照）が築造されるようになったのである。

ローマ・ルネサンスは、透視図法の開発も手伝って数多くの理想都市論が提唱された注目される時期であるが、日本のルネサンス（戦国時代・安土桃山時代）も、城下に威厳を与え美感を添える数多くの城郭景観が出現したわが国の都市デザイン史上傑出した時期である。なかでも土木スケールをもつ平山城の城郭景観は都市景観上注目される²⁹⁾。



写真—12 姫路城（平山城）³¹⁾



写真—13 松本城（平城）³²⁾

ところで、城郭と城下町の建設の比重には1600年を境として微妙な変化があると言う²³⁾。1600年までは戦乱が止まず、城郭建設の比重が大きかった。1600年以降においても城郭の建設は続いたが、戦乱がおさまるにつれて城下町建設の比重が増し城下町は天然の要害に代えて交通・通商上の拠点となる領地の中央で平野部が選ばれるようになった。そのため、諸侯自ら“城割り”を実施して居城（主城）城下への集住を促進させた。

以下に、西洋のルネサンス、バロック時代（初期）に対応する戦国・安土桃山、江戸時代（初期）の城下町大坂と首府都市江戸の街路景観形成（デザイン）を例に²⁴⁾城下町の景観的特徴を記述しよう。（図-8、図-9 参照）

大阪城は石山寺内町の地に1583年に豊臣秀吉によって築かれた外観5層（内部8階）高さ54.8m（天守大を含む）の天守閣を有する平山城である。秀吉期の城下町は上町台地の北端に置かれた城郭を中心に武家地、町人地、寺社地の土地利用を明確に区分して、北

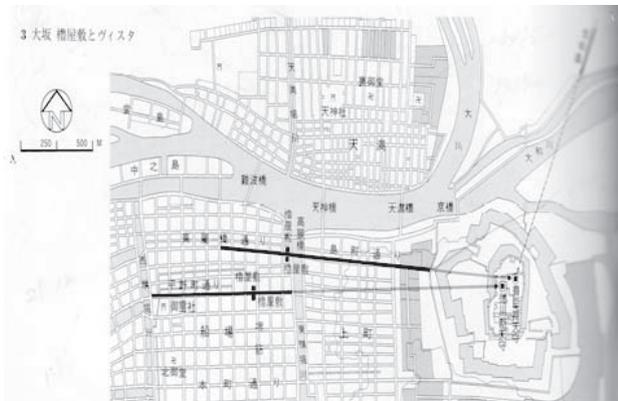
は淀川、東は猫間川・平野川・大和川、西に東横堀、南は空堀で限り、全体を濠と土塁で囲繞した総郭型の城である。1594年に一応建設を完了し南北を縦町とする町割りが完成したが、1598年に町人地の西側に新市街地船場を開発し（北部の天満を一体化して）城下の交通・通商機能を拡充し、東西を縦町とする都市構造へと転換した。

徳川期になって、幕府は灰燼に帰した城下の再興に取り掛かり、本丸を盛土して天守を移動・再建し、西横堀と道頓堀を掘削して新市街地西船場を開発し、南部の島之内と北部の天満を含む町人地の大幅な拡張を図って、1630年に東西を縦町とする都市構造を受け継いだ総郭型の町人の町大坂城を完成させた。なお、徳川期に築造した外濠の石垣の高さは水面上約24mを有するので、今日見る天守閣の市街地平均地盤からの高さは約78.8mとなる。

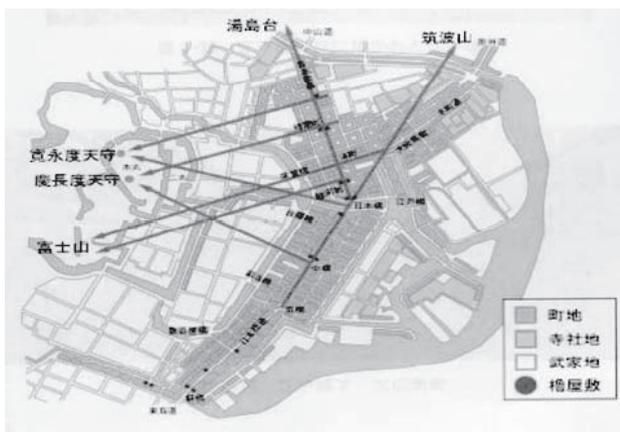
豊臣期の天守閣は街路幅員 $D=4.3$ 間（7.7m）、沿道建築物の高さ $H=2$ 階（約6m）、街路から天守までの見通し距離 $L=(600m\sim 2075m)$ を有する往時の城下の繁華街、高麗橋通り・島町通りの焦点にアイストップとなるように設計されている。そして、大和川の右岸に位置し、見通し距離（1125m～1375m）を有する京街道のアイストップにもなっていることが解る。また、徳川期天守は街路幅員 $D=4.3$ 間（7.7m）、沿道建築物の高さ $H=2$ 階（約6m）であり、街路から天守までの見通し距離 $L=(1450m\sim 2425m)$ を有する当時の城下の繁華街・平野町通りの焦点にアイストップとなるように設計されている。

高麗橋通りの櫓屋敷 $H=9m$ （3階建）から豊臣期の天守までの見通し距離は $L=1575m$ 、平野町通りの櫓屋敷から徳川期の天守までの見通し距離は $L=1750m$ であった。したがって、豊臣期・徳川期の何れにおいても親密で居心地のよい繁華街（ $D/H=0.9\sim 1.3$ ）から天守閣を眺望していることが知られる。ここで中距離景観と遠距離景観の結節点を1200m～1600m²⁵⁾とすれば、高麗橋通りと平野町通りのそれぞれの櫓屋敷から天守を眺望する側の街路はほぼ中距離景観となり、その反対側は遠距離景観となる。中景領域の街路からは天守閣の構成要素のアウトラインをとらえることはできるが、近景で見られた構成要素のディテールはもはやとらえられない。沿道の建築群との相互関係において景観的意味を持つ²⁶⁾。遠景領域の

街路からは天守閣のアウトラインは漠然としてとらえることができなくなり、天守閣全体が一体となって街路景観の Symbolical Eye stop となる。また天守閣に対する仰角は島町通りの突端（外堀近傍）で仰角 7° （ 9° 近傍）である以外は3つの街路のすべての場所において仰角は 3° — 2° と低仰角になっていることが知られるので（島町通りの突端である外堀近傍では純風景的な天守閣が眺望できる）、天守閣を街路のヴィスタ (Vista: 見通し景観) として眺望させることによる景観形成（デザイン）の意味は大きい。加えて、ペアの櫓屋敷は天守閣に対する視点場周辺の繁華街の雰囲気をも高める上で効果があったと考えられる。



図—8 城下町大阪の街並みの景観形成²⁴⁾



図—9 城下町江戸の街並みの景観形成²⁴⁾

徳川家康の江戸城入城以前の江戸はまったくの寒村であった。江戸城の建設は1590年頃から断続的に行われたが、城郭の造築はもとより日本の首都にふさわしい城下町の建設に力が注がれた。首都江戸は武蔵野台地の東端

に置かれた城郭を中心に武家地、町人地、寺社地の土地利用を大道と堀によって明確に区分し、武家地を山の手台地に、町人地を海沿いの低湿地に、寺社地を都市外縁部に置いて全体を堀と石塁で圍繞した総郭型の城である。町人地を海沿いの低湿地に置いたのは往時の水上交通の利便性を考慮したためである。

草創期の江戸城下町の建設では、道三堀を開削して河口から江戸城に通ずる求心的な水上交通を確保するとともに、この運河に沿って町人地を開発していった。この頃は江戸城への大手筋である本町通り（街路幅員7間；12.6m）を基軸に東西を縦町とする都市構造であったが、1603年の日本橋の架橋を機に日本橋通り（街路幅員10間；18m）を基軸に南北を縦町とする都市構造に換えている。そして、町人地の街区構成は正方形を基本とする格子状街区が設定された。

町人地の町割りの骨格となる主要幹線街路の設定は地形条件や五街道（東海道・日光街道・奥州街道・中山道・甲州街道）に結合することを念頭においたためか、5街道に向かう誘導サインとして山岳や台地などの自然物に街路の軸線をあわせる“山アテ”と呼ばれる手法がとられた。図-9に示されるように、本町通り・大伝馬町通り、駿河町通りからは富士山（仰角 1.6° ）を、日本橋より南側の日本橋通りからは筑波山（仰角 0.7° ）を、日本橋より北側の日本橋通りからは湯島台を街路の焦点に眺望するようにデザインされた。なお、これらの山岳や台地は低仰角であるため、街路の正面に山岳や台地をビスタの焦点として眺望させることの景観形成（デザイン）上の意味は大きい。

また、主要幹線街路である日本橋通り沿線の町人地の開発は日本橋の東側の船入の掘削と併せて日本橋の南側から順次行われ、町人地の中央に中橋運河が通された。この中橋の橋上から、運河の軸線にあわせた江戸城本丸の慶長天守・5層6階（1607年建築1622年焼失）を眺望できた。また、日本橋の北側の町人地の開発と併行して北の方向に拡張してきた江戸城本丸の北端に天守閣を移設している。往時の町人地のほぼ中央に位置し、五街道の起点でもある日本橋の橋上から、運河の軸線にあわせたこの寛永天守・5層6階高さ約60.7m（1637年再建1658年焼失）を眺望できた。

さらに、日本橋通りの北側の本町通りに平行に定められた紺屋町通りや駿河町通りからそれぞれ慶長天守と富士山を眺望できることが解る。

そして、富士山と天守閣の眺望地（視点場）には特にペアの櫓屋敷を置いて、街路の風情を醸成していたことが知られるが、単体で設置された櫓屋敷を含めると9箇所にもなるので、日本橋通りの要所に置かれた櫓屋敷の連なりは東海道または中山道へ至る誘導サインとしての役割をもっていたものと推察される。ともあれ、日本橋の架橋以来、30年余りを要して江戸城が完成し、5街道の起点である日本橋橋上から江戸城天守閣を望むという日本の首都にふさわしい景観的構造が実現しているところに注目したい²⁴⁾注(6)。

江戸時代の中期になると、社会の安定と経済成長の中で、京都・大坂の上方を中心に町人層の台頭がめざましく、身分秩序の中で人間性、合理的を重んじる町人文化が開花し、元禄文化が誕生する。元禄文化においては、主として自由な町人の日常生活が文学、絵画、芸能の主題とされたが、松尾芭蕉（1644年～1694年）によって、自然の中に人間性をみつめる芸術性の極めて高い蕉風俳句が確立された時期でもある。

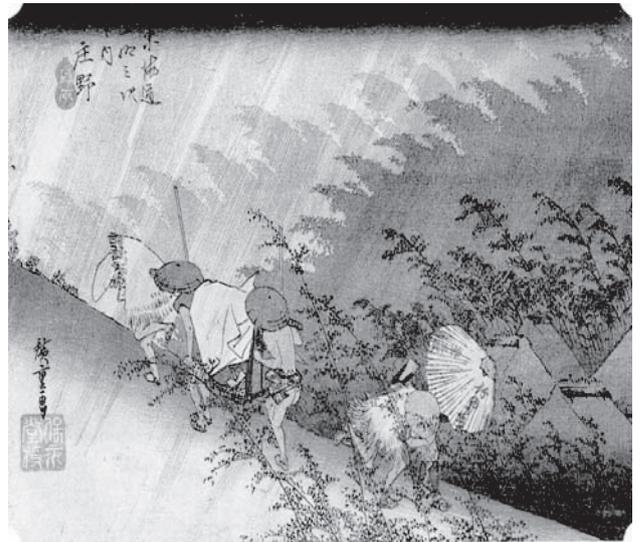
第4象限の心理現象としての景観は、江戸時代の後期以降（日本の近代以降）の都市の景観を象徴的に表現する景観であるといえる。江戸時代の後期には、文化の中心は江戸に移り、緊縮財政の中で町人文化は漸次庶民化・地方化が進み多様化・芸術化していった。



注) 遠近法は江戸時代の中期頃日本に伝えられたと言われ、化政文化を代表する葛飾北斎や歌川広重の浮世絵（風景画）には遠近法の作品が

多い。「猿わか町夜の夜景」には線遠近法と色彩遠近法が用いられていることが解る。

写真—14 名所江戸百景「猿わか町夜の景」/歌川広重



注) 「庄野」には空気遠近法が用いられている。

写真—15 東海道五十三次「庄野」/歌川広重

文学・芸術の中で浮世絵が黄金時代を迎えた。伊勢神宮への集団参拝等の旅ブームの中で描かれた、化政文化（1804年～1829年）を代表する葛飾北斎（1760年～1849年）の「富嶽三十六景」や歌川広重（1797年～1858年）の「東海道五十三次」の自然や自然と旅に関して残した浮世絵（風景画）は著名である（写真—14, 15 参照）。また、歌川広重には「名所江戸百景」、「江戸近郊八景」他の葛飾北斎には「隅田川兩岸図」、「諸国名橋奇覽」他の多くの名所画がある。二人の芸術家（浮世絵師）には遠近法（線遠近法・色彩遠近法・空気遠近法他）による作品が多い。

さて、1888年頃、イギリスに起こった産業革命（1765年）が日本に波及（約120年後）してくると、都市は工業都市的になったため、帝都である東京だけ、しかも既成市街地の改良ではあったが近代的な都市への改造が開始した。そして、日清戦争（1894年～1895年）、日露戦争（1904年～1905年）、第一次世界大戦（1914年～1918年）を経て、日本の工業は著しく発展して工業都市が出現した。

関東大震災（1923年）、第二次世界大戦（1941年～1945年）を経て、1960年代から再び人口と産業の都市への集中が始まって市街地のスプロール現象への対処が必要になったことを契機に、県庁所在地の70%を占め、日本の都

市を代表する「城下町起源の都市」を対象に、「観」；視点(主体,つまり市民の主観的な(内在的な)世界を表象する景観に関心が持たれるようになった。

その代表的なものに安藤昭³³⁾ 34) 35) 36) 40), 赤谷隆一³⁸⁾, 佐々木栄洋³⁷⁾, 佐々木貴弘³⁹⁾ 大泉剛等の岩手大学の研究グループによる城下町起源の都市についての認知科学, 脳科学, 発達心理学, 生命科学そして近代哲学の観点からの新たなアプローチがある。

ここで, 古代の都市景観の頂点を世界最大の木造建築物である奈良の東大寺大仏殿(743年)に, 中世の都市景観の頂点を金閣(鹿苑寺; 1397年)に, 近代の都市景観の頂点を浮世絵・東海道五十三次「日本橋・朝の景」(1797年~1858年)に代表させて, 都市景観の変遷を歴史の逆に配列する方法, つまり, 倒叙の手法によって大略表現するものとすれば, 日本の都市景観は景観百年, 風景五百年, 風土千年と表現できよう。

さて, これまで図-2に基づいて, 風土の観点から, 日本における都市景観の胎生的進化の過程を検討してきたが, 実に古代の都市の誕生(601年)から1413年もの時間の流れのなかで, 人間の遺伝及び適応の心的機能(生理的機能と心理的機能)によって条件付けられながら, インフラ機能空間, 文化現象としての景観, 心理現象としての景観という3つの段階に沿って都市が形成されてきたことが知られるのである。だからこそ, 図-2の都市の胎生的進化モデルの中に都市の本質と存在原理を見いだすことができるのであり, 「都市とは人間(集団)の真の存在のための胎生的進化の過程における風土の様相である」²⁾と定義するのはこのような都市の本質に基づくものである。

4. 結論

本研究は, 革命による社会秩序の変化の程度が比較的小さく総じて過去の伝統の温存があるとされる西洋文明圏の都市と日本文明圏の都市を取り上げ, 筆者等の提唱する「都市の胎生的進化モデル」^{1) 2) 3) 注(4)}についての検証分析を行ったものである。本研究によって得られた結果を要約すると以下のように示される。

① 西洋文明圏の都市は, 生物的環境(原都市)(B. C. 620

年~B. C. 500年), 古代都市「インフラ機能空間」(B. C. 500年~A. D. 500年), 中世都市「文化現象としての景観」(500年~1500年), 近代(ルネサンス以降)都市「心理現象としての景観」(1500年~2500年), 未来都市「地球的環境」(螺旋階段的に循環し, 生物的環境にオーバーレイする; 2500年以降)のように胎生的に進化する。

- ② 日本文明圏の都市は, 生物的環境(原都市)(507年~600年), 古代都市「インフラ機能空間」(600年~1200年), 中世都市・近世都市「文化現象としての景観」(1200年~1800年), 近代都市「心理現象としての景観」(1800年~2400年), 未来都市「地球的環境」(螺旋階段的に循環し, 生物的環境にオーバーレイする; 2400年以降)のように胎生的に進化する。
- ③ 都市は「都市景観の構成」^{1) 2)}を初期状態とする時系列的フラクタル原理(自己相似性原理)に従って, つまり筆者等の提唱する「都市の胎生的進化モデル」²⁾に従って進化することが検証された。

付録

注(1) 人間の生理的寿命については多くの学説があり120~125歳とされることが多い。人間の生理的寿命を支える科学的データとしては, カルフォルニア大学とスタンフォード大学の解剖学教授であったHayflick, L.等(1961)によって発見されたHayflick Limit(ヘイフリック限界)がある。正常な体細胞は一定回数以上分裂できないという現象が観察されており, これが生理的寿命の原因であるとされる。筆者は脳死を人間の死とするものとして, 脳に注目し, 人間の生理的寿命を脳の成熟期(24歳)の5倍の120歳としている。また, 人間の生態学的寿命としても年齢約120歳の人々が確認されてきている。

注(2) 脳の発達とは別の現象であるが, 誕生前とおよそ11歳の時には, いわゆる「脳の大掃除または大胆な神経回路の刈り込み(Pruning process)」と呼ばれる現象が生ずる。つまり, 過剰に用意された未発達な大量の細胞死がこの時期に生ずるといふ。しかし, 環境から刺激を受け十分に発達した

11歳の児童の脳の神経フィールドは、軸索が髄鞘化(ミエリンが形成)されているので、このような細胞死から守られる。11歳の時の「脳の刈り込み」によって消失するのは大部分が大脳皮質の細胞で、神経結合の約8割にも及ぶものの、結果的に、細胞死から免れた脳の神経フィールドはエネルギーを効率的に用いることが可能になるものと考えられている。そのため、この「脳の刈り込み」という現象は、12歳から始まる大脳皮質の成長と密接にかかわる脳の新たな発達への準備である。文献[8]、[9]

注(3) 一般的にギリシャの7賢人とは、アテナイのソロン、ミレートのターレス、スパルタのクロン、プリエネのピアス、リンドスのクレオプロス、ミュティレネのピッタゴス、コリントのペリアンドロスを言う。彼らはポリスの知恵を発明したと言われている。J.P. ヴェルナン¹²⁾はその著「ギリシャ思想の起原」において古代ギリシャの哲学者は都市の娘であり、都市の魂を作り出したのは実にギリシャの7賢人であったと喝破している。筆者はこの点に注目して、ギリシャの7賢人が輩出してから民主政治が誕生するまでの時期を都市の「胎生期」としている。

注(4) 時代を超えて継承される都市の原型で、動物行動学的次元における基本的な特徴によって構成される。種の保存の確保という機能をもつ。

注(5) 筆者は、都市の進化は人間の遺伝及び適応の心的機能(生理的機能と心理的機能)によって条件付けられているとして、人間の心的機能の発達モデル³⁾において示された人間の「在胎期」, 「幼児期」, 「児童期」, 「青年期」, 「成熟期」に対応する日本文明圏の都市を、それぞれ「原都市」(507年~600年)、「古代都市」(600年~1200年)、「中世都市・近世都市」(1200年~1800年)、「近代都市」(1800年~2400年)、「未来都市」(2400年以降)としている。そのため、古代国家の誕生を西暦601年においたことは本研究にとって極めて大きな意義をもっている。

注(6) 浅草, 神田, 日本橋, 京橋, 新橋, そして品川までの

当時の江戸の生活景を「江戸名所図屏風」(出光美術館蔵)によって俯瞰できる。芳賀徹(名古屋国際都市デザインフォーラム 1997)はこの屏風絵を「市民文化としての都市風景」として紹介している。

参考・引用文献

- 1) 安藤昭「第四版土工学ハンドブック」土木学会編, 技法堂出版, p. 841, p. 817, p. 843, 1989
- 2) 安藤昭・赤谷隆一「感覚統合理論による都市景観設計の体系化」土木学会論文集No. 653, IV-48, 2000
- 3) 安藤昭「人間の心的機能の発達と都市の胎生的進化のアナロジーについて」東アジアの進化的多様性と食糧・資源・ビジネス, 観光の地域連携に関する研究, 阿部秀明編著, p. 121-148, 洋玄社, 2013
- 4) 梅棹忠夫「文明の生態史観」中央公論社, 1974
- 5) 小川博三「記念碑都市」技法堂出版, 1970
- 6) 秀村欣二「世界史」学生社, 1955
- 7) 東京書籍編集部「ビジュアルワイド図説日本史」東京書籍株式会社, 1997
- 8) ジョゼフ・C・ピアス西村辨作・山田詩津夫訳「知性の進化」大修館書店, 1995
- 9) アルベルト他・川本英明訳「胎児の脳・老人の脳」創元社, 2008
- 10) Gilbert Durand, Les Structures anthropologiques de L'imaginaire, Paris, 1969
- 11) オギュスタン・ベルク, 篠田勝英訳「日本の風景・西欧の景観」講談社, 1990
- 12) J.P. ヴェルナン(吉田敦彦訳)「ギリシャ思想の起原」みすず書房, 1970
- 13) レオナルド・ベネーヴォロ, 佐野敬彦・林寛治訳「図説都市の世界史1」p. 206, p. 211, 相模書房, 1983
- 14) ルイス・マンフォード, 生田勉訳「歴史の都市明日の都市」新潮社, 1969
- 15) レオナルド・ベネーヴォロ, 佐野敬彦・林寛治訳「図説都市の世界史2」p. 54, p. 57, 相模書房, 1983
- 16) 日本都市計画学会編「都市計画図集」B-2, 技報堂出版, 1978
- 17) レオナルド・ベネーヴォロ, 佐野敬彦・林寛治訳「図説都市の世界史3」p. 79, p. 89, 相模書房, 1983
- 18) ドナルド・J・オールセン, 和田旦訳「芸術作品としての都市」

- 芸立出版、1992
- 19) k. Lynch 「The image of the city」 Cambridge, The M. I. T. Press, 1960 (丹下健三他訳「都市のイメージ」岩波書店, 1968)
- 20) ドナルドアプルヤード「なぜ建物は認知されるか」環境心理とは何か, pp. 221-264, デビットカンター編, 彰国社, 1972
- 21) Gyorgy Kepes 「Notes on Expression and Communication in the Cityscape」 Arts & Architecture 1960
- 22) Susanne K. Langer 「Philosophy in a New Key」 1941
- 23) 小川博三「日本土木史概説」共立出版株式会社, 1975
- 24) 高橋康夫・吉田伸之・宮本雅明・伊藤毅「図集日本都市史」東京大学出版, 1993
- 25) 木下良「古代日本の計画道路」地学雑誌 Journal of Geography 110(1), pp. 115-120, 2001
- 26) 伊藤延男「古建築のみかたか・たちと魅力」第一法規出版株式会社, 1967
- 27) 石井進「日本の中世1」中央公論社, 2002
- 28) 脇田晴子「日本中世都市論」, 東京大学出版会, 1981
- 29) 安藤昭・五十嵐日出夫「城郭の視覚的構造に関する研究」土木学論文集, 第266号, pp. 107-122, 1977
- 30) 小菅玉樹「城と城下町」 pp. 8-9 山と溪谷社, 1971
- 31) あすかじゅん「城と城下町」山と溪谷社, pp. 152-153, 1971
- 32) 和田不二男「城と城下町」山と溪谷社, pp. 52-53, 1971
- 33) 安藤昭・五十嵐日出夫・赤谷隆一・Hans-Georg RETZKO「日本の都市の個性創出のための日独地方都市の都市景観の比較研究—盛岡市とダルムシュタットを対象として—」, 土木学会論文集, No. 431, 1991
- 34) 安藤昭・赤谷隆一・上田亨・川上浩一「来訪者としての外国人による盛岡の風土イメージについて」日本観光学会誌, 第26号, 1994
- 35) 安藤昭・赤谷隆一・上田亨・戸村道子・五十嵐日出夫「城下町起源の都市盛岡の風土イメージの分析」環境情報科学, 第23巻第4号, 1994
- 36) 安藤昭・赤谷隆一・千枝真治, 嶋守亮「盛岡城天守閣復元のためのAHP手法による城郭の評価について」日本観光学会誌, 第27号, 1995
- 37) 佐々木栄洋・安藤昭・赤谷隆一・石田健介「AHP法による作事と普請に着目した城郭の景観評価」第16回環境情報科学論文集, 2002
- 38) 赤谷隆一・安藤昭・五十嵐日出夫「北上川の流軸景における開運橋からの岩手山の眺望の確保について」日本都市計画学会学術研究論文集, 1990
- 39) 佐々木貴弘・安藤昭・赤谷隆一・佐々木栄洋「岩手県における里地型市町村の景観形成基本計画の分析—日本人の原風景, 里地景観の保全と創造に関する基礎研究—」農村計画学会誌, 第19巻, 4号, 2001
- 40) 安藤昭・赤谷隆一・佐々木栄洋「被験者の景観に対する感受性を考慮した街路景観の評価について」土木学会論文集, No. 737, IV-60, 2003

(2014. 2. 20 受理)

VERIFICATION ON THE VIVIPAROUS EVOLUTIONAL MODEL OF THE CITIES IN WESTERN CIVILIZATION AND OF THE CITIES IN JAPAN CIVILIZATION

Akira ANDO

The purpose of this paper is to verify the viviparous evolutionary model of the cities in Western civilization and of the cities in Japan civilization which became clear by Tadao umesao that both civilizations are durable and keep up the past tradition. Considering the potentiality and driving force of mental phenomenon action of human being for the cities in Western civilization and for the cities in Japan civilization, the viviparous evolutionary model of the cities was fixed quantitatively with time axis. And then the verification on the viviparous evolutionary model of the cities in Western civilization and of the cities in Japan civilization was performed. In the result, an useful information for the verification of the viviparous evolutionary model of the cities was obtained.

発表要旨

高齢者のためのやさしい広域観光に関する研究・その1 ～宿泊施設のバリアフリー状況に関する基礎調査～

○ 安部 信行 八戸工業大学感性デザイン学部
工藤 沙友美 八戸工業大学感性デザイン学部
沼口 真貴子 八戸工業大学感性デザイン学部

わが国では急速な高齢化が進んでおり平成25年には総人口に占める高齢者人口の割合が25%を超え、平成27年には4人に1人が65歳以上の超高齢社会を迎えることが予測されている。以前から高齢者の観光者数は増加傾向にあり、今後は観光需要も含めて加速化することが見込まれる。そのような状況下で高齢者に対応した観光整備が急務である。更に、地方の観光においては市町村の枠を超えた広域的な観光需要も見込まれるため、広域観光の対応策が必要となる。

本研究では、青森県三八地域広域観光のハード及びソフト面のバリアフリー化の推進、旅行機会の創出、バリアフリー観光窓口の一元化を目的として、高齢者の受け入れ態勢に関する調査を実施した。本報では、三八地域のホテルや旅館等の宿泊施設の施設内設備や人的支援サービスなどハード及びソフトも含めたバリアフリー状況に関する調査結果について報告する。

高齢者のためのやさしい広域観光に関する研究・その2 ～観光コンテンツのバリアフリー状況に関する基礎調査～

安部 信行 八戸工業大学感性デザイン学部
○ 工藤 沙友美 八戸工業大学感性デザイン学部
沼口 真貴子 八戸工業大学感性デザイン学部

本報は、「その1・宿泊施設のバリアフリー状況に関する基礎調査」に続き、観光コンテンツのバリアフリー状況に関する調査結果について報告する。青森県三八地域の各市町村及び観光協会からピックアップされた高齢者向けの観光コンテンツ（三陸復興国立公園にも指定されている種差海岸をはじめ、国宝が展示されている博物館や神社、史跡、飲食店、体験学習サービスなどの観光向けのコンテンツ）のハード及びソフト面のバリアフリー化の推進、旅行機会の創出、バリアフリー観光窓口の一元化を目的として、高齢者の受け入れ態勢に関する調査を実施した。それらのハード及びソフトも含めたバリアフリー状況に関する調査結果の報告である。

高齢者のためのやさしい広域観光に関する研究・その3 ～ユニバーサルデザインに配慮した観光マップの一提案～

安部 信行 八戸工業大学感性デザイン学部
工藤 沙友美 八戸工業大学感性デザイン学部
○ 沼口 真貴子 八戸工業大学感性デザイン学部

本報は、その1,2の宿泊施設及び観光コンテンツのバリアフリー状況に関する調査結果を基にして作成した観光マップの一提案である。この観光マップは「八戸広域観光サポートガイド」として、宿泊施設、交通機関、観光協会及び行政が一体となって意見を集約し作成したものである。このマップの最大の特徴は、高齢者や障がい者のみならず、できるだけ多くの人々が利用できるというユニバーサルデザインをコンセプトにしているところである。広域マップに加えて、各市町村のマップやコンテンツを詳細に掲載した。更に、主な医療機関情報を掲載して万が一の状況に備えている。また、宿泊施設や各種観光コンテンツ及び交通機関のバリアフリー状況については、オリジナルのピクトグラムも作成し、カラーユニバーサルデザインに配慮した。さらに、八戸広域のおすすめのコースも掲載し、高齢者や障がい者でも無理なく観光できるように配慮されている。

障害者旅行の新たな課題—21世紀のユニバーサルツーリズム推進のために

井上 寛 ノースアジア大学

21世紀になって、日本社会そして観光の場面においてバリアフリー化が急速に進展したのは事実である。とりわけ、観光立国を標榜するなかで観光行政やNPOにおける取り組みは顕著である。本発表ではそれらをフォローするべく、2000年以降に制定されたバリアフリーに関する法律、ユニバーサルデザイン政策大綱など行政の取り組みや、観光庁を中心とした、対象を深化させ対象を旅行に絞ったユニバーサルツーリズムに関する政策を確認する。そして、これらの取り組みによって障害者の旅行をとりまく環境は以前と比べ格段に改善されつつあるが、「旅行をしたいのに行くことができない」人がいることを私たちは忘れてしまってはいないだろうか。21世紀のユニバーサルツーリズム推進のために、これらの人びとが旅行できるようなシステムを、観光の視点から構築する必要があるだろう。これは障害者旅行における21世紀になって出現した新たな課題である。

観光ラフティングによる盛岡・北上川の地域ブランド化に関する基礎研究（その2）

安藤 昭 NPO都市デザイン総合研究センター（岩手大学名誉教授）

2013年9月8日、7年後の2020年に「オリンピック・パラリンピックの東京開催」が決定した。わが国においては2度目のオリンピック開催であるとは言え、現在は日本中において歓びで沸き返っている。

このような中、東北地方における今後の7年間は東日本大震災後の「新しい東北の創造」「成熟社会」「スポーツ」をキーワードにアウトドア・アクティビティ（Outdoor activity: Outdoor sports and outdoor life）からの観光まちづくり研究が盛んになるものと思われる。

ここに、アウトドア・アクティビティとは「野外体験活動」のことで、環境教育や野外学習さらには自然体験も含まれる。アウトドア・スポーツとは「屋外で行うスポーツの総称」を言い、陸上競技、サッカー、ラグビー、テニス、ゴルフ、ワンダーフォーゲル、ラフティング、カヤック、アルペンスキー、パラクライダー等がある。また、アウトドア・ライフとは「自然を生活に取り入れる」ことで、キャンプ、ハイキング、登山、トレッキング、釣り、海水浴、ピクニック、山菜取り、バードウォッチング、森林浴、家庭菜園、農林漁業体験等がある。本研究は、北上川上流域におけるアウトドア・アクティビティの主軸となる観光ラフティングによる盛岡・北上川の河川景観の地域ブランド化を図ることを目的としている。

市街化調整区域における観光資源有効利用施設の立地基準に関する運用等について

大泉 剛 川崎市まちづくり局指導部開発審査課

都市計画には、都市計画区域における市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができる（指定都市等においては定めなければならない）。市街化調整区域は「市街化を抑制すべき区域」であるが、これを実際に担保するのが、都市計画法第3章第1節に規定する開発行為等の制限であり、いわゆる開発許可制度である。

同制度により、市街化調整区域における開発行為や建築等（以下、「開発行為等」という。）は厳しく制限されているが、その例外として、市街化調整区域内でも行うことができる開発行為等が同法第34条各号に規定されている。

本稿は、同条第2号に規定する「観光資源の有効な利用上必要な建築物」として、どのような観光資源や建築物を定めているか、指定都市等の同号に関する運用基準等について検証を行うものである。

KeyWords: Urbanization control areas, Development permission system, Item2 of Article34 of the City Planning Act, Buildings necessary for effectively utilizing sightseeing resources

効用水準比較による避難住民帰還についての一考察

芥川 一則 福島工業高等専門学校

東日本大震災とその後の福島第一原子力発電所の事故により警戒区域及び避難指示区域に指定された地方自治体の住民は、応急仮設住宅や借り上げ住宅で生活している。広野町では平成 23 年 4 月 22 日に町長が避難指示を独自におこない、平成 24 年 3 月 31 日に広野町長の避難指示解除をおこなった。しかし、平成 25 年 10 月現在でも広野町に帰還した住民は全体の 2 割程度である。

現在、葛尾村では平成 27 年 3 月末日を目標に避難指示解除検討している。しかし、前述の広野町と同様、放射線の影響が少なくなったとしても帰還しないことが予想される。これは住民が応急仮設住宅や借り上げ住宅での生活と帰還した場合の自宅での生活では、避難生活での効用水準が高いと判断しているためと考えられる。

本研究では、葛尾村を事例に利便性と家のロットサイズを要因として効用水準の比較方法と帰還に向けた政策について検討をおこなう。

BSC を活用した中小企業の事業開拓に関する一考察

會田 のぞみ 福島工業高等専門学校／芥川 一則

先行き不透明な昨今の経済状況において、企業はますます企業価値の向上に注力しなければならないようになった。企業価値向上のためには様々な手段があり、その一つに「事業開拓」がある。事業開拓と一言で言っても、多くの新規事業は失敗に終わっているのが現実である。事業開拓をする際に必要になるのは良いアイデアや資金だけではなく、それを実行する能力も備えていなければならない。

そこで本研究では、企業の経営資源の一つである従業員に焦点を当てた。従業員は実際に事業開拓を行う役割を担っており、従業員の教育が事業開拓の成功、ならびに企業価値の向上を左右することとなる。従業員の教育のための手法としては、Balanced Score Card (以下 BSC と表記) に着目し、ビジョンや戦略に合わせた従業員の教育や動機付けを行う。

本研究の研究対象は中小企業である。中小企業は日本の企業数の 9 割以上を占めており、多くの企業が日々のぎを削っている状況である。また、中小企業一社あたりの従業員数は、大企業に比べて少なく、一人ひとりの仕事の成果がより会社の成績に影響しやすい。そこで本研究では、福島県いわき市に本社を構える中小企業 H 社を対象とし、対象企業の従業員の教育を行う。具体的な方法として人事評価を挙げ、従業員の能力を伸ばすような評価をすることによって、従業員のインセンティブを構築することとした。

橋の魅カーポンデュガールー

長谷川 明 八戸工業大学

橋は多くの人々を魅了し、人々は橋を訪ね、橋の写真を撮りあるいは橋を背景に写真を撮るなど観光にも大きな役割を演じている。本来、橋の役割は、道路や鉄道として、人や物を安全に迅速に運搬することである。河川や谷間に建設することで、人や物が安全にしかも速く移動できることから、行動範囲を広げ、交流が広がってきた。戦争や災害では、橋を守ることが市民生活や産業を守ることにつながっていることは、周知のことである。その橋が、観光に大きな役割を果たしているのはどうしてだろうか。明らかに主要な目的は、観光ではなかったと思われるにもかかわらず、人を呼び寄せる力があり、時には人に感動を与えたり、芸術作品の中にも取り入れられるのはなぜか。橋の魅力を、フランス・プロバンス地方に残る世界文化遺産ポンデュガールを例に考える。

地域資源を活かした中心市街地活性化に向けた まちづくり懇談会の取り組み事例

梶田 敬仁 セントラルコンサルタント株式会社

題材としたまちは、古くは奥州街道の宿場町として栄え、地域の中核都市として発展してきたものの、高度経済成長期以降、中心市街地の人口が減少し、商店街がシャッター通り化した典型的なまちとなっている。しかし、中心市街地には、江戸時代から続く寺院、蔵、旧家、和菓子店などが多数残り、城・歴史公園・河川など地域資源に溢れたまちでもある。

そこで、県の主催により、住民参加型のまちづくり懇談会を開催し、地域資源を活用した中心市街地活性化へ向けた活動を行った。本発表ではその成果について報告する。

3か年に渡り実施したまちづくり懇談会では、出席者全員による“まちなか歩き”を行い地域資源の再発見、さらに、観光客の案内に役立つ“まちなか歩きマップ”“地域資源ブック”の作成を通じて“おもてなし”“地元の通の育成”などについて話し合い、さらに、案内板やポケットパークの概略設計を行い、今後のまちづくりへ向けたきっかけづくりを行った。

遠野遺産認定制度による地域資源の保護・活用方法に関する一考察

佐々木 栄洋 (株) 栄組

全国の地方自治体は、まちづくり中の一つとして地域資源に着目し、その固有性、特異性などの特徴を顕在化させることによって「地域らしさ」を創出しようとする様々な取り組みを展開している。岩手県遠野市は、「永遠の日本のふるさと」をまちづくりの基本理念に掲げ、「遠野らしさ」を構成する地域資源の保護・活用の方法として遠野遺産認定制度を整備している。本稿では、遠野市において取り組まれている遠野遺産認定制度を取り上げ、この制度の整備以前の状況から今日に至るまでの変遷を俯瞰し、地域資源の保護と活用を具現化する手法として、その有効性の評価を試みるものである。

北海道標津町まちづくり応援プロジェクト

内藤 敏 (株) 熊谷組

北海道の東部、世界自然遺産知床半島と根室半島のほぼ中央部に位置し、酪農と水産業を基幹産業とする標津町では、高度衛生管理「標津町地域 HACCP」により水産加工品のブランド化と環境と調和した産業を体験する「標津型エコ・ツーリズム事業」を行っているが、酪農地帯における多頭化の進展から家畜排泄物を原因とする土壌劣化や水質汚染による水産業への影響が懸念されている。このため「環境保全なくして基幹産業の振興は成り立たない」との観点から地域の有機性廃棄物を人工腐植化技術により利活用する循環型環境システムの構築を開始した。一方、安倍政権は成長戦略に地方の活性化を掲げており、地場産業育成に重点を置く自治体等に対し特産品づくりなど地場産業ブランド化に資金やノウハウを提供して後押しするとしている。このような背景から演者らがやっている「標津町まちづくり応援プロジェクト」について発表する。

東北における観光PRについて（その2） ～B級グルメ（郷土料理）を活かしたアンテナショップの設置の可能性について～

船水 正雄 環境創出研究所

本レポートは、2011年に発表した『東北における観光PRについて～アンテナショップの役割と設置の可能性について～』の続編であり、東北観光PRの拠点となるアンテナショップの継続的な運営と、積極的な情報発信および地域の連携強化についてのアイデアを整理したものである。

近年地域おこしとしてB級グルメが盛んに行われているが、東北各地の郷土料理やB級グルメを活かし、地域の情報発信や地域の連携を考えるとともに、アンテナショップの安定的な運営のあり方について考えたものである。

本レポートは話題提供が主題であり、講演会に出席される方々との『東北の観光活性化』について幅広い視点からの意見交換が出来ることを望んでいる。

中国まちづくり計画・設計の特徴

阿部 賢一 株式会社オオバ海外業務室

中国においては1990年代以降、急速な経済発展を背景として活発な都市開発が進行している。都市計画は、経済・社会の発展目標を実現し、社会主義現代化建設の需要に適應することである。策定においては、国の基準に基づき市長などの責任者が大きな裁量権を有している。土地所有は全て国有地であるが、地方政府が住宅地は70年などの年限で貸す。その借地料は地方政府のインフラ整備等の主要財源となっている。

特に、個人住宅の所有は1998年以降に自由化されたため、国民の住宅所有意識は非常に高く、かつ投機目的性も強く、実需以上に住宅地開発が活発であり、価格を上昇させている。

多くの先進国が経験したように、経済最優先による急激な都市開発は、多くの都市問題や矛盾を生じ、修正のためには多大な費用と時間が伴う。土地の使用許可権が地方政府にあり、市場の開発志向が強ければ、使用権貸与＝地方政府の財源強化という構図が一層強まり、計画的なコントロールは機能しなくなるのではないかと、適正な経済発展スピードと計画的な都市開発が求められる。

総会・役員会の報告

平成 25 年度 観光まちづくり学会 第 1 回役員会及び総会について 平成 25 年 10 月 26 日（土）開催 役員会

○協議内容

- ・総会資料について説明を行い了承された。
- ・人事案件について以下の案件が承認された。
 - 1 新理事は日野智（秋田大学）、小野寺淳（岩手県沿岸広域振興局土木部）とする。
 - 2 学術論文審査委員は新たに佐々木栄洋（株栄組）、佐々木貴弘（県立水沢工業高校）、継続で井上寛（ノースアジア大学）、梶田敬仁（セントラルコンサルト）の 4 名とする。
 - 3 学会誌編集委員は外川明広（盛岡市役所）とする。
 - 4 事務局は事務局長に沖野健悦（北栄調査設計 株）、事務局次長に前出の小野寺淳（岩手県沿岸広域振興局）、局員は新たに滝村敏道（盛岡市役所）、継続で石川英俊（岩手県宮古土木センター）とする。
- ・投稿規程は、内容を精査しわかりやすい表現等に訂正する。
- ・学会ホームページについて

学会ホームページの運用規程（別紙参照）が了承され、管理者は芥川一則（福島工業高等専門学校）とし、ホームページは <http://www.kankou-m.jp/> に一本化を図っていくこととする。なお、ドメイン使用料等は学会負担とする（5 千円～1 万円程度）。
- ・学術論文審査委員会から、学会誌第 10 巻 2 次審査委員会の議事録により、審議状況の内容について報告があった。
- ・学会誌 11 号発刊について

特別寄稿は、震災から 3 年経過しようとしている現在、震災復興等に大きく関わっている方からいただくこととし、事務局で陸前高田市の市長さんに要請することとした。

総会

総会は長谷川会長から開会挨拶があり、議事について審議を行い承認された。

1 号議案：平成 24 年度事業報告および決算報告（案）について

2 号議案：平成 25 年度事業計画および予算（案）について

3 号議案：観光まちづくり学会誌第 11 号発刊計画について

その他

学会ホームページについて、役員会提案の内容を説明し承認された。

会員情報

会員数は、正会員 114 名、内訳は役員・一般会員 107 名、法人会員は 3、院生会員 4 名となっている。名誉会員は 2 名であり合計 116 名である。なお、平成 25 年度の入会者は、正会員に日野智（秋田大学）先生、院生会員の白松強（九州大学大学院）さんの 2 名、退会者は 5 名となっている。

・次回、平成 26 年度の第 13 回研究発表会・総会の開催は、各校の事情もあり今後検討していくことになった。

観光まちづくり学会誌 第 12 号 （平成 27 年 2 月発行予定） 原稿募集

平成 27 年 2 月発行予定の「観光まちづくり学会誌第 12 号」に登載します、論文・報告・ノート・紀行文等の原稿を募集します。

本号の投稿規定を熟読いただき投稿整理票に必要な事項を記入の上、投稿原稿と一緒に提出下さい。論文審査の方法は下記の通りです。

・論文審査の方法

第 1 次審査は、学術論文審査委員 1 人と匿名の査読者 3 名の 4 名によって行い、第 2 次審査は学術論文審査会で行います。

なお、「論文」の判定基準は以下の通りです。

「報告」についてもこの判定基準を準用します。

1) 内容：新規性、独創性、妥当性、信頼性、論旨の明確さ

2) 表現：表題、内容説明、文献引用、用語等の適切さ、図表表題の適切さ

原稿及び申込みの締め切りは平成 26 年 12 月 31 日です。多数の会員からの投稿をお待ちします。なお、送付先はメールで office@kankou-m.jp です。

観光まちづくり学会 投稿規定

1. 内容

観光まちづくりに関する学術・技術についての論文・報告とし、原則として未発表のものに限る。ただし、学術研究発表会で発表したものは、この限りではない。

2. 投稿資格

投稿は会員に限る。ただし共同執筆者に非会員を含むことができるが、筆頭執筆者は会員とする。

3. 原稿の種類と区分

- (1) **論文**：学術的価値のあるもので、一編ごとに論文としての体裁を整えているもの。長い論文を分割し、連続形式として応募した論文は、独立した論文とはみなせない。
- (2) **研究ノート**：学術的価値のあるもので、未完成な論文。
- (3) **報告**：調査・計画・設計・実務などに関する資料紹介および報告。
- (4) **紀行文**：著者が実際に訪問した町や地方の紹介、報告。

4. 原稿の執筆要領

- (1) **論文・報告の本文**：投稿一編につき刷上り 10 ページを基準とし、要約 (Abstract) とキーワード (5 つ以内) を必ず記載する。
- (2) **研究ノート・報告・紀行文の本文**：投稿一編につき刷上り 6 ページとする。研究ノート・報告・紀行文については要約 (Abstract) を必要としない。
- (3) 論文のキーワードについては、英文表記も記述する。
- (4) 本文の超過頁と費用負担
下記の費用は著者の負担とする。
 - 1) 超過ページ、ただし 4 ページを限界とする。
 - 2) 論文・報告における別刷り作成費。
 - 3) 図表等のカラー印刷に要した時の費用。

(5) 執筆要領

完全版下和文原稿作成例に記載している。

5. 原稿提出

提出原稿は PDF ファイルとする。(ページ番号が付いていないもの)原稿表題の脇に「論文」、「研究ノート」、「報告」、及び「紀行文」の区別を付す。著者は編集委員長会の意見に応じて修正した後、再度 PDF ファイルにて原稿を送付する。

PDF 原稿送付先

E-mail:office@kankou-m.jp

6. 原稿受理

原稿が編集委員会に到着した日を受理日とし、編集委員会開催日以降に査読を開始する。なお、審査の結果、原稿が再審査となった場合には改訂原稿受理日を併記する。

7. 審査

学術論文審査委員会が査読委員 3 名の査読結果をもとに採否を決定する。なお、「論文」・「研究ノート」についての判定基準は以下の通りである。「報告」についてもこの判定基準を準用する。

- (1) 内容：新規性、論旨の明確さ・妥当性、方法の独創性、結論の独創性、資料の信頼性、調査方法の妥当性。
- (2) 表現：表題、内容説明、文献引用、用語等の適切さ、図表表題の適切さ。

8. 再審査

審査の結果「再審査」の場合は、修正された原稿について改めて審査を行う。

観光まちづくり学会投稿論文の完全版下 和文原稿作成例

論文集編集委員会¹・事務局²・Touristic Community DESIGN³

¹正会員 工博 観光大学教授 まちづくり学部 (〒020-8551 岩手県盛岡市上田4丁目3-5)

E-mail:kankou@stcd.ac.jp

²正会員 工修 観光株式会社 技術開発部 (〒020-0004 岩手県盛岡市上田六丁目13-5)

³Member of TCDIJ, Ph.D., TCDIJ Corp.

このファイルは観光まちづくり投稿論文の完全版下原稿(和文)を作成するために必要な、レイアウトやフォントに関する基本的な情報を記述しています。と同時に、版下原稿そのものの体裁(A4)をとっているため、このファイル中の文章や図表をこれから書こうとしている実際のものに置き換えれば、所定のフォントや配置の原稿を容易に作成することができます。

このアブストラクトを含め、タイトル部分の幅は本文よりも左右1cmずつ狭くします。アブストラクトのフォントは明朝体9ptを用いてください。アブストラクトの長さは7行以内です。アブストラクトの後に1行空けて、キーワードを3~5語、Times-Italic 10ptのフォントで書いて下さい。

Key Words : *times, italic, 10pt, 3-5 words, one blank line below abstract, indent if key words exceed one line*

1. タイトルページ

タイトルページは2つの部分で構成されます。

(a) タイトル部分:横1段組(題目, 著者, 所属, 連絡先住所, E-mail アドレス, アブストラクト, キーワード)なお, E-mail アドレスは, 必ず単独行としてください。

(b) 本文部分:横2段組

このほか, フッタ(ページ番号)が付きます。なおソフトウェアによっては, タイトル部分とその下の本文部分が別のファイルに分かれていることがあります。

(1) タイトル部分のレイアウトとフォント

全てのページのマージンはこのサンプルにありますように上辺19mm, 下辺24mm, 左右ともに20mmに設定してください。タイトル部分の左右のマージンは, 本文の左右のマージンよりもそれぞれ10mmずつ大きくとってください。すなわち, A4用紙の幅に対して左右それぞれ30mmずつのマージンをとります。そして以下次の順にタイトル部分の構成要素を書いて下さい。

タイトル:ゴシック体20pt フォント, センタリング
(約15mmのスペース)

著者名:明朝体12pt フォント, センタリング
(約5mmのスペース)

著者所属:明朝体9pt フォント, センタリング
(約10mmのスペース)

アブストラクト:明朝体9pt フォント, 7行以内
E-mail アドレス:明朝体9pt フォント, センタリング
(約5mmのスペース)

キーワード:Times, italic, 10pt, 3~5語, 2行以内
著者と所属とは肩付き数字で対応づけ, 上記のように並べて下さい。'Key Words'という文字はボールドイタリック体にします。

(2) 本文部分のレイアウトとフォント

本文とキーワードの間に約10mmのスペースを空けてください。

本文は2段組で, 左右のマージンは20mmずつ, 段と段との間のスペースは約6mmとします。

本文には明朝体10pt フォントを用いて下さい。

(3) フッタ

すべてのページの下辺中央にフッタ機能を使ってページが入りますが, ページ番号は暫定的に論文表紙を第1ページとしてつけてください。

2. 一般ページ

第2ページ以降はタイトルページの本文部分と同じレイアウトとフォントで本文を作成します。

(1) 脚注および注

脚注や注はできるだけ避けて下さい。本文中で説明するか、もしくは本文の流れと関係ない場合には付録として本文末尾に置いて下さい。

3. 見出し（見出しが1行以上に長くなるときはこの例のようにインデントし折り返す）

(1) 見出しのレベル

見出しのレベルは章、節、項の3段階までとします。章の見出しはゴシック体とし、2. などの数字に続けて書きます。また、見出しの上下にスペースを空けます。このファイルのサンプルから分かるように、上を2行、下を1行程度空けて下さい。ただしページや段が切り替わる部分は章の見出しが最上部に来るよう調整してください。

(2) 節の見出し

節の見出しもゴシック体で、(4) などの括弧付き数字を付けます。見出しの上だけに1行程度のスペースを空けて下さい。

a) 項の見出し

項の見出しは、括弧付きアルファベットを付け、上下には特にスペースを空けません。項より下位の見出しは用いないで下さい。

4. 数式および数学記号

数式や数学記号は次の式 (1a)

$$G = \sum_{n=0}^{\infty} b_n(t) \quad (1a)$$

$$F = \int_{\Gamma} \sin z \, dz \quad (1b)$$

のように本文と独立している場合でも、 $C_D, \alpha(z)$

文章の中に出てくる場合でも同じ数式用のフォントを用いて作成します。数式や数学記号の品質が悪いと版下原稿として受け付けません。

数式はセンタリングし、式番号は括弧書きで右詰めにします。

5. 図表

(1) 図表の位置

図表はそれらを最初に引用する文章と同じページに置くことを原則とします。原稿末尾にまとめたりしてはいけません。また、図表はそれぞれのページの上部または下部に集めてレイアウトして下さい。図表の横幅は、「2段ぶち抜き」あるいはこのサンプルの表-1 や図-2 のように「1段の幅いっぱい」

表-1 表のキャプションは表の上に置く。このように長いときはインデントして折り返す。

資料番号	高さ h (m)	幅 w (m)
1	1.45	0.25
2	1.75	0.40
3	1.90	0.65

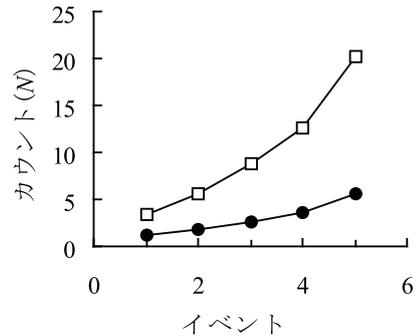


図-2 図のキャプションは図の下に置く

のいずれかとします。図表の幅を1段幅以下にして図表の横に本文テキストを配置することはやめて下さい。図表と文章本体との間には1~2行程度の空白を空けて区別を明確にします。

(2) 図表中の文字およびキャプション

図表中の文字や数式の大きさが小さくなり過ぎないように注意してください。特にキャプションの大きさ(9pt)より小さくならないようにして下さい。図表中の文字あるいは表題は本文と同じ言語を使うこととします。

長いキャプションは表-1 のようにインデントして折り返します。

6. 参考文献の引用とリスト

参考文献は出現順に番号を振り、その引用箇所でのように1) 上付き右括弧付き数字で指示します。参考文献はその全てを原稿の末尾にまとめてリストとして示し、脚注にはしないでください。なお参考文献リストのあとに1行空けて、事務局から通知された原稿受理日を右詰めで書いてください。ただし、最初の投稿原稿を用意していただく時点では、ここに?マークを挿入してください。

7. 最終ページのレイアウトと英文要旨

最終ページには英文のタイトル、著者名および要旨を横1段組で書きます。このサンプルにあるよう

に、本文や参考文献リストまでの2段組部分の左右の柱の高さをほぼ同じにし、10 mm程度の空白を入れて英文要旨を配置します。英文要旨部分の幅はタイトル部分と同じく本文よりも左右を10 mmずつ狭くします。

謝辞：「謝辞」は「結論」の後に置いて下さい。見出しとコロンをゴシック体で書き、その直後から文章を書き出して下さい。

付録「付録」の位置

「付録」がある場合は「謝辞」と「参考文献」の間に置くこと。

参考文献

1) Hill, R.: A self-consistent mechanics of composite materials,

J. Mech. Phys. Solids, Vol.13, pp. 213-222, 1965.

2) Blevins, R.D.: *Flow-Induced Vibration*, 2nd ed., Van Nostrand Reinhold, New York, 1990.

3) Karniadakis, G.E., Orszag, S.A. and Yakhot, V.: Renormalization group theory simulation of transitional and turbulent flow over a backward-facing step, *Large Eddy Simulation of Complex Engineering and Geophysical Flows*, Galperin, B. and Orszag, S.A. eds., Cambridge University Press, Cambridge, pp. 159-177, 1993.

4) ダン, Y.C.: 観光の力学／観光, 山田行介, 水出佳奈共訳, 風光館, 1970.

5) 中居伸明, 中嶋雄介: 完全版下原稿スタイルフォーマットの作成について, 観光まちづくり学会論文集, No.333/II-99, pp. 20-33, 1994.

(2014. 1. 1 受付)

PRINT SAMPLE FOR JAPANESE MANUSCRIPT FOR JOURNALS OF STCD

Editorial COMMITTEE, Touristic Community DESIGN Institute of Japan

The present file has been made as a print sample of the camera-ready manuscripts for Journal of STCD. Its text describes instructions to prepare the manuscripts: the layout; the font styles and sizes; and others. If you replace the text or the figures of the present file by your own ones, using CUT & PASTE procedures, you can easily make your own manuscripts.

This English ABSTRACT has narrower width than the main text by 10 mm from the left and the right margins of the main text, respectively. Font used here is Times-Roman 10pt. The length should be within 7 lines. It is preceded by the title and the authors; both are centered and the font size is 12pt.

観光まちづくり学会 論文・報告 投稿整理票

いずれかを○で囲んで下さい。 ・論文 ・報告 [*欄は編集委員会記入]

*受理年月日： ___年 ___月 ___日 / 再受理年月日： ___年 ___月 ___日

[著者の人数が多く、書ききれない場合は、ほか何名とし、別紙を添付して下さい。]

著 者	(和文) _____
	(欧文) _____
所 属	(和文) _____
	(欧文) _____
表 題	(和文) _____
	(欧文) _____
本文 ___ 枚、図 ___ 枚、表 ___ 枚、写真 ___ 枚、内容紹介 (200字) : 有・無 英文要約 (350語) : 有・無、英文要約和訳 : 有・無 [本文が和文の場合] 和文要約 (刷り上がり2項) : 有・無 [本文が欧文の場合]	

連絡先 (勤務先の場合は所属まで、自宅の場合はその旨ご記入下さい。)

住所・ 氏名	〒 _____ - _____		
電 話		ファックス	
E-mailアドレス	_____		

要旨 (内容紹介) 200字以内

観光まちづくり学会会則

(平成 25 年 10 月改正予定案)

第 1 章 名称と事務所

(名 称)

第 1 条 本会は観光まちづくり学会 (The Society of Tourism and Community Design) と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会の事務所は会長所属の八戸工業大学長谷川研究室に置く。
2 本会の北海道支部事務所は北海商科大学商学部細野研究室に置く。

第 2 章 目的と事業

(目 的)

第 3 条 本会は観光まちづくりに関する学術の進歩および普及を目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。
(1) 会員の研究促進を目的とする研究発表会の開催
(2) 講演会および講習会の開催
(3) 調査研究および視察会の実施
(4) その他の本会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 組織と運営

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、設立の趣旨に賛同し、観光まちづくりに関する学術の進歩および普及を目的に実施される各種事業に参加を希望する者をもって構成する。
会員は、個人会員および法人会員からなる正会員、学生会員、名誉会員とする。

学生会員は、学部生のほか、大学院博士前期課程の院生まで含めることとし、大学院博士後期課程の院生は個人会員とする。

名誉会員は、役員会において推薦し会員総会において承認する。

(会員の権利)

第 6 条 会員は本会の運営・企画する全ての事業に参加を希望することが出来、本会の編集出版物の配布を受けることができる。

(会費納入)

- 第 7 条 会員は次に定める年会費を納めるものとする。
- | | |
|-------|-----------|
| 個人会員は | 5,000 円 |
| 法人会員は | 20,000 円 |
| 院生会員は | 2,000 円 |
| 学生会員は | 会費を徴収しない。 |
| 名誉会員は | 会費を徴収しない。 |

(役員)

- 第 8 条 本会の事業を運営するために次の役員を置く。
- | | |
|-----------|--------|
| (1) 名誉会長 | 1 名 |
| (2) 会長 | 1 名 |
| (3) 副会長 | 1 名 |
| (4) 顧問 | 1 名 |
| (5) 特別顧問 | 1 名 |
| (6) 事務局長 | 1 名 |
| (7) 事務局次長 | 1 名 |
| (8) 理事 | 25 名以内 |
- (理事は名誉会長、会長、副会長、顧問、事務局長、事務局次長、特別顧問を含む)
- | | |
|--------|-----|
| (9) 監事 | 若干名 |
|--------|-----|

(理事、監事)

- 第 9 条 理事および監事は正会員中から選出する。理事は本会の事業運営の執行にあたる。監事は本会の会計を監査する。監事は理事を兼ねることは出来ない。

(名誉会長、会長、副会長、事務局長、事務局次長)

- 第 10 条 名誉会長は会長経験者で本会の設立および発展に多大な貢献をした理事から選出し、会長、副会長、事務局長および事務局次長は理事の互選により選出する。
- 名誉会長は学会賞等の授与をする。
- 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときこれを代理する。
- 事務局長は、第 4 条に揚げられた会務を総括する。
- 事務局次長は、第 4 条に揚げられた会務を分担し執行する。

(役員名の報告および任期)

- 第 11 条 選出された役員名は会員総会において報告され、承認を受けなければならない。
- 役員任期は 2 年とする。原則として承認を得た会員総会終了時より次期改選年度の会員総会終了時までとする。但し重任を妨げない。

(顧問)

第 12 条 本会に顧問を役員として置くことができる。顧問からは会費を徴収しないものとする。

顧問は役員会において推薦し、会員総会において承認する。

(会員総会の構成と開催方法)

第 13 条 正会員をもって会員総会を構成する。本会の組織と運営に関する最終決定は会員総会の決議による。

会員総会は通常総会と臨時総会とし、会長が主催する。

通常総会は毎年 1 回開催する。原則として研究発表会開催時に行なう。

臨時総会は理事の過半数または正会員の 3 分の 1 以上の連名による要求書の提示によって会長が召集する。

(会員総会の議決)

第 14 条 会員総会は会則の改正の場合を除き、正会員の 5 分の 1 以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数の同意をもって決定される。

出席は、委任状提出による出席を認めることとし、特に、法人会員にあっては代理出席も認めるものとする。

(会員総会の議事)

第 15 条 通常会員総会には次の事項を含ませなければならない。

- (1) 年次事業報告ならびに会務の審議
- (2) 年次会計報告ならびに監査報告
- (3) 研究発表会の開催に関する事項
- (4) 役員改選年度においては役員の選出に関する事項

(議案提出の手続き)

第 16 条 正会員は、会員総会に議事を提出することができる。

議事の提案をしようとするものは、原則として、事前に提案議事内容および提案理由を役員会に提出しなければならない。

(役員会)

第 17 条 本会の運営全般について協議するため、本会に役員会を置く。

役員会は、本会則第 8 条に定める役員で構成する。

役員会は、会長が招集し、役員の半数以上の出席で成立するものとするが、役員に事故あるとき、または欠けたときは代理出席を認め、更に、委任状提出による出席も認めるものとする。

役員会は、毎年 2 回開催することとし、うち 1 回は研究発表会開催時に行う。会長は、役員会の議長となる。会長に事故あるときは副会長が議長となる。

(役員会の任務)

第 18 条 役員会は第 3 条の目的に基づき、第 4 条に掲げた会務を分担し、遂行する。

(国際貢献部門)

第 19 条 本会則第 4 条 4 項に基づき、国際貢献部門を置く。
部門の中に会員の提案による部会を置くことができる。
部会の設置は総会の承認とする。

(支 部)

第 20 条 本会則第 4 条 4 項に基づき、支部を置く。
支部の設置は総会の承認とする。

第 4 章 会 計

(経 費)

第 21 条 本会の経費は、会費、寄付金及び補助金等によって支弁する。

(会費納入)

第 22 条 会員は、当該年度の会費を 10 月末日までに納入するものとする。

(会計年度)

第 23 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より始まり 3 月 31 日で終わる。

(会計担当)

第 24 条 事務局次長が会計担当の任にあたる。

(会則の変更)

第 25 条 本会の会則の変更は、正会員の 3 分の 1 以上が出席した会員総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意によって成立するものとする。
出席は、委任状提出による出席を認めることとし、特に、法人会員にあっては代理出席も認めるものとする。

第 5 章 雑 則

(内 規)

第 26 条 本会の運営上必要がある場合には、会長が内規を定めることができる。

附 則

(施行期日)

- この会則は、平成13年12月8日から施行する。
- この会則は、平成15年10月4日から施行する。
- この会則は、平成18年10月21日から施行する。
- この会則は、平成19年09月29日から施行する。
- この会則は、平成20年11月23日から施行する。
- この会則は、平成21年04月18日から施行する。
- この会則は、平成21年10月17日から施行する。
- この会則は、平成22年10月23日から施行する。
- この会則は、平成24年10月27日から施行する。

(施行の特例)

本会会則第21条の規定にかかわらず、平成13年12月8日から平成14年3月31日までの期間は、平成14年度に含めることとする。

観光まちづくり学会学会賞表彰規程

平成19年03月31日制定
平成22年10月17日一部改正

- 第1条 観光まちづくり学会賞の表彰はこの規定による。
- 第2条 表彰は学術論文賞および優秀発表賞を授与して行う。
- 第3条 学術論文賞は、観光まちづくり学会誌に掲載された論文の中から観光まちづくりに関する学術の発展に大いに資すると認められる研究に授与する。
- 第4条 優秀発表賞は、観光まちづくり学会研究発表会において発表された研究の中から観光まちづくりに関する学術の発展に資すると期待される発表に授与する。
- 第5条 学会賞選考委員は、会長が委嘱する。
- 第6条 学術論文賞の選考は学会賞選考委員3名によって行う。優秀発表賞の選考は、座長の推薦を受けたものの中から、学会賞選考委員3名によって行う。
- 第7条 表彰は、通常総会において賞状・記念品を授与して行う。
- 第8条 この規定の変更決定は、役員会の議決によって行う。

内 規

1. 学会賞選考委員は役員会で選定する。
2. 委員の任期は2年とし、再認を妨げない。
3. 学術論文賞の記念品は3万円相当の懐中時計とし、第1執筆者へ贈る。
4. 優秀発表賞の記念品は5千円の図書券とし、発表者へ贈る。
5. 学会賞の賞状は連名者へも贈る。

観光まちづくり学会役員名簿

(1) 名 誉 会 長	安 藤 昭	(NPO都市デザイン総合研究センター)
(2) 会 長	長谷川 明	(八戸工業大学)
(3) 副 会 長	原 田 房 信	(北海商科大学)
(4) 顧 問	前 川 勝 朗	(山形大学名誉教授)
特 別 顧 問	呂 杰 (るい じえ)	(上海友普経貿発展有限公司)
(5) 理事・事務局長	沖 野 健 悦	(北栄調査設計株)
理事・事務局次長	小野寺 淳	(岩手県沿岸広域振興局)
(6) 理 事	赤 谷 隆 一	(岩手大学)
	芥 川 一 則	(福島工業高等専門学校)
	安 部 信 行	(八戸工業大学)
	井 上 寛	(ノースアジア大学)
	菊 池 義 教	(元岩手県立福岡工業高校)
	佐々木 貴 弘	(岩手県立水沢工業高校)
	佐々木 康 勝	(NPO都市デザイン総合研究センター)
	佐々木 栄 洋	(株式会社栄組)
	杉 田 修 一	(八戸工業大学名誉教授)
	外 川 明 広	(盛岡市役所)
	龍 澤 正 美	(学校法人龍澤学館)
	中 村 正	(株式会社ネクサス)
	日 野 智	(秋田大学大学院)
	細 野 昌 和	(北海商科大学)
	道 端 忠 孝	(ノースアジア大学)
	南 正 昭	(岩手大学)
	宮 井 久 男	(岩手県立大学宮古短期大学部)
	山 添 勝	(山添計画工房)
	米 谷 光 正	(東北福祉大学)
(7) 監 事	阿 部 丕 顕	(元岩手県庁)
	佐々木 国 男	(株日刊岩手建設工業新聞社)

観光まちづくり学会委員会

- 1 学術論文審査委員会：委員長 安藤 昭
委員 佐々木 栄 洋 佐々木 貴 弘
井上 寛 梶田 敬仁
- 2 学会誌編集委員会：委員長 中村 正
副委員長 安部 信 行
委員 外川 明 広
- 3 学術研究委員会：委員長 芥川 一 則
委員 塚野 加奈子

事務局体制

事務局長 沖野 健 悦
事務局次長 小野寺 淳
事務局員 滝村 敏 道 石川 英 俊

学会本部所在地

〒031-8501 青森県八戸市妙字大開 88-1
八戸工業大学 長谷川研究室
TEL 0178-25-8075 FAX 0178-25-8075
E-mail: hasegawa@hi-tech.ac.jp

北海道支部所在地

〒062-8607 北海道札幌市豊平区豊平 6 条 6 丁目 10 番
北海商科大学 細野研究室
TEL 011-841-1161 (内線 8236) FAX 011-824-0801
E-mail: hosono@hokkai.ac.jp

本部事務局所在地：

〒020-0122: 岩手県盛岡市みたけ 4 丁目 4-20
(一社) 岩手県土木技術センター内 観光まちづくり学会事務局
事務局長直通 TEL 090-9034-5391
又は勤務先 TEL 019-614-0255 FAX 019-637-5885
E-mail: office@kankou-m.jp

法人会員名簿（平成26年度）

50音順

法人名	郵便番号	住 所	電 話
(株) 共同地質コンパニオン	020-0812	盛岡市川日11-4-2	019-653-2050
専門学校 盛岡カレッジオブビジネス	020-0025	盛岡市大沢川原3-1-18	019-651-5001
(株) 東開技術	023-0025	奥州市水沢区高網33	0197-24-1311

観光まちづくり学会 研究発表開催校（開催地）

回	開催日	開催校（開催地）	実行委員長
1	平成14年5月25日	アセンブラ・オクト （岩手県松尾村）	岩手大学 教授 安藤 昭
2	平成15年10月4日	秋田経済法科大学 （秋田市）	秋田経済法科大学 教授 道端 忠孝
3	平成16年10月9日	東北福祉大学 （仙台市）	東北福祉大学 教授 米谷 光正
4	平成17年10月15日	八戸工業大学 （八戸市）	八戸工業大学 教授 長谷川 明
5	平成18年10月21日	山形大学 （鶴岡市）	山形大学 教授 前川 勝朗
6	平成19年9月19日	福島高等工業専門学校 （いわき市）	福島高等工業専門学校 准教授 芥川 一則
7	平成20年11月23日	岩手大学 （奥州市）	岩手大学 准教授 南 正昭
8	平成21年10月17日	ノースアジア大学 （秋田県八峰市）	ノースアジア大学 教授 道端 忠孝
9	平成22年10月23日	八戸工業大学 （八戸市）	八戸工業大学 教授 長谷川 明
10	平成23年10月8日	東北福祉大学 （仙台市）	東北福祉大学 教授 米谷 光正
11	平成24年10月27日	福島高等工業専門学校 （いわき市）	福島高等工業専門学校 教授 芥川 一則
12	平成25年10月26日	岩手大学 （盛岡市）	NPO都市デザイン総合研究センター理事 岩手大学名誉教授 安藤 昭
13	開催予定 平成26年10月25日	八戸工業大学 （八戸市）	八戸工業大学 講師 安部 信行

編 集 後 記

本学会誌は平成15年7月の創刊以来、本巻をもって第11号を迎えることができました。

本号は、東日本大震災で壊滅的な津波被害を受けた岩手県陸前高田市の戸田太市長執筆による特別寄稿「高田松原の再生目指して」をはじめ、査読委員による審査を経て掲載可とした5件の論文を主軸に編集しました。

論文は学術誌としての核をなすものであり、さらにより多くの投稿を期待したいと思います。

また調査報告や論考、紀行文等は読者（特に若き学研の徒）にとっては多くのヒント、示唆を得る糧となるものと思われます。積極的な投稿をお待ちしております。

学会誌編集委員長 中村 正

副委員長 安部 信行

観光まちづくり学会誌

平成26年3月25日

観光まちづくり学会誌編集委員会

委員長：中村 正

副委員長：安部信行

編集委員：菊池義教

発行所：観光まちづくり学会

〒020-0122 岩手県盛岡市みたけ4丁目4-20

(社) 岩手県土木技術センター内 観光まちづくり学会

E-mail: office@kankou-m.jp

印刷所：中外印刷株式会社

TEL 0178-44-1447 FAX 0178-43-2848
